

美術展覽會も亦この時代から行はれて居たもので、個人を主とした小規模の美術展覽會は明治初年より時々開かれて居たが、集團的にこれを催し始めたのは明治十二年後の事であり、日本美術協會の創立に依り、繪畫、美術工藝品等の觀覽を明治十二年公衆したことに始るものである。

政府當局に於てもこの時代から屢々外國に於て開催される博覽會に視察員を派遣し、物品を出陳する等のこともした。明治九年三月文部大輔田中不二麻呂を米國費拉特費府博覽會に派遣し、十一年文部大書記官九鬼隆一を佛國巴重府萬國博覽會に派遣し、同時に教育に關する數百點の出品を行つた等が即ちこれである。

四、出版物

印刷術は既に往古より我國に傳へられて居たが、其の實用的價値が認められ、一般に使用される様になつたのは徳川末期の事で、維新以後歐米の文物が急激に傳へらるゝに及びて、印刷術も大いに實用として尙ばれ、盛に活用さるゝに至つた。明治二年長崎に活版傳習所が創設せらるゝに及びて從來の幼稚なる印刷術は全く面目を一新し、續いて政府に於ても印刷局を設置し、之に倣つて民間に於ても印刷所を開設する者が續出した。印刷術の斯かる長足の進歩は、圖書出版の事を容易ならしめ、歐米の新知識を多數の出版物に依つて國民に紹介し、文化の進展に著しい足蹟を示した。

新聞紙の發刊等其の最も著しい例で、維新當時既に二三の新聞紙は發刊せられ、時事問題をはじめ、政治問題等に亘つた論陣を張つたのであつたが、政府はこれ等新聞紙に依る弊害を認め、政府の許可を経ずして新聞を發刊することを禁止したので、當時一般から歡迎され多數の讀者を有して居た江湖新聞を始めとして幾多の新聞が發行中止の厄に遭つた。然るに政府に於ても時代の要求に應じた新聞の刊行を中止せしめるこ

とは、文化の進展に甚だしく不利益なる事を認め、明治四年二月政府自ら保護を與へて長三洲、關篤輔等をして『新聞雜誌』なる定期刊行物の發刊に當らしめた。次いで日刊の新聞として『横濱毎日新聞』が發刊されるに當り、社會の要求は卒然として新聞に集り、續いて東京日々、郵便報知等が發刊せられ、翌五年七月信濃毎日、更に翌七年には讀賣新聞、更に八年四月には挿畫を入れた小説等を載せ、大いに面目を一新した『東京繪入新聞』等が發刊せられ、新聞は一躍して新文化の媒介機關として、社會教育上重大なる役割を源するに至つた。新聞が日刊として論評から報導に轉向するや、此處に定朝刊行物として、主として時事問題、政事問題等に論評を加へ、自己の意旨をも發表する機關として雜誌が發刊さるゝに至つた。森有禮、西村茂樹等に依つて創められた『明六雜誌』慶應義塾より發行せられた『家庭雜誌』田口卯吉に依つて行はれた『東京經濟誌』等は其の主なるもので、これ等の印刷刊行物に依り、社會教育は著しく其の程度を高め、新文化の建設に多大の貢獻が残されたのである。

第四節 第三期の教育

第一項 教育令の制定

一、自由教育の思潮

當時の一般的思想の流れとして自由民權論が高唱せられ、國民は各自權力の自由を主唱し、甚だしきに至つては慷慨激越の語を以て民權の自由を高唱した著書等を出し、世を擧げて自由民權の思想が滔々たる有様

であつた。この思想の反映として、政治的方面に在つては國會開設の猛運動が起され、諸處に流血の慘をさへ出現したのであつたが、この影響は教育方面にも波及し、明治五年頒布せられた『學制』なるものが、あまり劃一的であり、干涉的であつて多分に官僚的傾向を帯びて居たので、漸く之を排撃せんとするの氣運が見えはした。

即ちこの急先鋒と見られるものは田中不二麻呂で、不二麻呂は再度米國に航し、米國の自由主義に全く心酔し、自由民權の社會思想と和して教育にもこの自由主義を取入れむとした。又一面に於ては田中不二麻呂等をして教育の自由を叫ばしめた原因として、學制が我が國の現状と相容れざる缺陷を如實に示したことに因るものであつて、學制は既に述べた如く其の負ふところは佛國の法典にして、秩序の整備せる點に於ては大いに賞讃に價するも、其の理想とするところも國情に照してあまりに高遠であり、當時に於ける我が國の實情より推して到序實現する事が出来ないものがあつた。

斯かる情勢に在り乍ら政府當局に於ては學制の規定を各地の教育に適應せむとして、教育施設の實現を期したので、地方に於ける教育費は増大し、人心が漸く學校教育を厭ふの風が生じ干涉喜ばず、教育の自由を尊重せむとするの傾向を示した。これ等の原因に依つて、自由教育の思潮は益々高唱せらるゝに至り、遂に學制改革の聲が揚り、明治十二年九月二十九日を以て太政官の布告に依り、學制は廢止せられ、新に『教育令』なるものが制定せられた。

二、教育令の制定

教育令は斯くして制定を見たのであるが、學制が全百五十九章の老大な内容を有するに反し教育令は僅か

に四十七ヶ條に過ぎず、其の規定も學制に比し極めて大項のみであつた。而してその項目も主として小學校に關するものが多く、學制とは小學區を規定し、學區取締を置いて教育の監督に當らしめたが、後育令に在つては『毎町村或ハ聯合シテ公立小學校ヲ設置スヘシ但町村人民ノ公益タルヘキ私立學校アルトキハ別ニ公立小學校ヲ設置セサルモ妨ナシ』等と規定してあり、學制に比して其の精神とするところは極めて自由、寛大に取扱はれて居る。故に當時これを稱して自由教育と評した程であつた。

三、教育令の要旨

教育令に依れば學校を小學校、中學校、大學校、師範學校、專門學校に分ち、小學校の義務教育年限の如きも従來の學制に在りては十三歳迄に小學校を終へることを原則としてあるが、教育令に於ては『凡兒童六ケ月ハ普通教育ヲ受クヘシ』と規定せられて居ることに依り、都合に依つては義務教育を僅か十六ケ月受ければ、これを以て終へたりとするものであつて、學制と著しき相違である。又公立小學校の學期を八ケ年と定めて居るが、其の土地の模様によりてこれを半減することが出来るのみでなく、半減された四箇年の學期間に於ても、毎年四箇月以上の授業を行へば可なりとする如きものもある。又は『學校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノハ就學ト看做スヘシ』又は『學校ヲ設置スルノ資力ニ乏シキ地方ニ於テハ教員巡廻ノ方法ヲ設ケテ兒童ヲ教授セシムルコトヲ得ヘシ』等の如く、教育を國民の自由意志に依つて行はしめんとする如き傾向のものさへある。これ等は全く米國に於ける自由主義の教育法をそのまま取入れたものであつて、其の弊害は幾何もなくして隨所に表はれたのであつた。

又教育令に依れば學校に公立、私立の區別を設け、地方税若くは町村の公費を以て設立したるものを町村の公立學校とし、一人若くは數人が私費を醸出して設立したるものを私立學校として居り、公立學校に於ては其の設立、廢止等の場合には單に地方長官の認可を得るのみで自由に設立、廢止等が出来ることとなつたので、各地に於て公立學校廢止の申請があり、教育上由々しき大問題として非難の聲が湧き起るに至つた。教員は男女何れにても適任の者は其の資格を得ることが出来、年齢は十八歳以上とし、原則として教員たる資格を有するには師範學校卒業者として居たが、教員に適當なる學力を有する者は教員たるの資格を有すると云ふが如き規定も設けてあつた。

教育令は教科目に就ても亦大なる改正を加へて居た。而してその要旨とするところは、學制に依り定められたる如き煩雜なる教科目を設ける事は義務教育の本旨にあらずとし、小學校の學科を讀書、習字、算術、地理、歴史、修身の初歩とし、其の土地の情況に應じて野畫、唱歌、體操、物理、博物等の大意をも加へしむることとし、女子には裁縫を設けしむるべく規定せられて居る。

教育令は大部分小學校に對する規定であるが其他中等教育、高等教育に關する事にも觸れて居る。即ち中學校は高等なる普通學科を授けるとし、大學校は法學、理學、醫學、文學等の専門諸科に對する高等の智識を授けるとし、専門學校は専門に依つて各々一科の學問を授けるとして居る。又師範學校は各府縣の便宜に従ひ、公立師範學校を設置すべきものであるとして、師範學校の整備を期する目的の補助金を各府縣に配給する等のが規定せられて居た。

斯くの如く教育令は、學校の設置に關しても又管理に於ても、又教科内容に至つても、學制に比して著しく自由であり、寧ろ放任の形にあつたので、當時の人々の爲め曲解せらるゝ傾きさへあり、教育事業は急激

に頽廢せんとする傾向を示した。此處に於て教育令發布に當り其の當區の責任者たる文部大輔田中不二麻呂は、責を負ひ文部省を去るに至つた。

第二項 教育令の改正

一、教育令改正の上申

上述の如き理由に依り田中不二麻呂が文部省を辭するや、河野敏鎌が文部卿に任ぜられ、十三年十二月再び教育制度の改正を計つた。文部省が教育令改正に當り如何に重大なる決心と、努力とを傾け専心教育の向上を期して居たかと云ふことは、教育令改正に際し上申した文書に依り如實に窺ふことが出来る。

文部省 上申

別冊教育令改正案並其上奏之議共進呈候間奏上被成下度候右ハ昨日モ略陳述候通施政上至急ヲ要シ候モノニ付御裁可相成候ハハ本月二十二日頃迄ニ布告相成リ候様致シ度將又本案ノ旨趣ニ關シ内閣各部ニ於テ御質疑ノ廉モ御座候ハハ辯明之議文部權大書記官島田三郎同少書記官久保田讓ニ申付置候ニ向ケ詳議相成度且本案御採用之上元老院議定ニ被附候等ハ右兩書記官ヲ以テ内閣委員ニ被命候様相成候ハハ幸ノ事ニ有之候此段及上申候也

教育令改正案上奏スルノ議

維新僣武ノ後政府大ニ文教ヲ布ケリ其事草創ニ屬スルヲ以テ尨雜叙無ク事態齟齬スルモノナキニ非スト雖トモ學校ノ設置天下ニ遍ク人民就學ノ途爰ニ洞開セシモノハ一ニ此法ノ致ス所ニアラスンハアラス爾來五

七年世態大ニ改マリ百般ノ制度又隨テ變スルヲ以テ學制漸ク其權衡ヲ失セリ是レ明治十二年九月四十七條ノ新法ヲ定メ以テ舊學制ニ代ル所ナリ蓋此改正ニ當リ舊法ノ老雜ヲ芟リ過度ノ制限ヲ除クニ急ナルヨリ其勢ノ及フ所往々放任ス可ラサルモノヲ併セテ放任スルニ至レリ其然ル所以ノ故ヲ考フルニ亦偶然ニアラサルナリ夫レ學制ノ頒布ニ當リ執事者意ヲ成功ニ銳クシ校舍ヲ壯大ニシ外觀ヲ裝飾スルノ事往々ニシテ免レズ是ニ於テカ學問ノ益未タ顯レシテ人民之ニ厭フノ念先ツ生ス議者其弊ノ因ル所ノ深考セス徒ラニ罪ヲ學事ノ干涉ニ歸シテ之ヲ尤ム而シテ教育令此際ニ成レルヲ以テ爲メニ其精神ヲ謬マルモノ蓋シ寡シトセス臣ヲ以テ之ヲ觀ルニ前日ノ幣タル學制ノ主義ニアラスシテ施行ノ宜シキヲ失フニアリ干涉ノ過度ニアラスシテ干涉ノ途轍ヲ過ツニヨレリ何トナレハ前日ノ干涉スル所ハ唯學校ノ設立費用ノ募集等專ラ外部ノ事ニ止マリ授業ノ得失ヲ考ヘ費途ノ緩急ニ察スルカ如キ内部ノ事ニ至テハ其意ヲ經ル蓋シ寡ケレハナリ而シテ謝者一切尤モ干涉制度ノ上ニ歸シ反動ノ勢普通教育ト雖トモ亦干涉ス可ラスト云フニ至ル過テリト云フヘシ猶醫師ノ治ヲ過ツハ醫術ノ咎ニアラス而シテ醫ノ不良ナルカ爲メニ遂ニ醫術ヲ廢セントスルカ如シ豈理ナランヤ蓋普通教育ハ國民ノ品位ヲ上下スルノ力アリ苟クモ國ヲシテ開明ニ民ヲシテ良且懋ナラシメントスルハ教育ノ普及ニアラサレハ不可ナリ而シテ政府之ヲ督勵セスシテ其普及ヲ望ム殆ト阿清ノ跋ツ可ラサルカ如シ夫ノ英國ノ如キ之ヲ歐洲大陸諸國ニ比スレハ頗ル教育ヲ放任スルモノトス而シ全國ノ人民ノ無智ナル夙ニ識者ノ慨ク所トナリ世論漸ク干涉ノ止ム可ラサルヲ覺知シ遂ニ一千八百三十九年ニ及ンテ樞密院中ニ教育局ヲ設ケ若干ノ費用ヲ議定セシヨリ年々其權限ヲ擴充シ費額ヲ増益シ一千八百七十八年ノ如キハ補助金二百四萬五千二百零八ポンドノ巨額ヲ議院ニ於テ議定スルニ至レリ夫ノ政事ニ干涉ヲ事トセス又教育ノ一事ニ至テハ歐洲大陸ノ諸國ニ數等ヲ讓レルノ英國ニシテ其措置尙ホ此ノ如シ其他ハ類推スヘキナ

リ蓋シ其政體ノ如何ニ關セス苟モ文明ヲ以テ稱セラルル國ニシテ普通教育ノ干涉ヲ以テ政府ノ務トセサルハナシ是普通教育ハ其國運ニ關スル最大ナルカ故ニアラスヤ我國ノ如キ學制ヲ施シテヨリ纔ニ數年未タ其功績ヲ見サルニ於テハ深ク怪ムニ足ラス但施行ノ間ニ當リ僅々ノ弊ヲ見ルカ爲ニ其精神ヲ挫シ又皮相論者ノ說ニ謬ラレテ此主義ヲ揉ムルニ至リテハ何レノ日ニカ此民ト共ニ文明ノ域ニ進ムコトヲ得ンヤ是臣カ今日ニ當リ教育ノ主義ヲ定メンヲ希圖シテ已マス教育令ノ改正案ヲ進奏スル所以ナリ或ハ曰ハン客年教育令ヲ制定シテ墨痕未タ乾カス今又之ヲ改正セハ信ヲ國民ニ失フヲ如何ニセント是亦事ヲ解セサルノ言ノミ苟モ法令ノ國家人民ニ不利ナルヲ知ラハ隨テ之ヲ改正スル又何ノ憚ル所カ是レアラシヤモシ既ニ其不利ナルヲ覺ユルモ敢テ之ヲ改メス荏苒年ヲ涉ル者ハ彼不可ナルヲ知テ難ヲ攘ミ來年ヲ竣テ止メントスル者ト其異果シテ何クニアルヤ抑亦自家ノ便ヲ計ルニ厚フシテ國家ヲ念フニ薄キ者ト謂ハサル可ラス之臣カ今日改正案ヲ進奏スルニ於テ敢テ遲疑セサル所以ナリ抑現行教育令ノ高等諸學校ニ於ケル纒カニ其名稱ヲ掲クルニ止マリ之カ制規ヲ立ツルノ條ハ全ク缺如タリ臣ノ意將ニ之ヲ補テ其體ヲ具ヘシメントスルニ在リ但普通教育ノ衰頹ヲ挽回スルコト焦眉ノ急ニ屬スルヲ以テ今回ノ改正ハ專ラ小學ニ係ル事ヲ主トシテ其他ニ及ハス謹テ此ニ照察センコトヲ臣敏鑣恐惶頓首謹言

この一文に依り教育令改正の意圖が奈邊に在つたかと云ふことが最も明らかとなる。

二、改正教育令の要點

改正教育令中最も要點となつて居るものは、學制を復活し就學を督促し、義務教育を高むることであつて、改正教育令の第九條にも『各町村ハ府知事縣令ノ指示ニ從ヒ獨立或ハ聯合シテ其學齡兒童ヲ教育スル

ニ足ルヘキ一箇若クハ數箇ノ小學校ヲ設置スヘシ但本文小學校ニ代ルヘキ私立小學校アリテ府知事縣令ノ認可ヲ經タルトキハ別ニ設置セサルモ妨ケナシ又十六條には『小學校ノ學期ハ三箇年以上タルヘク授業日數ヘ毎年三十二週以上タルヘシ、但授業時間ハ一日三時間ヨリ少カラス六時間ヨリ多カラサルモノトス』等と規定されて居る。更に又就學の事に就ては、

父母後見人等ハ其學齡兒童ノ小學校三箇年ノ課程ヲ卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少クトモ毎年十六週日以上就學セシメサルヘカラス又小學校三箇年ノ課程ヲ卒リタル後ト雖モ相當ノ理由アルニアラサレハ毎年就學セシメサルヘカラス

斯くの如く公立小學校設置の件から、廢止等の事に及んで嚴重なる取締りを行ひ、小學校に於ける授業時間、又は就學兒童の事に亘つて大いに改正せられ、其の規定を嚴重にして居る。

三、改正教育令の得失

上述の如く教育令は改正せられ、上申書にもある如く、相當の干渉を加へた嚴格なる規定が設けられたので、民間の一部からはこれを稱して干渉教育令との評を蒙つたのであつたが、前十二年に發布した教育令の旨趣が未だ普ねく民間に徹底して居なかつた事と、文部省當局に於て改正教育令の實施を普及せしめる意味に於て、全國に對し宣傳を努めて行つたので國民もよく之を理解し教育の紀綱は大いに正しくせられた。

併乍ら改正教育令に依る缺陷は義務教育に於ける國庫補助金を廢止したことである。國庫補助金は明治六年以來學事獎勵の爲め、一生徒に對し九厘の額を以て年々國庫より各府縣に交付し、之を小學委託金と稱して二十萬圓乃至七十萬圓を補助して居た。教育令に在つても其の二十八條には、

公立小學校ヲ補助センカ爲メニ文部省ヨリ毎年補助ヲ各府縣ニ配布スヘシ

と規定せられて居たが、改正教育令に於ては之を廢止した。これ等は教育令の改正が教育の振興を目的とするものであつた。その本旨と相反する點で、義務教育に與へた影響は相當大きいものであつた。

第三項 初等教育

一、小學校教則綱領

小學校教則綱領は改正教育令を説明したものであつて、明治十四年五月四日文部省より各府縣に布達せられた。即ち小學校はこれを初等、中等、高等の三等に區分し、初等科に在つては修身、讀書、習字、算術の初歩、唱歌、體操等の學課を修學せしめ、中等科は初等科の教科目に更に地理、歴史、博物、物理の初歩を加へ、女子の爲めに裁縫を課した。高等科は中等科の教科目に更に化學、生理、幾何、經濟の初歩を加へ、女子には特に家政經濟大意等の教科を教授した。

併し乍ら之等の教科は全く固定的のものではなく、土地の事情等に依つては適宜に教科目の増補を許されて居た。農業、工業、商業等に對する初歩の學科を教授したのも各々土地の情況を斟酌して、之等の教科が適宜に配當せられたが、修身、讀書、習字、算術等の學科は主要科目としてこれを増加したり、又は削減したりする如きことは許されて居なかつた。而して文部當局の特に意を傾けたのは修身の教授であつて、改正教育令以來教科目の配列するに當り必ず修身科を以て第一位に置くを常とし、教授時間も亦之を増加して毎週三時間とし、一回の教授時間を三十分として一週六回の教授を行はしむることとし、特に修身科の學科程

度に關して次の如き規定が設けられて居た。

初等科ニ於テハ主トシテ簡易ノ格言事實等ニ就キ中等科及高等科ニ於テハ主トシテ稍々高尚ノ格言事實等ニ就テ兒童ノ徳性ヲ涵養スヘシ又兼テ作法ヲ授ケンコトヲ要ス

明治十七年十一月からは更に英語の初歩をも加へ、其の土地の情況に應じて之等正科以外の科目を教授して居り、學期も、初等科、中等科は各々三ケ年、高等科は二ケ年都合八箇年を以て小學の課程を修了することになつて居た。又一年の授業日數も最少限度を三十二週間とし、一日の授業時間を三時間乃至六時間として、明細なる課程表が作られて居た。

二、小學教員心得の發布

明治十四年六月文部省は『小學教員心得』なるものを十數箇條に亘り擧げて、これを各小學校教員に頒布した。文部省が如何なる目的に依つて斯くの如き教員心得なるものを發布したかと云ふ事は、其の心得るべき事として擧げられた項目に依つて察しらるゝのであつて、當時の社會相が教育界に如何なる反映を與へたかと云ふことを知るに好適なる資料であつて、其の要旨とするところは次の一文に依つて略々明らかとなつて來る。

小學教員ノ良否ハ普通教育ノ弛張ニ關シ普通教育ノ弛張ハ國家ノ隆替ニ係ル其任タル重且大ナリト謂フヘシ今夫小學校教員其人ヲ得テ普通教育ノ目的ヲ達シ人々ヲシテ身ヲ修メ業ニ就カシムルニアラスンハ何ニ由テカ尊王愛國ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ醇美ナラシメ民性ヲシテ富厚ナラシメ以テ國家ノ安寧福祉ヲ増進スルヲ得ンヤ小學校教員タルモノ宜ク深ク此點ヲ體スヘキナリ因テ其ノ恪守實踐スヘキ要款ヲ左ニ揭示ス

苟モ小學校教員ノ職ニ在ル者夙夜匪懈服膺シテ忽忘スルコト勿レ

これに依つて見れば小學校教員の優劣は直ちに國運の消長にも關係するものであるに依つて、須らく小學校教員たるものは、尊王愛國の士氣を振興し、國家興隆の基を爲さねばならぬものである、と云ふのであつて、其の實を擧げる爲めの心得として次の如き十六箇條に亘つて戒めたものであつて、道徳教育、智心教育、身體教育等に分けてその要旨を述べたものである。次に参考の爲めその全文を掲げることとする。

一、人ヲ導キテ善良ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス故ニ教員タル者ハ殊ニ道徳ノ教育ニカヲ用ヒ生徒ヲシテ皇室ニ忠ニシテ國家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ及自己ヲ重ンスル等凡人倫ノ大道ニ通曉セシメ且常ニ己カ身ヲ以テ之ヲ模範トナリ生徒ヲシテ徳性ニ薰染善行ニ感化セシメンコトヲ務メヨ

二、智心教育ノ目的ハ專ラ人ヲシテ智識ヲ廣メ材能ヲ長シ以テ其本分ヲ盡スニ適當ナラシムルニ在リ、豈徒ラニ生命ヲ博取シ奇功ヲ貪求セシメンカ爲ナランヤ故ニ教員タル者ハ宜ク此旨ヲ體認シ以テ生徒智心上ノ教育ニ從事スヘシ

三、身體教育ハ獨リ體操ノミニ依著スヘカラス宜ク常ニ校舎ヲ清潔ニシ光線溫度ノ適宜及大氣ノ流通ニ留意シ又生徒ノ健康ヲ害スヘキ癖習ニ汚染スル等ヲ豫防シ以テ之ニ從事スヘシ

四、鄙吝ノ心志陋劣ノ思想ノ懷クヘカラサルハ人々皆然リト雖モ特ニ教員タル者ハ自己ノ心上ニ於テ最モ謹ミテ之ヲ除去セサルヘカラス蓋シ幼童ノ智徳ヲ養成シ身體ヲ發育スルノ重任ニ膺リ以テ世ノ福祉ヲ増進スルノ實効ヲ奏スルハ固ヨリ鄙吝陋劣ニシテ偷安貪利ヲ事トスル徒ノ敢テ能クスヘキ所ニアラサレハナリ

五、學校管理上ニ缺クヘカラサル快活ノ氣象ハ心神萎靡セル人ノ能ク具有スヘキ所ニアラス又生徒教授上ニ缺クヘカラサル許多ノ勞力ハ身體孱弱ナル者ノ能ク寧耐スヘキ所ニアラス是故ニ教員タル者ハ宜シク特ニ起居飲食等ノ常度ヲ守リ散鬱及運動等ノ良規ニ循ツテ其身心ノ健康ヲ保全シ以テ其務ヲ盡スノ地ヲ做サンコトヲ努ムヘシ

六、教員タル者ハ唯々小學校教則中ニ掲クル所ノ學科ニ通スルノミヲ以テ足レリトセス博ク教則外ノ學科ニ涉ランコトヲ要ス卑シクモ此ノ如クナラサレハ即チ教授上ニ破綻ヲ生シテ生徒ノ信憑ヲ失ヒ遂ニ其身ヲ學校ノ上ニ置ク能ハサルニ至ルヤ必セリ

七、教員タル者ハ常ニ整然タル秩序ニ依リ學識ヲ廣メ以テ其ノ心志ヲ練磨センコトヲ努ムヘシ否ラサレハ決シテ教授ノ實効ヲ奏スル根柢ヲ立ツル能ハス蓋シ我カ練磨セサルノ心志ヲ以テ能ク他人ノ心志ヲ練磨シ得ルモノハ未タ嘗テアラサルナリ

八、師範學校等ニ於テ嘗テ學習セシ所ノ教育法ハ概ネ其一様子タルニ過キサルモノナリ故ニ教員タル者ハ徒ラニ之ヲ踏襲スルヲ以テ足レリトセス宜シク常ニ自ラ其ノ得失利病ヲ考究取捨シ以テ之ヲ活用センコトヲ努ムヘシ

九、人ノ心神及身體ノ組織作用ニ至ツテハ教員タル者最モ深ク意ヲ留メ講究ト經驗トニ由テ其原理實際ニ精通センコトヲ要スヘシ否ラサレハ假令致々汲々トシテ教育ニ從事スルモ遂ニ臆度妄作ノ弊ヲ免ル、コト能ハサルナリ

十、學校管理ノ事ハ之ヲ教授ノ事業ニ比スレハ更ニ困難ナリトス故ニ教員タル者ハ常ニ人情世態ヲ審ニシ通義公道ヲ辨シ且ツ事ヲ慮スルノ方法務ヲ理スルノ順序等ヲ諳練セサルヘカラス

十一、校則ハ校内ノ秩序ヲ整肅ナラシムルニ止ラス兼テ生徒ノ德義ヲ涵養スルノ要點タリ故ニ教員タル者ハ能ク此旨趣ヲ體認シ以テ之ヲ執行セサルヘカラス

十二、熟練懇切勤勉ノ三者ハ亦教育上ニ缺クヘカラサルノ美事タリ故ニ教員タル者能ク此三者ヲ具備シテ其事ニ從フ時ハ獨リ教授ノ實効ヲ奏スルヲ得ヘキノミナラス又生徒ヲシテ不知不識之等ノ美事ニ感化シ習慣自然ノ如クナラシムルニ至ルヘシ

十三、學校ヲ統率スルハ事ニ剛毅、忍耐、威重、懇誠、勉勵等ノ諸德ニ由ルヘシ蓋シ剛毅ニアラサレハ難ニ勝ル能ハス忍耐ニアラサレハ久ヲ持スル能ハス威重ニアラサレハ人ヲ服スル能ハス懇誠ニアラサレハ衆ヲ懷クル能ハス勉勵ニアラサレハ事ヲ成ス能ハス

十四、生徒若シ黨派ヲ生シ論争ヲ發スル等ノコトアラハ之ヲ處置スル極メテ穩當詳密ニシテ偏頗ノ弊ナク苛刻ノ失ナカラシムルヲ要ス故ニ教員タル者ハ常ニ寬厚ノ量ヲ養ヒ中正ノ見ヲ持シ就中政治及ヒ宗教上ニ涉リ執拗矯激ノ言論ヲナス等ノコトアルヘカラス

十五、人トシテ善良ノ性行ヲ有スヘキハ言ヲ俟タストイヘトモ教員タル者ニ至ツテハ最モ善良ノ性行ヲ有セサルヘカラス否ラサル時ハ獨リ幼童ノ德性ヲ涵養シ善行ヲ誘掖スルコト能ハサルノミナラス却テ其天賦ノ戕賊スルニ至ルヘシ蓋シ幼童ノ中心タル至虛至沖ニシテ外物ノ爲ニ感染セラル、コト極メテ敏銳ナレハナリ

十六、教員タル者ノ品行ヲ尙クシ學識ヲ廣メ經驗ヲ積ムヘキハ又其職業ニ對シテ盡スヘキノ務ト謂フヘシ蓋シ品行ヲ尙クスルハ其職業ノ品位ヲ貴クスル所以ニシテ學識ヲ廣メ經驗ヲ積ムハ其職業ノ光澤ヲ増ス所以ナリ

以上十六箇條に分け、道徳教育に關しては忠孝、敬、信、慈、自重等の大道に通曉せしめ、智心教育に於ては智能を長じて其本分を盡さしめ、身體教育に於ては學校衛生上にも注意すべき等のことを諭して居る。

三、教 員 規 定

如上のものは主として小學校教員としての、徳性を練磨せしむる爲めの諭告として發せられたものであるが、この外に教員に對して定められた諸規則は次の如きものである。

- 一、小學校教員免許狀授與方心得
- 二、小學校教員品行檢定規則

以上の二項は小學校教員に關する規定中最も重要なものであつて、前者は明治十四年一月三十一日付を以て文部省より布達せられて居るが、その要旨とするところは、官公立師範學校の卒業證書を有せずして、小學校教員たらむとする者には、初等、中等、高等の小學校教育に對し、兒童に教課を教授し得る丈の學力の有無を檢定したる後、その資格ありと認められたものに對しては小學校教員たる免許狀を授與し、右の免許狀を得たる者に對しては五ヶ年間小學校教員たるの資格を與へたのであつて、教員免許狀を下附したる者は訓導として認め、訓導の外にも準訓導及び授業生等の名目に依り小學校教員として認めて居た事に對する規定である。後者は、小學校教員中不品行の者がある時は之を處置することに關しての規定であつて、明治十六年五月に至つてこの規則は單に訓導のみに止まらず、學校長にも之を適用することを規定した。この外小學校教員としての實質を向上せしむる爲めの施設、規則等が數度に亘つて發せられたのであつて、これに依つて見ても文部當局が如何に教員の實質向上に力を傾け、小學校教育の發達に留意して干渉を加へたかと云ふことが

分る。

四、小 學 教 育 の 向 上

此の如く文部省は一方に於ては専ら小學校教育の要目を改善し、又他の一方に於ては教育の實績を擧ぐることに努力し、明治十六年には文部省より各府縣に令して小學校教育の改良を計らしめ、時々文部省より吏員を派遣して地方の教育事情を視察督勵せしめたので、一時衰微の傾向を見せた義務教育は數年を出でず、實質の向上を示した。次に明治五年學制頒布以來明治十八年の改正教育令發布に至る間に於ける小學校の發達を示せば、

年 次	學 校 數	兒 童 數
明治六年	一一、五五八	一、一四五、八〇二
同 七 年	二〇、〇一七	一、七一四、七六八
同 八 年	二四、二二五	一、九二六、一二六
同 九 年	二四、九四七	二、〇六七、八〇一
同 十 年	二五、四五九	二、一六三、六〇一
同 十 一 年	二六、五八四	二、二七三、二二三
同 十 二 年	二八、〇二五	二、三二五、〇七〇
同 十 三 年	二八、四一〇	二、三四八、八八〇
同 十 四 年	二八、七四二	二、三二二、六〇四

明治十五年
同 十六年
同 十七年
同 十八年

二九、〇八四
三〇、一五六
二九、二三二
二八、二八三

二、六六一、九九二
二、八三八、一〇八
二、八〇九、七二六
三、〇九七、二三五

第四項 師範教育

一、教育令と師範学校の減少

教育令の發布に依り、自由教育の眞精神が國民に充分理解されずして、寧ろ之を曲解する者あり、教育は一時衰微を來した事は既に述べた通りであるが、師範教育に於ては一層著しきものがあつた。即ち教育令に依れば、其の箇條に『師範學校へ教員ヲ養成スル所トス』と規定せられて居り、改正教育令にも殆んどこれと大同小異の規定しか見え居らず、これに依れば何れの教員を養成する學校であるかも適確には表はれて居ないことになる。

而して又其の三十三條には『各府縣ニ於テハ便宜ニ隨ヒテ公立師範學校ヲ設置スヘシ』と云ふことが法文として規定せられて居る。隨つて其の設立經營は各府縣の任意に依り行つて差支なきこととなり、これ等を曲解した府縣に於ては任意に師範學校の廢止を行ふものも現はれ、明治十二年より十三年に亘つて、師範學校中廢止の厄に遇ふもの實に二十六校の多數に達したのであつた。斯くの如く師範教育が一時に衰微に向つたのは前述の教育令を曲解したことに大なる原因を有するものであるが、この外にも次の如き原因があつ

た。その一は明治五年學制頒布を見、各地方は争つて小學校の創立を計り義務教育の充實を劃した爲め小學校教員に著しく不足を來し、爲めに教員養成機關として、各府縣は盛んに師範學校の創立を計り、多數の生徒を收容して教員養成に努めたので、數年を経過したこの時代には、既に小學教員に過剩を來し師範學校の收容人員を制限すると云ふ如き傾向を示して來て居た事と、今一つの原因は、文部省に依り奨學金として各府縣に給せられて居た補助金が、明治十三年以來交附されなくなりし事と、以上三つの原因に依り師範學校は急激に減少を見るに至つたのであつた。此處に於て文部省は改正教育令中に『各府縣ハ小學校教員ヲ養成センカ爲ニ師範學校ヲ設置スヘシ』と云ふ條文を設け、師範學校の復活を計つたのであつた。

二、師範學校教則大綱

改正教育令の發布に依り各府縣に於ては、師範學校の設置を必要とするに至り、師範學校は再び復活を見るに至つたが、これと同時に著しく其數を増加した師範學校に對して、教則を制定し以て師範教育の統一を計る必要が生じて來た。故に文部省は明治十四年八月十九日を以て『師範學校教則大綱』を發布した。此處に於て創設以來區々として一定教則を有しなかつた師範教育は始めて一定の教則に依つて統一せらるゝに至つた。即ち其教育大綱の第一條に、

師範學校ハ小學校教員タルニ必須ノ學科ヲ授ク所トス

と明確に師範學校の性質を規定してあり、更に第二條には、

師範學校ヲ分チテ初等、中等、高等ノ三等トス

又第七條には、

高等師範學科卒業ノ者ハ小學各等科ノ教員タルヲ得ヘク中等師範學科卒業ノ者ハ小學、中學科及初等科ノ教員タルヲ得ヘク初等師範學科卒業ノ者ハ小學、初等科ノ教員タルヲ得ヘキモノトス
と規定されてある。而して修業年限は初等師範科一年、中等師範科を二年半とし、高等師範科を四ヶ年としてある。

師範學校の入学資格は年齢十七歳以上にして小學中等科卒業以上の學力ある者とし、土地の事情に依つては十五歳以上とするも差支なしと定められてある。

又學科は初等科は修身、讀書、習字、算術、地理、物理、教育學、學校管理法、實地授業、唱歌、體操とし、中等科に在つては初等科の學科に更に歴史、圖畫、生理、博物、化學、幾何、簿記等の各科を加へ、高等科は中等科の學科に更に代數、經濟、本邦法令、心理等の教科を加へられて居た。又土地の事情に依つては右の學科中何れかの學科を削除して、その代償として農業、工業、商業、英語等を加へ、女子の爲には本邦法令、經濟の二學科を除き、又は或學科の程度に幾分の斟酌を加へて裁縫、家事經濟等の學科を加へることを可能とした。而して尙ほ細則に亘る師範學校の教則なるものは、これを各府知事、縣令等に依つて、文部省より發布せられた右の教則を基礎とし編成、文部卿の認可を得て經營せられたものである。

又師範學校卒業生に對する資格は初等師範學校卒業生は小學初等科の教員たる資格を與へ、中等師範學校の卒業生は小學中等科及び初等科の教員たるを得べく、高等師範學校の卒業生は小學各等科の教員たる資格を與へられて居た。

三、府縣立師範學校通則

明治十四年八月文部省に依りて發布せられた師範學校教則大綱を基礎として、各府縣に於て細項に涉つた教則を定めたことは前述の如くであるが、これに依つて師範教育は著しく整然とし面目を一新するに至つた。茲に於て文部省は益々師範教育の完備を期する意味を以て、明治十六年七月六日『府縣立師範學校通則』なるものを發布した。

その要旨とするところは、府縣立師範學校は忠孝彞倫の道を本として、管内に於ける小學校教員たるべきものを養成する所とし、入學する生徒の率を定めて、管内學齡人員千人乃至千五百人に付一人、後之を改めて千五百人に付一人とし、職員は校長、教諭、助教諭、訓導、書記を置き、教員中には中學師範學科又は大學科の卒業證書を有する者を少く共三人以上任用することとし、事情に依りて右の證書を有せざるものを代用せむとするに際しては、府知事、縣令は文部卿の許可を経る可きであるとした。

又師範學校生徒の學費に關しては、從來府縣に依つて任意に處理して居たが、然る時は其の統一が期し難いので、通則に依れば、これを學校から給與するのを原則とした。

斯くて師範教育は内容外觀共に整備を見たのであつて、前項に於て引用した小學教員に對する訓諭と云ひ、又師範教育の統一に依り其の實質を向上せしめ様とした點等、當時文部當局に於て如何に教員の實質向上に付細心の注意を傾けたかと云ふことが察せられる。

四、選舉師範生

東京師範學校卒業生にして、各府縣に奉職する者の中には、其の移動が極めて多く、又土地の情況に依り

ては優良教師を招聘せんとしても、赴任する者無き情態であつたので、斯かる情態では文部省の主眼とする優良教員の普及は遂行出来ないで、文部省は明治十六年四月二十八日を以て「府縣選舉師範生徒募集規定」なるものを布達した。右の規定に依れば東京師範學校は從來官費生のみを收容して居たのであるが、官費生の外に府縣費に依る生徒を、府縣よりの推選に依り入學せしめ、卒業後は給費を受けた府縣に於て教師として奉職せしめることにした。これに依つて従來優良教員を得ることの出来なかつた遠郷の地に當時師範教育としては最高の教育機關たりし東京師範學校に於て、最近の教育を受けた優秀なる教員を配當し、以て教育の普及向上を期したのである。

五、男女師範の合併

師範教育は斯くして益々其内容を充實せしめ、優良教員の普及も其の實を擧ぐるに至つたが當時の風潮として、女子が師範學校に學び、教師として職業に就くことを未だ喜ばざるの傾向があり、傳統的な女性觀に依つて、女子は家庭を守り職業に携はる事は女子としての汚辱であると云ふ如き事が一般に考へられて居たので、男子師範が一般から尊ばれたのに反して、女子師範は兎角輕んぜられ、入學志望者も尠かつた。随つて女子師範を各府縣に於て獨立經營する事は、甚しく不得策であつたので、文部省に於ても女子師範として獨立せしめず、之を男子師範に合併せむとするの議起り、遂に明治十八年八月二十七日、先づ東京女子師範學校を東京師範學校に併合して、之を師範學校女子部とした。續いて十月一日を以て各府縣に布達し、女子師範學校は盡く男子師範に併合せしめることとした。

併乍ら其の學科は従前の如く男子師範と女子師範とは區別して行はれた。

六、師範教育と森有禮

師範教育に關しては當時政府の最も意を傾け、その充實と向上を計つたことは既に述べた如くであるが、此の改正に最も力を傾けた人は森有禮であつた。有禮は久しく英國に在つて彼地の典形的紳士風の教育に深く心を傾け、歸朝後當時専ら米國式の教育法に據つて居た、我が教育の不規律なるを見て、之を改革せんと決心を以て、先づ師範教育の改正に依り其の實を擧げ様とした。即ち師範教育を根本的に改革し、以て普通教育の任に携はる教員の改良に依りて國民の教育觀を根本的に革正せんとしたのであつた。

而して有禮の教育改革も要旨は大要次の如きものであつた。普通教育は即ち國民の必ず修めなければならぬ教育であり、随つてその如何は直ちに其國民の實質に關係するところが最も多い、故に當局の最も之を重んずるところであつて、普通教育の如何は又教師の人格の反映に待つ所が多い、随つて教員は優良なる國民として常に修養が必要で、其の意味に於て師範教育は最も大切なものであるとて教員養成の教育の重大なる點を擧げ、教員となるには先づ善良なる人物であらねばならぬ。善良なる人物を養成するには如何なる事が最も必要かと云へば、第一には從順なる氣質を開發すべき教育であつて、從順とは「唯命是れ從ふ」と云ふ事であつて、これを文字の上に於て見る時は事の善、悪い事にあれ、其の是非利害を選ばずして之に從ふと云ふ意であり、其の理由は、「青年子弟に在りては其識見未だ確定せざるを以て其事に對して之が善惡是非を明に辨別すること能はず云々」と説いて居る。故に其識見確定せざる青年子弟たる師範學校の生徒たる者は、校長の命を遵奉しなければならぬ。校長は縣令に依つて信任せられたものであるから、其の校長が善きと認めて生徒に發したところの命令は絶対に重且善と信じなければならぬ。故に師範學校生徒たる

者は良く校長の命令を遵奉する従順のものであらねばならぬと爲すものであり、更に、相助くるの情を其心意に涵養せねばならぬ、と爲し、其の理由とするところは、其國の文明が如何なる程度であるかと云ふ事は、人間相互間の友情の深淺に依つて計ることが出来るものであつて、風俗に於て浮薄なるものゝあるのは、未だ友情の淺きが爲めであり、風俗が篤厚であれば友情は深い。眞正の文明と云ふものは篤厚なる風俗に依つて表徴されるものであつて、此の意味からして文明國民たるには、友情の篤厚が最も必要であると説いて居り、更に、

威儀を有すると云ふことに就て心掛くるべきであるとし、威儀とは端正なることであつて、若しこれに缺けて居たならば、人の命令に對してよくそれを奉ずることが出来ず、人の命令をよく遵奉し得ない者は、他人に對して命令を發する資格の無い者である。故に人の命令を遵奉する者も、人に命令する者もこの威儀なるものを缺いては資格がない。と説いて居る。

而して是等のものをよく遂行せしめるには、其の方法として兵式體操を行はしむることが最も必要であるとして、師範學校の教科に兵式體操を採用したのであつた。これは往古の我國教育の根本義とされて居たものが、文武兩道を尙ぶに在つた事に依り、尙武の氣風を養成せしめ而して智識をよく實行に移させ様とした事に依るものであり、又軍隊に於ける指導精神が前述の三項とよく合致して居るが爲である。

以上は森有禮の師範教育に關する要旨であつて、既に普通教育の項に於ても引用した如く、有禮は人物養成の根柢を普通教育置き師範教育の指導者を養成する機關である關係上、特にこの方面に意を用ひたところであつて、斯くの如く徹底した教育論を持ち、教育行政機關最高の位置たる文部卿として、改革の實を擧げた森有禮の功績は我が教育史上特筆大書すべきものである。

七、初等教育と森有禮

世評の如何を顧みず飽く迄所信に邁進して、幾多改革の實を擧げた文部卿森有禮は、單に教育行政家として敏腕であつた計りでなく、實際教育の上に於ても亦卓越した見解を有し、明治時代の六大教育家として、此の時代に於ける教育思潮にも大なる影響を與へた人であつた。

有禮は一國の文化を爲す基礎は義務教育の實質の如何に深く關係を有するものであるとの見地から、初等教育に對しては特に深い關心を拂ひ、革正の主力を之に注いだのであつて、初等教育の實際に關しては大要次の如き見解を持して居た。

1、修身科の教育に就て、

兒童の發育の度合如何を辨へず、徒に古人言行の漠然として難かしき事を授くること甚不可なるは勿論、中には頗る穿ち過たる事あつて小學校生徒の腦力にては逆も解し得べからざることあり、否之を解し得るも、啻に修身の教となすべからざるのみならず、却つて之を傷害するものなきを免れず世間往々論語等を用ゆるものあり、該書の如きは修身書と言はんよりは寧ろ政治書と言ふの穩當なるに如かざるに似たり、尤もさすが孔子の言行を綴りたるものなれば、修身の模範となること亦尠しとせざれども、其言たる多くは當時の形勢に應じ、又は其の弟子の人と爲り如何を察し、説述せしものなれば、之を兒童に授けるには其性質如何に依り、須く注意斟酌をなさざるべからず、要するに今日の修身教科書は總て瑕瑾なきを免れざるを以て教員の注意最も緊要なり。

2、讀書、可成發音を正しくし、且土地のなまりの如きは努めて正さざるを得ず、且又早く讀誦するを以

て手柄となすに足らず、誰れが聞いても分明なる様に讀ましむるを要す。英語の如きは最も然りとす、生徒の年齢長するに従ひ、其の意味は漸く解し得るに至るを以て、最初は専ら發音に注意せしめ、發音漸く正しきを待て節調等を付し、其意義に通ぜしむる様注意すべし、且本邦人に母音子音の區別を解せず、動々もすれば子音の後に母音を混出するの弊あれば能く注意すべきことなり。

3、習字、習字は努めて姿勢を正しくし、決して體を曲げ、左腕を机に着けて書くことあるべからず、且又従前の席書の如く徒に唐紙又は白紙等に大字を書せしむる如きは、骨に益なきのみならず、不經濟たるを免れず、蓋し其能書家となるものは敢て他の誘導を俟たざるも自ら此に至るべく、況んや能書の如きは小學課業にあらざるに於てをや、小學に於ては唯だ綺麗に早く書する様教授するを以て足れりとす。

4、作文、小學校生徒に作文を授くるには先づ記事體を以てし、功めて實物に就き之を叙述せしめ、而して高等の生徒に至ては叙記する所の事に關し、感覺する所の事項又は之を改良するの意見等を附記せしむるを要す。且其記事は徒に文字を並べ事柄を形容構造する如きは甚だ好ましからず、唯努めて實物に就き精確に觀察叙記せしむるを要す。又一人の生徒に多くの事柄を叙記せしむべからず……而して唯一體の記事のみにては或は生徒に倦怠の念生するの恐れあれば、日用書讀如きも亦缺くべからざるものなるを以て、便宜他の諸體を授くるも可なり……

5、算術、算術は兒童最初の間殊更に語算を授け、以つて生徒腦髓の働きを活潑穎敏に養成するを要す、又總て問題は生徒發育の度に應じ、生徒の自ら解し得べき適當なるものを選ばざるべからず、徒らに解し難き問題を發し、又は生徒の學力に不相當なる文字を使用し以て生徒を困却せしめ甚しきに至りては

碌にその問題の解き明かしをも爲さざるものありそれ如此而して該題意と適合する算術を爲し得るものは實に偶然なりと謂はざるを得ず、教員の良否に依り生徒學業の進否に大差を生ずる亦宜ならずや。

6、敬禮、立禮を爲す時徒らに腰を屈むるは宜しからず、唯直立して姿勢を正しくし、以て體の上部を少くし前に傾ければ可なり、女子は右足を一步後に引きて前述の如くすべし。

以上は主として小學校教育の實際に即した教授論であつて、學校行政の主班に居る文部大臣が斯くまで實際教育に就き、詳細な點迄も考慮して居たと云ふことは極めて興味ある事實であつて、當時我國の文化は歐米先進國の文物移入にのみ汲々として居て、國民的自覺に乏しく、理論の追究にのみ心を傾けて、人物の養成と云ふ事を等閑に附する如き傾向あり、有禮はこの弊風を打破して眞に自覺した國民を、初等教育の改革に依つて行はんとしたものであつて、延いては初等教育の直接指導者たる、小學教員の實質向上を計る爲め、特に師範教育にも力を傾けたのであつた。

第五項 中等教育

一、教育令と中等教育

明治十二年發布を見た教育令は、主として小學校に關する規定であつて、中等教育に就ての規定は極めて簡單であつた。即ちその第四條に『中學校ハ高等ナル普通學科ヲ授クル所トス』と規定されて居るのみで、他に中學に對する規定は見えて居ない。これは明治五年の學則が著しく詳細を極めたものであるのに比して、單に中學目的のみを示したに過ぎず、隨つて中等學校の經營に就ては、全くその地方の任意に依り區々

なる方法が行はれて居たのであつて、甚しきに至つては、折角莫大なる經費を投じて創立した中學校を、この教育令が發布されるや、廢止したり、又は師範學校に併置したりするものがあり、經營に於て既に斯くの如き亂脈を示して居たので、其の修業年限や教科目に至つても一定して居なかつた。斯くの如く中等教育に就ては全くこれを地方に一任したので、一時中等教育は著しく萎靡したのであつた。

二、中等教育の統一

教育令並に改正教育令に於て、中等教育に關する聖然たる規定を設けなかつた事は、一期にして中等教育を不振に陥らしめ、此の儘に放任する時は由々しき大事を招來しさうな形勢となつたので、文部省に於ては『中學校教則大綱』なるものを制定し、亂脈に陥つた中等教育に統一を行ふこととなつた。

中學校教則大綱は明治十四年七月二十九日制定せられたものであつて、中學校を分けて二つとなし初等中學、高等中學とし、社會に處するに當り、中等以上の業務に就かしむる爲め、又は高等の學校に入る爲めの必須學科を授けるところの、高等普通學科を授けるところとした。

而してその規定に依れば、初等中學科は修業年限を四ヶ年とし、修身、和漢文、英語、算術、代數、幾何、地理、歴史、生理、動物、植物、物理、化學、經濟、記簿、習字、圖畫、唱歌、體操等の學科とし、この内英語は獨逸語、佛蘭西語等の語學中其の何れかと之に代へしむる事を得せしめ、唱歌は教授法の整備を見た上で之を課することとした。

高等中學科は二ヶ年を以て修業年限とし、教科目として初等中學に於ける學科目に更に三角法、金石、本邦法令等を加へる事とし、其の土地の情況に依つては學科の加除を自由ならしめた。又時として高等中學科

の外に更に普通文科、普通理科等を置くこともあり、又は高等中學を置かずして、初等中學に之等を併置する等の事が行はれて居た。その他に土地の情況に依つては普通文科、普通理科の代りに農業、工業、商業等の専修科をも置くことを得るものとし、而してその授業時間は、一年間に三十二週以上とし、初等科は一週二十八時間、高等科は二十六時間と定められて居た。以上の如き中學校教則大綱が制定せられたことに依り從來亂脈を極めて居た中學の教課は茲に稍々統一せられ、地方に依りて著しい差異を生ずると云ふ如き弊害が除去せられ、中等教育の充實發展を見るに至つたのである。

三、中學校通則

明治十四年七月二十九日付を以て發布された中學校教則大綱は、中等教育の統一を計り、その實質を向上せしめる爲めに大いに効果が認められたのであつたが、未だ其徹底を見ざるの情態に在つた。故に文部省に於ては更に明治十七年一月二十六日を以て『中學校通則』なるものを制定し、以て中學校教則大綱の趣底せむことを期た。

中學校通則には中學校の目的、校長及び職員資格其他數項に亘る規定であつて、中學校教則大綱に依り略々明かにされた中等教育の目的を更に闡明させ、中學とは中人以上の業務に就く者、又は高等の學校に入學せむとする者の爲に忠孝彝倫の道の本として、高等の普通教育を授けるところとし、其の校長たるべき者は、品行端正にして、學力と亦學校を管理するのに充分であるところの者を以て之を任じ、當時海外の文物移入に専心するの餘り、我が國粹を忌却する傾向が動もすれば認められて居たので、中等教育に於て特にこの事に留意し、特に忠孝彝倫の道の本として、國家意識を自覺した教育を中等學校に施さんとしたのであつた。

た。
 斯くの如く文部省は中學校に對する規定を定め、その取締を嚴重にしたので、中學教育は著しく整備を見るに至つたが、反面に於ては學校數は著しく減少した。これは學制頒布以來各府縣に於て、競争的に内容の伴はない中學校を創立した爲め、其數が雨後の筍の如く簇出したのであつたが、教育令の發布に依り廢止するものあり、減少を見たのであつたが、續いて『中學校教則大綱』『中學校通則』等の嚴格なる規定が定められたことに依り更にその數を減少したものであつて、之を數字的に示せば、明治十七年に於ける總數百三十二であつて前年度よりも四十一校の減少を示して居り、之を教育令發布當時の數に比較する時は約六分一の減少を示して居る。これは各地方に於ける中等教育の關心が稀薄になつたことに因るものではなく、從來無自覺に近い程度で中等教育に携つて居た各地方が、漸く自覺して來たことに因るものであつて、文部當局の方針を根本的に理解し、専ら教育の實質的向上を計り、内容と規模の整備に努めた爲めであつて、校數に於て最も多かつた教育令發布當時に比較して、生徒數が校數の減少に反比例して、著しく増加して居ることに依り明らかである。

而して當時最も外觀、内容共に整備して居たものは大阪中學校である。同校は明治元年の創立に係り、後年京都に移され、第三高等學校となつたものである。當時の中學校發達過程を系數的に示せば左の如くである。

年	校數	生徒數
明治十二年	七八四	三七、一四〇
同 十三年	一八七	一一、八六七

明治十四年	一七三	一一、七六七
同 十五年	一七三	一三、〇一〇
同 十六年	一七三	一四、七六三
同 十七年	一七三	一五、〇〇〇
同 十八年	一〇七	一五、〇五七

四、女子の中等教育

この時代から女子養育の必要も漸次認められ、男子と同様女子に中等教育を授くる爲め、明治十五年七月四日東京女子師範學校に附屬女學校を創設する事が文部省より達せられ、官立の高等女學校が始めて出現したのであつた。

高等女學校に於ける教育方針も、中學校の教育方針と同様、彝倫道德を本として高等の普通學科を授け、貞淑なる日本婦人を養成することが本旨とされて居た。而して其の教科は、修身、讀書、作文、習字、算術、地理、本那歴史、博物、物理、化學、圖畫、裁縫、禮節、家政、音樂、體操等であつて、入學資格は小學科六箇年の課程を修業したる者であつて、品行方正、身體強健なる者としてあり、修業年限は五箇年とされて居た。其の後東京女子師範學校は、東京師範學校に合併せられたので、附屬高等女學校も亦東京師範學校附屬高等女學校と改稱され、翌明治十九年二月十八日付を以て文部大臣官房に所屬し、六月十九日を以て東京高等女學校と改稱し、習二十年獨立の高等女學校となつた。

斯くの如く文部當局に於ては女子教育を重視し其の獎勵に努めたのであつたが、地方に於ける女子教育は

未だ不振を極め、僅かに栃木、岐阜等に公立の高等女學校が創立されて居たに過ぎなかつたが、其の後漸次高等女學校の創立を見、明治二十年頃には全國に於て十校近くの高等女學校を數ふるに至つた。これは男子の教育が著しく進歩し、教育機關も各地に設置せられ、内容外觀共に充實し居たのに比較すれば、甚だしき不振と云ふことが出来るが、從來全く等閑に附せられ、甚だしきに於ては女子に教育は不必要なりとの觀念を以てせられて居た維新當時に比較すれば近々十數年間に隔世の進歩を遂げたものと云ふことが出来るであらう。

第六項 高等教育

一、東京 大學

中等教育、初等教育に對しては教育令、改正教育令に依つて行はれて居たのであつたが、高等教育に關する事は右の條文中特に之を規定して居ないので、大學令が明治十九年發師されるまでは主として東京大學に於て行はれて居つた。

東京大學は前にも述べた如く、大學南校、大學本校とを合併したものであつて、合併と同時に現在の土地たる本郷元富士町に移轉したのであつて、明治十三年法、文、理の各學部に學士研究科が設けられた。これは後年の大學院となつたもので、此の時代に萌芽を發したのであつた。續いて翌明治十四年六月には東京大學の職制を改め、新に東京大學總理なるものを置き、法、理、文、醫の四學部及び大學豫備門の統括を掌らしめ、更に翌十五年には文學部に古典講習科を置き、翌十六年には支那古典講習科をも設けた。續いて十八

年には和漢文科を分離せしめて和文學科、漢文學科とし、此の年文學部の中に置かれて居た政治學科を文學部から離して法學部に移す等の事が行はれた。而して同年從來の醫學部を置かれて居た本郷元士富町に、法文兩學部の建築中であつたものが、完成を見たので、神田錦町から兩學部を之に移轉せしめた又同年八月從來大學總理に依つて管理せられて居た大學豫備門は管理を解かれ、又東京法學校を大學法學部に合併した。東京法學校は明治五年司法省内明法寮に設けられたものであることは前述の如くであるが、明治十七年十二月文部省の所管となり、東京法學校と改稱したのである。更に此の年理學部を分轄して工藝學部を置いた。以上は大體に於ける東京大學の變遷であつて、既に此の時代に於ては綜合大學に近き組織の下に秩序立つた高等教育を行つて居たのである。

二、大學 豫備門

東京大學豫備門は明治十年四月東京英語學校を大學豫備門に改めたものであつて、その組織は第一級より第五級に至る五級から成り、修業年限は之を四箇年として、之等の過程を修了したものは、其の志望に依つて大學の法、文、理の各科に入學することを許し、別に醫學部に進む者の爲めには五箇年を以て修了する豫備門を置いた。後醫學部豫備門は廢止されて一般豫備門中に編入せられ、從前の四箇年を以て修了する即ち法、文、理の豫備門はこれを本學科とし、醫學部の豫備門は分學部の豫備門は分學科と區別した。

十六年一月には更に大學豫備門に英語專修科を置き、地方中學の初等又は高等中學校を卒業した者に修學せしめ、英語專修科を修學した者は大學豫備門の第二級又は、東京大學、法、文、理學部の第一年級に入學せしむる階梯とした。

明治十七年七月には從來の本費、分費の稱を改めて、兩費を合併せしめ、修業年限をも四箇年に改めて、其の入學年齢をも十六歳以上の者にして和漢文、獨語、數學初歩等に合格した者と改め、學科目をも修身學、和漢文、獨語、英語、數學、地理學、史學、生理學、動物學、植物學、物理學、化學、金石學、理財學、畫學、羅句語、體操等とし、翌十八年東京大學の管理から脱して文部省の管轄に屬し、東京法學校の豫科及び東京外國語學校の獨、佛語學科生徒を轉屬せしむることとした。斯くて明治十九年第一高等學校と改稱せられ、現在に至るものである。

三、醫學校通則

醫學に關する教育は特に文部當局の獎勵する處であつた關係上、各地に醫學又は醫學に關する學校、私塾等が設けられたが、未だ之等を統一する規則は設けられて居なかつたので、教育機關も一定の規則に依つて經營せらるゝものが尠なく、その弊害も甚だかつたので、文部省に於ては之を矯正する爲め明治十五年「醫學校通則」なるものを制定し、各府縣に布達して其の實施の速かならんことを期せしめた。

醫學校通則に依れば、醫學校を甲種醫學校、乙種醫學校の二とし、甲種醫學校は尋常の醫學科を教授し、醫師たらん者を養成するものであつて、乙種醫學校は醫學科の極めて初歩を教授するもので、修業年限を三箇年とし、土地の事情に依つて甲種の醫學校を設立する事が不能なる場合、又は醫師の速成を必要とする等の目的に依つて經營せられたものである。

四、藥學校通則

醫學校通則を制定して全國の醫學校を共通の規則に依つて統一した文部省は、更に十五年七月を以て「藥

學校通則」を制定し、醫學校と同様藥學校に對する取締を嚴重にした。

藥學校通則に依れば、藥學校をして、醫學校と同様甲乙二種とし、甲種藥學校は尋常の藥學科を教授し、修業年限をも三箇年以上とし、主として藥劑師たらむとする者を養成する所とし乙種藥學校は修業年限二箇年とし、甲種學校に準じて醫藥に關する知識を授くる處とした。併乍ら藥學校は多くは醫學校に併設されて居るもので、特にこの規定に従つて經營する藥學校の如きは極めて寥々たるもので、僅かに熊本藥學校を擧げる事が出来る程度である。熊本藥學校は藥學校通則の發布を見た翌年の創立であるから、藥學校通則なるものは、殆んど是迄適用されなかつたものと云つても過言ではない。

五、私立法學校の簇出

この時代は最も思想的に大なる波瀾のあつた時代で、世は滔々とした自由民權論の高唱であつた。隨つて國民の間に法律を修めむとする者が非常に多く、夫等の要求に應じて法律を授くる學校が著しく創設さるゝに至つた。法政大學の前身たる東京法學社の創立を見たことは既に前節に於て述べた通りであるが、續いて明治十三年七月相馬永胤等に依つて京橋區南鍋町に法律と經濟とを修むる專修學校（現專修大學）の創立を見十四年四月には岸本辰雄等に依つて麴町區有樂町に明治法律學校（現明治大學）の創設があり、更に翌十五年には大隈重信等に依つて創立せられた東京專門學校（現早稻田大學）が創設せられ、明治十八年には菊池武夫等の創むる英吉利法律學校（現中央大學）が神田錦町に出來、更に明治二十三年には時の司法大臣小田顯義等の主唱に依つて日本法律學校（現日本大學）が創設せられ、この外にも特に法律のみを專攻する學校ではないが、之に似た學校の創立、又は從來の專門學校等に於ても特に法律關する學科の増加を計る等、

法律の研究は著しき勢を以て發達したのであつた。

斯くの如く遽かに私立専門學校の簇出を見、其の監督の必要を生じたので、文部省に於ては特に東京府下に於ける私立法律學校監督の爲め『東京府下設置私立法律學校特別監督條規』なるものを設け、帝國大學總長をして之等私立法律學校監督の任に當らしめた。

六、語 學 校

語學に關する専門學校中官立の外國語學校は、東京外國語學校のみであつた。東京外國語學校は明治十五年組織を改正して従來の上下二等の區制を廢し、朝鮮語科をも設けたが、十七年三月高等商業學校を併置し、十八年八月佛、獨兩語學科を東京大學豫備門に屬せしめ、更に東京外國語學校並に附屬高等商業學校、東京商業學校の三校を合し、東京商業學校と改稱し、組織を改めて第一部、第二部、第三部を以て従前の東京外國語學校の教科を授けしめることとした。

この外各府縣に於て一時相當の數に達して居た外國語學校は漸次その組織を改め、中學校又は實業學校となり、遂に明治十九年には全く外國語學校なるものは、存在を見せざるに至つた。これは明治初年に於ける吾が中等學校が何れも外國語を以て教授し、洋學校、又は英語學校等と稱して中等教育を授けて居たのであつたが、漸次中學校の數が増加するに伴つて、外國語學校の必要が認められなくなつたことに依るものである。

七、美 術 學 校

工部省に於て明治九年工部美術學校を工學校の附屬として創立し、美術工藝に關する知識技能を授けて居

たが、明治十五年に至つて遂に廢止せられた。

この外に美術に關する學校として、京都府立畫學校を擧げることが出来る。京都府立畫學校は明治十三年七月京都市上京區中筋町に、京都府の手に依つて創立せられたもので、其の目的は主として日本畫の研究、發達を基礎とし、合せて工藝製作物の改良や、其他美的陶冶の標準を高め、繪畫並に美術工藝界の發達に資せんとして始められたものであつた。

八、音 樂 學 校

東京音樂學校は其の端を明治十二年十月に發して居る。即ち當時文部省内に音樂取調掛なるものを設け、時の東京師範學校長伊澤修二をして取調掛を兼任せしめたのであつて、その翌年三月音樂取調掛官署を本郷に置き、内外の音樂を研究する爲めに米國人メーソンを招聘した。メーソンは東京師範學校附屬小學校及び東京女子師範學校附屬練習小學並びに幼稚園の兒童に唱歌の教授を行つて居たが、同年十月二十二人の生徒を收容して音樂傳習の事を掌つた。

斯くて明治十六年二月海軍省雇たりし獨逸人エツケルトをして音樂取調掛教師に兼任せしむるに於て、『音樂取調掛規則』なるものを制定し、修業年限を四箇年として次の如き學科を課する學校とした。修身、唱歌、洋琴、風琴、箏、胡弓、専門樂器、和聲樂、音樂論、音樂史、音樂教授法等の學科を教授し、十八年二月音樂取調所と改稱し文部省の直轄に屬せしめたが幾何もなくして再び音樂取調掛と舊名に復し、文部大臣官房の附屬としたが、二十年十月に至つて東京音樂學校と改稱した。

九、宗 教 學 校

明治新政に依つて信教の自由が許されてから、基督教は公然と信仰せられる様になつたので著しき勢を以て布教し、佛教をも怖かすに至つたので、之に對抗する爲めと、又他面に於ては新時代に適應した佛教の普及發達を計る目的の下に各宗派に於て佛教學校の創立經營を計るに至つた。即ち曹洞宗に於ては明治十五年、曹洞宗大學林を起し、又眞宗本願寺に於ても眞宗大學寮を始め、盛んに新しい宗教教育を行ふに至つた。又これ等と前後して、國粹主義の高唱を教育上に反映せしめた神宮皇學館、皇典講究所等が創立せられた。神宮皇學館は明治十五年四月、神宮祭主朝彦親王の令旨によつて、神宮神官に皇學を授ける爲め、林崎文庫内に創立したもので、皇典講究所は同年六月全國神職の團體が本邦の典故、文献を研究せんとして創立したものである。

この外に體育に關する専門學校、文學に關する専門學校等の設けられるものあり、専門教育は著しき勢を以て發達した。

第七項 實業教育

一、工 業 學 校

從來重視されなかつた工業教育は、漸くこの時代から、其の緒に就くに至つた。即ち文部省に於ては職工長、又は製造所長等として實際工業に携はる技術家を養成する機關として、明治十四年五月東京職工學校を

創立した。

東京職工學校は其の修業年限を四箇年とし、之を本科豫科の二つに分け、豫科は一箇年本科を三箇年の修業年限と定め、十五年九月より授業を開始した。續いて十七年職工學校の規則を改正して、中學校との聯絡を計り、中學初等科を卒業した者に對しては、これを豫科に入學せしむることとした。次いで十九年帝國大學の附屬とし、正科、速成科、専攻科に分ち、後ち東京工業學校と改稱した。

又明治十九年一月東京商業學校にも附屬商工徒弟講習所を置き、商業又は工業に就いて實際的なる教育を授け、其の修業年限を職工科三箇年、別科二箇年とした。

是等の外に個人にて工業學校に類似のものも創設したものもあつたが、何れも極めて小規模のもので、特に擧げる程のものではなかつたが、工業教育が漸く一般の關心を惹き、漸次教育機關の開設を見るに至つたことは興味ある點であつて、又特に注目を要す可き事はこの時代の工業教育が、何れも實際工業家として學理よりも技術の養成を主眼とした點である。

二、農 業 教 育

工業教育が漸く其の緒に就いた如く、農業教育も亦漸く發達の氣運を示すに至つた。故に文部省に於てはその氣運を助長せしめる意味に於て農業教育の統一を計る可く、明治十六年四月『農學校通則』なるものを定めた。

農學校通則によれば、農學校を大別して二種とし、一は實際農業家を、一は農業を處理する者を養成する目的に依つたものであつて、實際農業家を養成するものは、實地を深く授け、學理を第二義的に取扱ひ、學

科は修身、算術、幾何、物理、化學、動植物學、耕種、養畜、農業、經濟、農業簿記等とし、土地の情況に依つては、これ等の學科に多少の斟酌を加へて、園藝、森林、開墾、養魚、桑、茶、棉、楮、藍、蠟、甘蔗、蘆粟、葡萄、煙草等の耕種法、製茶法、製糖法、農産物貯法、肥料製造法等の中最も必要と認むる科目を加味して教授するものとした農業を處理す可き者を養成する農學校は、修業年限を三箇年とし、農業上の學理と、實地とを併せ授けるとした。而して其の教科目は修身、代數、幾何、三角法、圖畫、物理學、化學、動物學、植物學、地質學、農用化學及農用工學、耕種、養畜、農業經濟、農業簿記、農事法規等とし、前者と同様其の土地の情況如何に依つては園藝、森林、開墾、獸醫、昆虫學等の科目を置き、又は前者と同様の各科を適當に斟酌して教授することを得せしめたのであつた。

農學通則は農業教育の統一を計り、併せてその興隆を目的として發せられたものであつて、この規則制定に依り農業教育の統一は大いに計られたが、その反面として、劃一的に陥り過ぎた憾みがあり、實際に適應しないものがあつて、土地の情況に依つては大いに不便を感じる如き傾向さへあつたので、遂に十九年三月を以て廢止し、自然の發達に任すこととした。

三、商業學校

商業教育は著しく發達を示し各地に公立、私立の商業學校の創設を見るに至つた。茲に於て文部省は明治十七年一月「商業學校通則」なるものを制定し商業教育の統一を計つた。

商業學校通則の規定するところによれば、商業學校を分けて二種類とし、一は自ら商業を營む者を目標とし、他は宜く商業を處理する者を養成する事を以て目標とした。隨つて教科も自づから趣きを異にし、前者

には學科を輕視し修身、讀書、習字、算術、簿記、商業書信、商業地理、商品、商業經濟、商業實習等とし土地の情況に依つては上記の學科に多少の斟酌を加へて銀行、爲替、運輸、保險、會社、圖畫、物理等の必要と認むる學科を置く事を許し、又英、佛、獨、支那、朝鮮等の語學中必要なものを置かしむる事を許し其の修業年限の増加をなし得るものとした。

後者の商業を處理す可き者を養成する商業學校は學科に重きを置き、修身、和漢文、習字、算術、代數、簿記、商業書信、商業地理、圖畫、商品、商業經濟、商業史、商業法規、商業實習、英語等とし、前者と同じく土地の情況に依つては銀行、爲替、運輸、保險、會社法、海上法、契約法、關稅、統計、物理、化學、博物、幾何、機械、工藝史等の科目を置き、又英語の外に佛、獨、支那、朝鮮等の語學を英語に代へて修めしむることとした。而して其の修業年限は三箇年とし、場合に依つては一箇年以内の増加を許した。

商業教育が農業教育、工業教育等に比して急激に進歩を遂げたことは、時勢の進運に相俟つものであつて、特に語學に英語、獨逸語、佛蘭西語、支那語、朝鮮等を加味し、之を重んじたことは、商取引の範圍が世界を對象とした事に依るものであつて、十數年の昔と比較し實に隔世の感がある。

第八項 盲啞教育

一、教育令と盲啞教育

盲啞教育はこの時代から數箇所に教育機關の設置を見、稍々體系を整ふるに至つたのであつたが、教育令及び改正教育令は之に言及しなかつた。明治五年の學制には盲啞教育を廢人教育として、注文中に明記して

居たが、十二年の教育令及び十三年の改正教育令中、其の規定を見なかつた事は、教育令及び改正教育令が學制の如く詳細に亘つた規定でなかつた爲め、特に盲啞教育に關する項目を設けなかつたことに依るものらしく、注文中規定されて居ない事に依り當局が之を度外視したのではなかつた。

二、盲啞教育の組織化

明治八年吉川太四郎に依つて創められて京都盲啞學校は、明治十二年京都府立として經營されてより、大いに内容の充實を計り、凡てを組織化す事に努めたので、入學者も漸次其の數を増し、明治十三年には收容人員八十二、十五年には一躍して百四十二人、十五年には百四十四人と云ふ風に逐次生徒の増加を示したので、勢ひ教科の改正を必要として來たので、十七年大いに内容の組織化を計り、盲生にも啞生にも普通科、専修科の區別を設け、其の修業年限をも増加して小學校に於ける修業年限と同様普通科を六箇年、専修科を五箇年とし、學科目の如きも詳細に制定し、茲に始めて盲啞教育は組織化されたのであつた。

三、盲啞學校の新設

京都に於ける盲啞教育の成績に鑑み、盲啞學校を新設せむとする氣運が漸く現はれはじめた即ち大阪府に於ては明治十二年十一月京都盲啞院の諸制度を參考として、府の經營に依る相當大規模の盲啞學校を創設し、大いに盲啞教育開發に資せんとしたが、翌十三年の府會に於て廢止の厄に遇ひ、府の經營を離退したが、學校は依然として存立し、府下に於ける有志の醸成に依り、其の經營が維持せられた。

大阪に於ける盲啞學校と相前後して創設せられた、東京に於ける樂善會の訓盲院は大いに内容の充實を計

り、教授の概要も普通小學校に倣ひ適宜に取捨選擇に努め、専ら盲生の徳性の涵養、智能の啓發に努めたのであつたが、明治十五年内容の改善を行ひ、教科を分けて上下二等とし、各等を五級に分け、修業年限を六箇年に改正した。次いで明治十八年訓盲院と改稱し啞生をも收容して盲生と同様徳性の涵養、智能の啓發に資するところ多かつた。更に翌年七月訓盲院規則なるものを定め、教科を尋常科、技藝科の二科に分け、尋常科に於ては普通學科をも相當深く教授し、専ら智識の發達に資せしめ、技藝科に於ては主として盲生に特殊の技藝を授けしむることとし、學科目をも詳細に規定した。

以上の如く詳細に亘る規定を設け、新施設に依つて盲啞教育の向上を計つたのであつたが、當時は普通兒童の修學さへ餘り重視されて居ない如き情態であつたので、盲啞生に對する教育の如き其の父母に就學心が少なく、訓盲院設立當時は僅かに男子一名、女子一名の兒童を收容した程度に過ぎず、併もこれ等の兒童に通學の車馬賃をさへ交付して居たと云ふ如き情態であつた。併乍ら漸次盲啞生に對する教育の必要である事が一般の認むるところとなり、訓盲院を始め其他の盲啞學校に於ても收容生徒の數を増加するに至つた。

最後に當時盲啞教育が如何なる目的に依つて創められたかと云ふことを、東京訓盲院を創立趣意書に依り窺ふと、

訓盲院設立の目的

此訓盲院は盲人をして其善徳才智を發達せしめ、及び之に工藝技術を授け、自營自立の人たらしめんことを冀望し吾輩會友の共立せんとする所なり、故に茲に豫め實地の目的を論定し左の要項を陳列せり。

第一條

入院者は凡て生徒と稱呼すべし是れ此院は自棄の窮困人を養ふの所にあらず、自營の有志者を教ふる學

校の性質を具すべきことを明かにすればなり。

第二條

教育の科を分けて二となす

第一科、凸字の書を以て普通學を教ふ、言語の説明を以て理學及び經學等を教ふ、和洋の樂器を以て音樂唱歌を教ふ、男女及び體質の強弱等に隨ひ營生の職業を教ふ、此科に就く者は年齢十八歳以下に限るとす、然れども自費生徒は限外たり。

第二科、専ら手工を傳習せしめ、毎休日に道德の書を講じて聽問せしむ、此科に就く者は年齢四十歳以下を限るとす、然れども亦自費入際者は限外たり。

第三條

義救生徒は衣食其他の費は都て訓盲資金即ち會友の捐金を以て給すべし、然れども其傳習中手工等より得る所の金額若干分を納て、訓盲資金に加へしむ、但し其殘額は各人の資産金として之を積み立て、出院の時に方つて附與すべし。

第四條

自費生徒は會友の協議を以て時々定むる所の月俸、月謝を納めしむ、但し勉て低度ならしむべし。

第五條

義救自費を論ぜず、其入院の数は訓盲院の建築の資金の景況とに據り、時々會友の議を以て定限すべし。以上に依つて大要訓盲院の内容を知ることが出来るが、斯くの如く盲啞者の救済を本位として開かれたものであるにも拘らず、僅かに二名の兒童を收容し得たと云ふことに依り、盲啞教育創業が如何に困難であつた

かと云ふ事が察しられる。

第九項 社會教育

一、基督教の活躍

この時代に於ける社會教育中先づ第一に指を屈すべきは基督教の活躍である。

基督教は明治六年耶蘇教禁制の高札を撤去せられてより、開國進取の急進的潮流に乗つて、大いに隆昌を見るに至つた。斯くの如く信教の自由が與へられるや、各地方共争つて宣教師招聘に努め、之等の宣教師は先づ布教の第一歩として、各地に學校を作り、基督の教義、又は語學等の教授に努め、社會教育上裨益するところが多かつた。

斯くて明治十三年には新譯聖書の國譯も完成し、續いて基督教青年會の成立、等此の時代の約十年間に於ける基督教の活躍は目覺しいものがあり、社會教育上殘した功績も亦尠くなかつた。

二、圖書館

教育の普及發達に伴つて、圖書館の必要も漸く認められ、各地に於て逐次新設を見るに至つたが、現今の隆盛より見る時は未だ微々たるを免がれなかつた。今之を數字的に示せば、明治十二年に於ける全國の圖書館數は十二、閱覽人員八萬七千六百八人で、翌十三年は一躍圖書館數十八を示し、其の數に於て約五割の増加であつたが、閱覽人員は反對に前年よりも減少し八萬六千九百六十二名で約一千名の減少を示して居る。

これに依つて當時教育が普及し、一般國民の教育的關心が著しく呼覺まされたとは云へ、木だ圖書館を利用し、廣く知識を求むると云ふ如き事は深く行はれて居なかつたことが窺はれる。一般社會の圖書館を利用する程度が上述の如き有様であつたので其の後圖書館は著しい發達を見せず、明治十八年に於て其數二十三、閱覽人員十一萬七千五百四十名と云ふ數字を示す程度であつた。

三、出版物

圖書館に依る社會教育は上述の如く不振であつたが之に反して圖書、雜誌、新聞等の發行は著しく盛んとなつた。就中新聞の發達は目覺しいものがあり。通信機關の進歩に伴つて報導を主眼とする新聞が此の時代から現今の發展を爲す基礎を作つたのであつて、明治初年に於ける新聞は事件の報導と云ふよりも寧ろ政治的意見、思想等の發表機關としての使命を負はされて居たので、度く民衆に讀まれると示ふ如き事が尠かつたが、興味本位の報導を主眼とする様になつて、讀者の範圍も大いに廣くなり、甚だしきに至つては新聞を讀まんが爲めに文字を習ふと云ふ如き者すらあり、新聞に依る社會教育は大いに見るべきものがあつた。斯くの如く新聞、雜誌、圖書の出版が遽かに發達したことは印刷術の進歩に負ふところ多く明治十八年に至つては圖書の出版されしもの八千五百九十七部、新聞、雜誌の發刊三百二十一と云ふ盛況を示すに至つた。

第五節 第四期の教育

第一項 學校令

一、官制の改革

明治十八年政府は行政上に於ける第二の維新とも云ふべき大改革を行ひ、官制を一新した。即ち太政大臣並に參議の職を廢し、現時の内閣制度を立て、明治維新以來太政大臣として國家の要務を掌つて居た三條實美は官を退き、伊藤博文が之に變つて内閣總理大臣となり、文部大臣には森有禮を以てした。森有禮は英國に留學して多年英國風の紳士的教育に馴れ、歸朝以來我が國の教育が、あまりに米國式の自由を尊重し過ぎたものであつた關係上、動もすれば弊害を伴ひ勢であつた事に鑑み、平素より改革の實を擧げむとするの希望があつたが、官制の改革に依つて文部大臣に任ぜらるゝや、平素の理想に基いて教育上の一大改革を行はんとしたのである。これが學校令の制定を見た所以であつた。

二、學校令の發布

學校令は明治十九年帝國大學令を始めとして殆んど同時に、小學校令、中學校令、師範學校令等が發布せられたのであつて、帝國大學令は十九年三月一日を以て發せられ、順次各學校令を發布を見たものであつて、此の學校令の發布に依り我が國の教育制度は、始めて確立を見るに至つたと云ふ事が出来る。

明治五年の學制は主として佛國法典に模倣して編成せられたものであり、隨つて我が國の教育事情の實際と適合しないものが多く、遂に十二年の教育令制定を見たのであつたが、教育令も田中不二麻呂に依つて米國式の教育法が、殆んどその儘取入れられたものと云ふことが出來當時の教育の實際に則しないものがあつた。併して遂に發令後僅か一簡年を出でずして改正教育令の制定を見たのであるが、改正教育令も教育令の缺點とするところを捕つたものに過ぎず我が國の實際教育を基礎として作られた法令は完備して居なかつたのであつたが、明治十九年學校令の發布に依つて、茲に漸く整備を見るに至つた。

三、小 學 校 令

小學校令は明治十九年四月勅令第十四號を以て發布せられたものであつて、全十六條の法文から成つて居り、學校教育者の基礎となるもので、其の條文は次の如くである。

勅 令 第 十 四 號

小 學 校 令

- 第一條 小學校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス
- 第二條 小學校ノ設置區域及位置ハ府縣知事縣令ノ定ムル所ニ依ル
- 第三條 兒童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トシ父母後見人等ハ其學齡兒童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス
- 第四條 父母後見人等ハ其學齡兒童ノ尋常小學校ヲ卒ラサル間ハ就學セシムヘシ其就學ニ關スル規則ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ府知事縣令ノ定ムル所ニ依ル

- 第五條 疾病家計困窮其他止ムヲ得サル事故ニ由リ兒童ヲ就カセシムルコト能ハスト認定スルモノニハ府知事縣令其期限ヲ定メテ就學猶豫ヲ許スコトヲ得
- 第六條 父母後見人等ハ小學校ノ經費ニ充ツル爲メ其兒童ノ授業料ヲ支辨スヘキモノトス其金額ハ府知事縣令ノ定ムル所ニ依ル
- 第七條 寄附金及其他ノ收入金アリテ小學校ノ經費ニ供スルトキハ其收入及支出ノ方法ハ府知事縣令ノ定ムル所ニ依ル
- 第八條 授業料及寄附金等ヲ以テ小學校ノ經費ヲ辨シ能ハサル場合ニ於テハ區町村會ノ決議ニ依リ區町村費ヨリ其不足ヲ補フコトヲ得
- 第九條 小學校教員ノ俸給旅費ハ府知事縣令ノ定ムル所ニ依ル
- 第十條 小學校資金ノ收入及支出ハ其管理者ヨリ毎三箇月府知事縣令ニ報告スヘシ
- 第十一條 小學校ニ屬スル資産ノ管理ニ關スル規定ハ府知事縣令ノ定ムル所ニ依ル
- 第十二條 小學校ノ學科及其程度ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル
- 第十三條 小學校ノ教科書ハ文部大臣ノ檢定シタルモノニ限ルヘシ
- 第十四條 私立小學校ニ於テ小學校ト均シキ普通教育ヲ兒童ニ施サントスルモノハ豫メ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ
- 第十五條 土地ノ情況ニ依リテハ小學簡易科ヲ設ケテ尋常小學校ニ代用スルコトヲ得
但其經費ハ區町村費ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ
- 第十六條 小學簡易科教員ノ俸給ハ地方稅ヲ以テ之ヲ補助スルコトヲ得

四、中 學 令

中學校令も小學校令と同時に明治十九年四月發布せられたものであつて、尋常科と高等科の二級に分け、全九條の注文より成つて居る。

勅令第十五號

中 學 校 令

- 第一條 中學校ハ實業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ學校ニ入ラムト欲スルモノニ須要ナル教育ヲ爲ス所トス
- 第二條 中學校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス高等中學ハ文部大臣ノ管理ニ屬ス
- 第三條 高等中學校ハ法科醫科工科文科理科農業商業等ノ分科ヲ設クルコトヲ得
- 第四條 高等中學校ハ全國（北海道沖繩縣ヲ除ク）ヲ五區ニ分割シ每區ニ一箇所ヲ設置ス其區域ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル
- 第五條 高等中學校ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ支辨シ又ハ國庫ハ該學校設置區域内ニ在ル府縣ノ地方稅トニ依リ之ヲ支辨スルコトアルヘシ
- 但此場合ニ於テハ其管理及經費分擔ノ方法等ハ別ニ之ヲ定ムヘシ
- 第六條 尋常中學校ハ各府縣ニ於テ便宜之ヲ設置スルコトヲ得
- 但其地方稅ノ支辨又ハ補助ニ係ルモノハ各府縣一箇所ニ限ルヘシ
- 第七條 中學校ノ學科及其程度ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル
- 第八條 中學校ノ教科書ハ文部大臣ノ檢定シタルモノニ限ルヘシ

第九條 尋常中學校ハ區町村費ヲ以テ設置スルコトヲ得ス

五、大 學 令

大學令は明治十九年三月一日勅令第三號を以て發布されたもので、明治五年學制發布後第二次の法令で、全十四條より成つて居る。

勅令第三號

帝 國 大 學 令

- 第一條 帝國大學ハ國家ノ須要ニ應スル學術技藝ヲ教授シ及其蘊奧ヲ攷究スルヲ以テ目的トス
- 第二條 帝國大學ハ大學院及分科大學ヲ以テ構成ス大學院ハ學術技藝ノ蘊奧ヲ攷究シ分科大學ハ學術技藝ノ理論及應用ヲ教授スル所トス
- 第三條 分科大學ノ學科ヲ卒ヘ定規ノ試験ヲ經タル者ニハ卒業證書ヲ授與ス
- 第四條 分科大學ノ卒業生若クハ之ト同等ノ學力ヲ有スル者ニシテ大學院ニ入り學術技藝ノ蘊奧ヲ攷究シ定規ノ試験ヲ經タル者ニハ學位ヲ授與ス
- 第五條 帝國大學職員ヲ置ク左ノ如シ

總 長 勅 任
評 議 官
書 記 官 奏 任
書 記 判 任

第六條 帝國大學總長ハ文部大臣ノ命ヲ承ケ帝國大學ヲ總轄ス其職掌ノ要領ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一 帝國大學ノ秩序ヲ保持スル事

第二 帝國大學ノ狀況ヲ監視シ改良ヲ加フルノ必要アリト認ムル事項ハ案ヲ具ヘテ文部大臣ニ提出スル事

第三 評議會ノ議長トナリテ其議事ヲ整理シ及議事ノ顛末ヲ文部大臣ニ報告スル事

第四 法科大學長ノ職務ニ當ル事

第七條 評議會ハ便宜ニ從ヒ帝國大學若クハ文部省ニ於テ開設ス評議會ノ議ニ付スヘキ事項左ノ如シ

第一 學科課程ニ關スル事項

第二 大學院及分科大學ノ利害ノ銷長ニ關スル事項

第八條 評議員ハ文部大臣各分科大學教授ヨリ各二人ヲ特選シテ之ニ充ツ

第九條 評議員ハ五箇年ヲ以テ任期トス任期滿ツルノ後時宜ニ依リ更ニ勤績ヲ命スルコトアルヘシ

第十條 分科大學ハ法科大學醫科大學工科大學文科大學及理科大學トス

法科大學ヲ分テ法律學校及政治學科ノ二部トス

第十一條 各分科大學職員ヲ置ク左ノ如シ

長	奏任
教頭	奏任
教授	奏任
助教授	奏任

舍 監 奏任
書記 判任

第十二條 分科大學長ハ教授ヨリ特選シテ之ニ兼任ス分科大學長ハ帝國大學總長ノ命令ノ範圍内ニ於テ主管科大學ノ事務ヲ掌理ス

第十三條 各分科大學ノ教頭ハ教授ヨリ特選シテ之ニ兼任ス教頭ハ教授及助教授ノ職務ヲ監督シ及教室ノ秩序ヲ保持スルコトヲ掌ル

第十四條 各分科大學ノ教授助教授ノ人員ハ其學科ノ輕重及學生ノ員數ニ應シテ別ニ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

六、師範學校令

師範學校令は、小學校を卒へ、中學、大學等直系教育に進まずして、其の傍係たる教育の制度を定めたものであつて、中學校令、小學校令等と共に明治十九年四月發布を見たもので、森文部大臣の最も心血を傾注したものである。

勅令 第十三號

師範學校令

第一條 師範學校ハ教員トナルヘキモノヲ養成スル所トス

但生徒ヲシテ順良信愛威重ノ氣質ヲ備ヘシムルコトニ注目スヘキモノトス

第二條 師範學校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス高等師範學校ハ文部大臣ノ管理ニ屬ス

- 第三條 高等師範學校ハ東京ニ一箇所尋常師範學校ハ府縣ニ各一箇所ヲ設置スヘシ
- 第四條 高等師範學校ノ經費ハ國庫ヨリ尋常師範學校ノ經費ハ地方稅ヨリ支辨スヘシ
- 第五條 尋常師範學校ノ經費ニ要スル地方稅ノ額ハ府知事縣令其豫算ヲ調整シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第六條 師範學校長及教員ノ任期ハ五箇年トス滿期ノ後猶ホ繼續スルコトアルヘシ
- 第七條 尋常師範學校長ハ其府縣ノ學務課長ヲ兼ヌルコトヲ得
- 第八條 師範學校生徒ノ募集及卒業後ノ服務ニ關スル規則ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル
- 第九條 師範學校生徒ノ學資ハ其學校ヨリ之ヲ支給スヘシ
- 第十條 高等師範學校ノ卒業生ハ尋常師範學校長及教員ニ任スヘキモノトス
但時宜ニ依リ各種ノ學校長及教員ニ任スルコトヲ得
- 第十一條 尋常師範學校ノ卒業生ハ公立小學校長及教員ニ任スヘキモノトス
但時宜ニ依リ各種ノ學校長及教員ニ任スルコトヲ得
- 第十二條 師範學校ノ學科及其程度並教科書ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

七、諸學校通則

諸學校通則ハ小學校令中學校令師範學校令等と同時に發布されたもので、全五條より成り、勅令十六號を以て發布されしもので、之等を總稱して學校令と呼んで居る。

勅令第十六號
諸學校通則

- 第一條 師範學校ヲ除クノ外各種ノ學校又ハ書籍館ヲ設置維持スルニ足ルヘキ金額ヲ寄附シ其管理ヲ文部大臣又ハ府知事縣令ニ願出ルモノアルトキハ之ヲ許可シ官立又ハ府縣立ト同一ニ之ヲ認ムルコトヲ得
但寄附人ノ望ニ依リ其名稱ヲ附スルコトヲ得
- 第二條 寄附金ハ其寄附人ヨリ指定セシ用途ノ外ニ費消スルコトヲ得ス
- 第三條 學校幼稚園書籍館等ノ設置變更廢止其府縣立ニ係ルモノハ文部大臣ノ認可ヲ經ヘク其區町村立ニ係ルモノハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ其私立ニ係ルモノハ設置變更ハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘク廢止ハ府知事縣令ニ上申スヘシ
- 第四條 凡教員ハ文部大臣若クハ府知事縣令ノ免許狀ヲ得タルモノタルヘシ
- 第五條 公立學校ノ用地ハ免稅タルヘシ
- 勅令第四十號
教育令
- 第一條 全國ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統攝ス故ニ學校幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ
- 第二條 學校ハ小學校中學校大學校師範學校專門學校其他各種ノ學校トス
- 第三條 小學校ハ普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテ其學科ヲ讀書、習字、算術、地理、歴史、修身等ノ初步トス土地ノ情況ニ隨ヒテ野畫、唱歌、體操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ爲ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ
- 第四條 中學校ハ高等ナル普通學科ヲ授クル所トス



- 第五條 大學校ハ法學理學醫學文學等ノ專門諸科ヲ授クル所トス
- 第六條 師範學校ハ教員ヲ養成スル所トス
- 第七條 專門學校ハ專門一科ノ學術ヲ授クル所トス
- 第八條 以上掲クル所何ノ學校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ヘシ
- 第九條 各地方ニ於テハ毎町村或ハ數町村聯合シテ公立小學校ヲ設置スヘシ
- 但町村人民ノ公益タルヘキ私立小學校アルトキハ別ニ公立小學校ヲ設置セサルモ妨ケナシ
- 第十條 町村内ノ學校事務ヲ管理セシメンカ爲ニ學校委員ヲ置クヘシ
- 但人員ノ多寡給料ノ有無ハ其町村ノ適宜タルヘシ
- 第十一條 學務委員ハ其町村人民ノ選舉タルヘシ
- 第十二條 學務委員ハ府知事縣令ノ監督ニ屬シ兒童ノ就學學校ノ設置保護等ノ事ヲ掌ルヘシ
- 第十三條 凡兒童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス
- 第十四條 凡兒童學齡間少クトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受クヘシ
- 第十五條 學齡兒童ヲ就學セシムルハ父母及後見人等ノ責任タルヘシ
- 但事故アリテ就學セシメサルモノハ其事由ヲ學務委員ニ陳述スヘシ
- 第十六條 公立小學校ニ於テハ八箇年ヲ以テ學規トス土地ノ便宜ニ因リテハ此學期ヲ縮ムルコトヲ得ヘシ
- ト雖トモ四箇年ヨリ短クスヘカラス此四箇年間ハ毎年授業スルコト必四箇月以上タルヘシ
- 第十七條 學校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ道アルモノハ就學ト做スヘシ
- 第十八條 學校ヲ設置スルノ資力ニ乏シキ地方ニ於テハ教員巡回ノ方法ヲ設ケテ兒童ヲ教セシムルコトヲ



- 得ヘシ
- 第十九條 學校ニ公立私立ノ別アリ地方稅若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立學校トシ一人若クハ數人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立學校トス
- 第二十條 公立學校ヲ設置或ハ廢止セントスルモノハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ
- 第二十一條 私立學校ヲ設置或ハ廢止スルモノハ府知事縣令ニ開申スヘシ
- 第二十二條 公立學校ノ教則ハ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ
- 第二十三條 私立學校ノ教則ハ府知事縣令ニ開申スヘシ
- 第二十四條 公立學校ノ費用府縣令ノ議定ニ係レルモノハ地方稅ヨリ支辨シ町村人民ノ協議ニ係レルモノハ町村費ヨリ支辨スヘシ
- 第二十五條 町村費ヲ以テ設置保護スル學校ニ於テ補助ヲ地方稅ニ要スルトキハ府縣令ノ議定ヲ經テ之ヲ施行スルコトヲ得ヘシ
- 第二十六條 公立學校ノ土地ハ免稅タルヘシ
- 第二十七條 凡學事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ目途ノ外ニ費消スル事ヲ得ス
- 第二十八條 公立小學校ヲ補助センカ爲ニ文部卿ヨリ毎年補助金ヲ各府縣ニ配付スヘシ
- 第二十九條 府知事縣令ハ文部卿ヨリ領收セシ補助金ヲ各公立小學校ニ配付スヘシ
- 第三十條 前年中授業四箇月ニ滿タサリシ小學校ニハ補助金ヲ配付セサルヘシ
- 第三十一條 私立小學校タリト雖モ府知事縣令ニ於テ其町村人民ノ公益タルコトヲ認ムルトキハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ

第三十二條 教員巡回ノ方法ヲ以テ教授セシムルコト一箇年四箇月以上ニ至ルノ町村ニハ補助金ヲ配給スルコトヲ得ヘシ

第三十三條 各府縣ニ於テハ便宜ニ隨ヒテ公立師範學校ヲ設置スヘシ

第三十四條 公立師範學校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試験ノ後卒業證書ヲ與フヘシ

第三十五條 公立師範學校ハ本校ニ入學セサルモノト雖モ卒業證書ヲ請フモノアラハ其學業ヲ試験シ合格ノモノニハ卒業證書ヲ與フヘシ

第三十六條 公立師範學校ノ整備ヲ要センガ爲ニ文部省ヨリ補助金ヲ各府縣ニ配付スルコトアルヘシ

第三十七條 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ

第三十八條 公立小學教員ハ師範學校ノ卒業證書ヲ得タルモノトス

但師範學校ノ卒業證書ヲ得スト雖モ教育ニ相應セル學力ヲ有スルモノハ教員タルモ妨ケナシ

第三十九條 文部卿ハ時々吏員ヲ府縣ニ發遣シ學事ノ實況ヲ巡視セシムヘシ

第四十條 公立學校ニ於テハ文部卿ヨリ發遣セル吏員ノ巡視ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十一條 府知事縣令ハ管内學事ノ實狀ヲ記載シテ毎年文部卿ニ申報スヘシ

第四十二條 凡ソ學校ニ於テハ男女教場同クスルコトヲ得ス

但小學校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

第四十三條 凡小學校ニ於テハ授業料ヲ收ムルト收メサルトハ其便宜ニ任スヘシ

第四十四條 凡兒童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歴タルモノニ非サレハ入學スルコトヲ得ス

第四十五條 傳染病ニ罹ルモノハ學校ニ出入スルコトヲ得ス

第四十六條 凡學校ニ於テハ生徒ニ體罰（毆チ或ハ縛スルノ類）ヲ加フヘカラス

第四十七條 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等學校ニ來觀スルコトヲ得ヘシ

太政官布告第五十九號

明治十二年九月第四十號布告教育令左ノ通り改正候條此旨布告候事

第一條 全國ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統攝ス故ニ學校、幼稚園、書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二條 學校ハ小學校、中學校、大學校、師範學校、專門學校、農學校、商業學校、職工學校其他各種ノ學校トス

第三條 小學校ハ普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテ其學科ヲ修身、讀書、習字、算術、地理、歴史等ノ初步トス土地ノ情況ニ隨ヒテ野畫、唱歌、體操等ヲ加ヘ又物理、生理、博物等ノ大意ヲ加フ女子ノ爲ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

但シ已ムヲ得サル場合ニ於テハ修身、讀書、習字、算術、地理、歴史ノ中、地理歴史ヲ減スルコトヲ得

第四條 中學校ハ高等ナル普通學科ヲ授クル所トス

第五條 大學校ハ法學、理學、醫學、文學等ノ專門科ヲ授クル所トス

第六條 師範學校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七條 專門學校ハ專門一科ノ學術ヲ授クル所トス

第八條 農學校ハ農耕ノ學業ヲ授クル所トス

商業學校ハ商賣ノ學業ヲ授クル所トス
職工學校ハ百工ノ職藝ヲ授クル所トス

以上數條掲クル所何ノ學校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ヘシ

第九條 各町村ハ府知事縣令ノ指示ニ從ヒ獨立或ハ聯合シテ其學齡兒童ヲ教育スルニ足ルヘキ一箇若シクハ數箇ノ小學校ヲ設置スヘシ

但本文小學校ニ代ルヘキ私立小學校アリテ府知事縣令ノ認可ヲ經タルトキハ別ニ設置セサルモ妨ケナシ

第十條 各町村ハ學務ヲ管理セシメンカ爲ニ小學校ヲ設置スル獨立或ハ聯合ノ區域ニ學務委員ヲ置キ戶長ヲ以テ其員ニ加フヘシ

但人員ノ多寡給料ノ有無及其額ハ區町村令之ヲ評決シ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第十一條 學校委員ハ町村人民其定員ノ二倍若シクハ三倍ヲ薦舉シ府知事縣令其中ニ就テ之ヲ選任スヘシ但薦舉ノ規則ハ府知事縣令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第十二條 學務委員ハ府知事縣令ノ監督ニ屬シ兒童ノ就學學校ノ設置保護等ノコトヲ掌ルヘシ

第十三條 凡兒童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

第十四條 學齡兒童ヲ就學セシムルハ父母後見人等ノ責任タルヘシ

第十五條 父母後見人等ハ其學齡兒童ノ小學校三箇年ノ程過ラ卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラザレハ少クトモ毎年十六週日以上就學セシメサルヘカラス又小學校三箇年ノ過程ヲ卒リタル後ト雖モ相當ノ理由アルニアラザレハ毎年就學セシメサルヘカラス

但就學督責ノ規則ハ府知事縣令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第十六條 小學校ノ學期ハ三箇年以上八箇年以下タルヘク授業日數ハ毎年三十二週日以上タルヘシ

但授業時間ハ一日三時ヨリ少カラス六時ヨリ多カラサルモノトス

第十七條 學齡兒童ハ學校ニ入レス巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ授ケントスルモノハ郡區長ノ認可ヲ經ヘシ

但郡區長ハ兒童ノ學業ヲ其町村ノ小學校ニ於テ試験セシムヘシ

第十八條 小學校ヲ設置スルノ資力ニ乏シクシテ巡回授業ノ方法ヲ設ケ普通教育ヲ兒童ニ授ケントスル町村ハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第十九條 學校ニ公立私立ノ別アリ地方稅若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立學校トシ一人若クハ數人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立學校トス

第二十條 公立學校、幼稚園、書籍館等ノ設置廢止其府縣立ニ係ルモノハ文部卿ノ認可ヲ經ヘク其町村立ニ係ルモノハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第二十一條 私立學校、幼稚園、書籍館等ノ設置ハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘク其廢止ハ府知事縣令ニ開申スヘシ

但公立小學校ニ代用スル私立小學校ノ廢止ハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第二十二條 町村立私立學校、幼稚園、書籍館等設置廢止ノ規定ハ府知事縣令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第二十三條 小學校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事縣令土地ノ事情ヲ量リテ之ヲ編制シ文

部卿ノ認可ヲ經テ管内ニ施行スヘシ

但府知事縣令施行スル所ノ教則ニ準據シ難キ場合アリテ之ヲ斟酌増減セントシ府知事縣令之レヲ許可セントスルトキハ其意見ヲ附シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第二十四條 公立學校ノ費用府縣會ノ議定ニ係レルモノハ地方稅ヨリ支辨シ町村人民ノ協議ニ係レルモノハ町村費ヨリ支辨スヘシ

第二十五條 町村費ヲ以テ設置保護スル學校ニ於テ補助ヲ地方稅ニ要スルトキハ府縣令ノ議定ヲ經テ之ヲ施行スルコトヲ得ヘシ

第二十六條 公立學校ノ敷地ハ免稅タルヘシ

第二十七條 凡ソ學事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セル用途ノ外ニ費消スルコトヲ得ス

第二十八條 削 際

第二十九條 削 際

第三十條 削 際

第三十一條 削 際

第三十二條 削 際

第三十三條 各府縣ハ小學校教員ヲ養成センカ爲ニ師範學校ヲ設置スヘシ

第三十四條 公立師範學校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試験ノ後卒業證書ヲ與フヘシ

第三十五條 公立師範學校ハ本校ニ入學セサル者ト雖モ卒業證書ヲ請フモノアラハ其學業ヲ試験シ合格ノモノニ卒業證書ヲ與フヘシ

第三十六條 削 際

第三十七條 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上ナルヘシ

但品行不正ナルモノハ教員タルコトヲ得ス

第三十八條 小學校教員ハ官立公立師範學校ノ卒業證書ヲ有スルモノトス

但本文師範學校ノ卒業證書ヲ有セスト雖モ府知事縣令ヨリ教員免許狀ヲ得タルモノハ其府縣ニ於テ教員タルモ妨ケナシ

第三十九條 文部卿ハ時々吏員ヲ府縣ニ派遣シ學事實況ヲ巡視セシムヘシ

第四十條 公私學校ニ於テハ文部卿ヨリ派遣セル吏員ノ巡視ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十一條 府知事縣令ハ管内學事ノ實狀ヲ記載シテ毎年文部卿ニ申報スヘシ

第四十二條 凡ソ學校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス

但小學校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

第四十三條 凡ソ學校ニ於テ授業料ヲ收ムルト收メサルトハ其便宜ニ任スヘシ

第四十四條 凡ソ兒童ハ種痘天然痘ヲ歴タルモノニアラサレハ入學スルコトヲ得ス

第四十五條 傳染病ニ罹レル者ハ學校ニ出入スルコトヲ得ス

第四十六條 凡ソ學校ニ於テハ生徒ニ體罰（毆打或ハ縛スルノ類）ヲ加フヘカラス

第四十七條 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等其學校ニ來觀スルコトヲ得ヘシ

第四十八條 町村立學校ノ教員ハ學務委員ノ申請ニ因リ府知事縣令之ヲ任免スヘシ

第四十九條 町村立小學校教員ノ俸給額ハ府知事縣令之ヲ規定ツテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第五十條 各府縣ハ土地ノ情況ニ隨ヒ中學校ヲ設置シ又專門學校、農學校、商業學校、職工學校等ヲ設置スヘシ

八、學校令と森有禮

學校令は文部大臣森有禮が心血を傾けて編成したものであつて其の法文の如き極めて簡潔にして要を得て居り、この法令の制定に當つては森文相は自から案を立て、文を練り、簡潔を旨として、小學校を基礎に秩序整然たる系統を立てたものであつて、爾來現今に至る間幾度か法令の改正が行はれたが、何れもこの學校令を基礎として篇成せられたものであつてあつて、吾が國の教育制度確立に際し文部大臣森有禮の功績は覆ふべからざるものがある。

森有禮は鹿兒島の人であつて、島津藩士の家に生れた。幼少の頃漢學を長兄に受け、武術は川上八郎左衛門に學んだのであつたが、學力の進歩著しきには長兄喜藤太氏もひそかに畏敬するところで、幾何もなくして學識兄を超へ、自ら他に漢學を教授するに至つた。又慧眼なる氏は時代が既に漢學萬能に非らざるを知り、洋學を修めんとして居た時偶々上野景範が長崎から歸つて來たので之に師事して洋學を修めたのであつた。慶應元年歳僅かに十九歳で英國に留學し明治元年二十二歳にして歸朝した。明治元年七月外國官權判事に被仰付十一月兼務として學校取締を命ぜられ、此處にはじめて教育行政に與り、後年の大業を爲す第一歩を踏み出したのであつた。明治六年福澤諭吉、神田孝幸、箕作秋坪、津田真道、加藤弘之、西村茂樹、阪谷朗廬等の諸氏と謀つて明六社を組織し、文化の誘導に努めたのであつた。これより先明治二年廢刀論を唱へて大いに物議を醸し、一時官を辭して郷里鹿兒島に歸省したが、翌三年再び上京して少辭務使となり、米國

に派遣せられ、辭理公使となり、明治六年歸朝し外務大丞に任ぜられたのであつた。爾後外務少輔、外務大輔、特命全權公使等として外交官として盡すところが多かつたが、明治十七年參議院議員兼文部省御用掛を仰付かり、十八年初代の文部大臣に任ぜられたのであつて、就任後幾何もなくして學校令を制定し、又特に師範教育に力を傾け、前節に於て述べし如く、師範教育に對しては幾多改革の實を擧げ、吾が教育史上不滅の功績を残したのであつたが、明治二十二年二月十一日帝國憲法發布の當日刺客西野文太郎の爲めに兇變に遇ひ逝去した。

第二項 初等教育

一、小學校令の發布

明治十九年四月九日勅令を以て發布せられた小學校令は、現行小學校令の基礎を爲せるものであつて、其の條文は左の如し。

二、新小學校令の制定

明治十九年發布せられたる小學校令は、森文相畢生の努力を傾けられ、よく現在に至る吾が國教育の根幹となつたものであることは既に前述の通りであるが、當時小學校令制定の主要目的たるものは、専ら區町村費減少の制令に違はず、小學校の保續を計る事に努めた結果、小學校の編成、學校經營の經濟、教員制、管理監督の法等に於て市制町村制等の制定發布を見た以後の實情を照して、實際に適せざるの傾向あり、遂に

之が改正の議が起り、明治二十三年前回の小學校令を基礎として更に市町村制等の制定の旨に伴つて、確實適切なる教育方を制定するに至つた。併乍ら之は明治十二年に於ける教育令を、翌十三年改正したとは全く其の根本を異にするものであつて、十九年小學校令を制定した當時は地方自治制に不備する點多々あり、故に之等を考慮して其缺を補ひ、小學校令の制定を見たものであつて、其後市町村制の確立に依り小學校令も勢ひ改革を必要とするに至つたものである。

三、新小學校令

新小學校令は前述の理由に依りて則定を見たものであつて、全八章九十六條より成り、明治二十三年十月六日を以て發布せられた。次に其の要旨を述べれば、

1、小學校の本旨及種類 第一章第一條に『小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス』とあり而して小學校を分けて、尋常高等の二等とし、市町村若しくは組合等に依つて設立するものを、公立小學校とし、一人若しくは數人の費用に依つて創設するものを私立小學校とした。而して徒弟學校や實業補習學校の如きも小學校の種類として取扱ふこととした。

2、小學校の編制 教科目は尋常小學校にありては修身、讀書、作文、習字、算術、體操とし、土地の情況に依つては體操を缺く事を得、又日本地理、日本歴史、圖書、唱歌、手工等の一科目若しくは數科目を加へ、女子に對しては裁縫を加へる事とした。又高等小學校の教科目は修身、讀書、作文、習字、算術、日本地理、日本歴史、外國地理、理科、圖書、唱歌、體操等とし女子には裁縫を加へ、尋常小學校に於けるが如

く、土地の情況に依つて外國地理、唱歌の一科目又は二科目を缺くことを得、幾何の初少、外國語、農業、商業、手工等の一科目若しくは數科目を加ふることが出來た。尋常小學校とは一校に併置することを得、高等小學校に於ては土地の情況に依つて農科、商科、工科の一科若しくは數科の専修科を置く事をも得さしめた、この外尋常小學校又は高等小學校に補習科を置くことを得、修業年限は尋常小學校三ヶ年又は四ヶ年とし、高等小學校は二ヶ年又は三ヶ年、四ヶ年とした。又教科目に就ては文部大臣に依つて定められた規則に隨ひ、墮意科目としたり、更に學修し得ざる兒童には課せざることを得るものとし、教科目の加際に就ては府縣知事又は設立者（私立の場合）の許可を受くるものとした。更に小學校の授業時間は日曜日を除く外毎年九十日以上は休業は不可能とし、傳染病其他止むを得ざる事故の爲め小學校を休業する時は、府縣知事、又は郡長、特別の場合に於ては町村長等の許可を受くべきものとした。又教科用書に就ては文部大臣の檢定したるものに就き、小學校圖書審査委員に於て審査し、府縣知事の許可を受けたものに限るとし、審査に關する規則は文部大臣に依つて別に定められたるものに據ることとした。

3、就學 兒童滿六歳から十八歳に至る八ヶ年を以て學齡とし、尋常小學校の教科を了らない間は、その兒童の保護者は就學せしむるの義務を有するものとし、この義務は兒童が學齡に達した時より發生するものとした。而して貧窮、兒童の疾病、其他の理由に依り兒童を就學せしむることが出來ざる場合には、保護者は市町村長に對して就學の猶豫又は免際を申出る可く市町村長は之等の申出に對して、必要と認むる時又は前項の申出でなき場合も、必要とする時には學齡兒童又は、其の保護者に對して検査を行ふことを得るものとした。更に學齡兒童の保護者は其の兒童を市町村立小學校又は之に代用する私立小學校に出席せしむるを原則とし、都合に依つて家庭其他に於て修學せしめ様とする時は、市町村長の許可を受けて行ふべきものと

した。又兒童、其家庭等に於て傳染病に罹つたり、兒童が不良にして課業に堪へない場合等は其兒童を學校に出席することを許さしむるものとし、之は府縣知事に依つて定められるものとした。

4、小學校の設置 各市町村に於ては其市町村内の學齡兒童を就學せしむるに足るべき尋常小學校を設置す可きものとし、其の設置場所に關しては府縣知事の許可を受けて行ふものとし一町村の資力が尋常小學校設置の負擔に堪へずと郡長に於て認められた場合には、其町村をして他の町村と學校組合を設けしめ、又一町村内の就學すべき學齡兒童の數が一尋常小學校を構成するに足らずと認むる場合、又は道路の遠隔其他の理由に依りて、通學路程内に於て一尋常小學校を構成するに足らざるべき數を得ること能はずと認められた場合には、其町村をして他の町村と學校組合を設けしめ、又は其町村内の就學すべき學齡兒童の全部若くは一部を他の町村、又は町村學校組合若くは其區に委託せしむべきものとした。又町村に於て單獨に小學校を創設するよりも、更に優秀なる小學校を設置することが、他の町村と聯合して學校組合を設くる場合實現する如き時は、數町村の協議に依り、郡長の許可を受けて學校組合を設け、小學校を創設することを得、又は市町村内に於て優秀なる私立小學校が設けられて居る場合は別に公立の小學校を設置せずとも代用することを得るものとし、高等小學校の設置は府縣知事の許可を受け之を行ふものとし、數町村の協議に依りて學校組合を設け、郡長の許可を受けて高等小學校を設け得るものとした。更に市町村に於ては幼稚園、圖書館、盲啞學校、其他小學校に類する各種學校等を設置することを得るものとし設立に際しては府縣知事の許可を受けて行ひ、廢止の際は府縣知事に上申するものとした。

5、小學校に關する負擔及び授業料 市町村立小學校の設置に關する其市町村學校組合區の負擔は校舍、校地、校具、體操場、農業練習場の供給及び支拂、小學校教員の俸給及び旅費、其他小學校に關する諸費と

し、市町村立小學校に就學する兒童を保護すべき者は、授業料規定に依つて授業料を納むるものとし、授業料は數名の兒童が一家より就學する時は其額を減するものとし、市町村長は兒童の保護者が貧困なる場合は授業料の全額又は其の一部を免除するものとし、授業料は物品又は勞力を以て之に代ふることを得るものとした。又町村組合に於て其の組合の資力が、組合に相當する學校の經營に堪へずと認められた場合は、郡費を以て補助するものとし、市に於て同様學校經營の資力に乏しかつた場合には、府縣費を以て補助し、町村に於ける場合は郡長、市に於ける場合は府縣知事の認定を受けるものとした。又郡に於て補助金を必要とする場合は、府縣知事の認定を経た上で、府縣費を以し相當補助をなすものとした。

6、小學校長及教員 小學校の教員中小學校の全教科目を教授するものを本科教員とし、其他のものを専科教員とし、小學校の教員中小學校の教科目を補助教授し、又は一時教授する者を准教員とし、其他のものを正教員とし、小學校教員たるものは小學校教員免許狀を有するものたるべく、小學校教員免許狀は檢定に依つて下附するものとした。又市町村立小學校教員は市町村長に依つて推薦せられた三名以下の候補者中から府縣知事が之を任命するものとし、市町村立小學校長は府縣知事が其學校の教員中から任命するものとした。市町村立小學校長及教員にして職務を粗略にし若くは職務上違背すべき指令に違背し、又は體面を汚辱する如き行爲ある時は、府縣知事は懲戒處分を行ふものとし、私立小學校教員中前項の行爲あるときは、府縣知事に於て其の業務を停止し、又は免許狀を褫奪するものとした。又小學校教員にして禁錮以上の刑に處せられ、信用風俗を害する罪を犯して罰金の刑に處せられ、又は監視に付せられたる時は其の職をも失ひ、免許狀をも褫奪せらるるものとした。

7、管理及監督 郡には郡視學一名を置き、其の任命は府縣知事が掌るものとし、郡視學は郡長の指揮命

令を受けて、郡内の教育事務を監督するものとした。又市町村長は小學校長の管理に屬する以外の事務掌管し、學校長の管理に屬する教育事務に對しては之を監督するものとした。又市町村に於ては市町村會の決議を経ずして學務委員を置く事を得、學務委員は小學校男教員を加ふべきものとし、之が任命は市町村長が行ふものとし、學務委員は教育事務に關し市町村長を輔佐するものとした。又特別の事情ある町村又は町村學校組合に於ては府縣知事の許可を受けて學務委員を置かずとも差支なきものとした。又文部大臣は私立小學校にして法律命令の規定に戻るものあるときは、府縣知事に命じて之を閉鎖せしめることを得るものとした。

8、附則 新教育令は市制町村制を施行したる府縣に施行するものとし、其の施行時期は府縣知事の具申に依つて文部大臣が之を定めるものとし、幼稚園、圖書館、盲啞學校に類する各種學校等に就ては本令の規定を適用することを得、尋常小學校設置の義務就學の義務等に關する規程は此の限りにあらざるものとした。併して明治十九年四月勅令第十四號を以て發布せられた、小學校令、又は本令に抵觸する成規は本令の施行時期より總て之を廢止するものとした。

四、地方學事通則の制定

市町村制の整備と相俟つて政府は大要上述の如き小學校令を發布したのであるが、極めて詳細にして廣汎なる小學校令の運用上に於ける實績を擧げむとして、小學校令公布の数日前、即ち明治二十三年十月二日の法律を以て、地方學事通則を定めた。學事通則は十三條の法文より成るもので、其要旨は勅令の規定に依り町村は町村學校組合を設けることを得るものとし、市町村又は町村學校組合は小學校教育事務の爲め之を數

區に分畫することを得、教育事務に關しては市町村内の區及び町村學校組合若しくは其區に對し、市若しくは町村に關する法律の規定を適用することを得、又府縣郡市町村學校組合及び市町村内若しくは町村學校組合内の區は、學校基本財産を設くる事を得る等の諸規則を定めた。

五、小學校教則大綱

小學校教則大綱は二十五條より成り、教育に關する實際上の事を規定せるものであつて、之に依り當時文部當局が如何なる教育方針を採つて居たかと云ふ事が窺はれる。これは小學校令並に地方學事通則等よりも遅れて、明治二十四年十一月を以て文部直令として告示せられたものであつて、當時に於ける教育の實際を知る參考資料としてその全文を掲げる事とした。

小學校教則大綱

第一條 小學校ニ於テハ小學校令第一條旨趣ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スヘシ

徳性ノ涵養ハ教育上最モ意ヲ用フヘキナリ故ニ何レノ教科目ニ於テモ道德教育國民教育ニ關聯スル事項ハ特ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

知識技能ハ確實ニシテ實用ニ適センコトヲ要ス故ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシメンコトヲ努ムヘシ

各教科目ノ教授ハ其目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相連絡シテ補益センコトヲ要ス

第二條 修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ兒童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道實踐ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ孝悌、友愛、仁慈、信實、禮敬、義勇、恭儉等實踐ノ方法ヲ授ケ殊ニ尊王愛國ノ士氣ヲ養ハント努メ又國家ニ對スル責務ノ大要ヲ指示シ兼ネテ社會ノ制裁廉恥ノ重スヘキコトヲ知ラシメ兒童ヲ誘キテ風俗品位ノ純正ニ趨カントニ注意スヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ陶冶ノ功ヲ堅固ナラシメンコトヲ務ムヘシ
女兒ニ在リテハ殊ニ貞淑ノ美德ヲ養ハントニ注意スヘシ

修身ヲ授クルニハ近易ノ俚諺及嘉言善行等ヲ例證シテ勸戒ヲ示シ教員身自ヲ兒童ノ模範トナリ兒童ヲシテ浸潤薰染セシメンコトヲ要ス

第三條 讀書及作文ハ普通ノ言語並ニ日常須知ノ文字、文句、文章ノ讀ミ方、綴リ方及意義ヲ知ラシメ適當ナル言語及ヒ字句ヲ用ヒテ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼ネテ知徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ近易適切ナル事物ニ就キ平易ニ談話シ其言語ヲ練習シテ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ次ニ假名ノ短文及近易ナル漢字交リノ短文ヲ授ケ漸ク進ミテハ讀書作文ノ教授時間ヲ分テ讀書ハ假名文及近易ナル漢字交リ文ヲ授ケ作文ハ假名文近易ナル漢字交リ文日用書類等ヲ授ケヘシ

高等小學校ニ於テハ讀書ハ普通ノ漢字交リ文ヲ授ケ作文ハ漢字交リ文及日用書類ヲ授ケヘシ

讀書作文ヲ授クル際單語、短句、短文等ヲ書取ラシメ若クハ改作セシメテ假名及ヒ語句ノ用法ニ熟セシムヘシ

讀本ノ文章ハ平易ニシテ普通ノ國文ノ模範タルヘキモノナルヲ要ス故ニ兒童ニ理解シ易クシテ其心情ヲ快活純正ナラシムルモノヲ授ルヘク又其事項ハ修身、地理、歴史、理科其他日常ノ生活ニ必須ニシテ教授ノ趣味ヲ添フモノタルヘシ

作文ハ讀書又ハ其他ノ教科目ニ於テモ常ニ注意シテ練習セシメンコトヲ要ス。

言語ハ他ノ教科目ノ教授ニ於テモ常ニ注意シテ練習セシメンコトヲ要ス

第四條 習字ハ普通ノ文字ノ書キ方ヲ知ラシメ運筆ニ習熟セシムヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ片假名及平假名近易ナル漢字交リノ短句、通常ノ人名、苗字、物名、地名等ノ日用文字及日用書類ヲ習ハシムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ事項ヲ擴メ更ニ日常適切ノ文字ヲ増シ又日用書類ヲ習ハシムヘシ

漢字ノ書體ハ尋常小學校ニ於テハ行書若クハ楷書トシ高等小學校ニ於テハ楷書行書草書トス

習字ヲ授クル際殊ニ姿勢ヲ整ヘ執筆及運筆ヲ正シクシ字行ハ整正ヲ尙ヒ運筆ハ務テ速カナラシメンコトヲ要ス

他ノ教科目ノ教授ニ於テ文字ヲ書カシムルコトアルトキハ亦常ニ其字形及字行ヲ正シクセシメンコトヲ要ス

第五條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ兼ネテ思想ヲ精密ニシ傍ラ生業上有益ナル知識ヲ與フルコトヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初メ八十以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル計ヘ方及加減乗除ヲ授ケ漸ク數ノ範圍ヲ擴メテ萬以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル加減乗除及通常ノ小數ノ計ヘ方ヲ授ケヘシ

初年ヨリ漸ク度量衡貨幣及時刻ノ制ヲ授ケ之ヲ日常ノ事物ニ應用シテ其計算ニ習熟セシムヘシ

尋常小學校ニ於テ筆算若クハ珠算ヲ用ヒ又筆算珠算ヲ併セ用フルハ土地ノ情況ニ依ルヘシ高等小學校ニ於テハ筆算ヲ用ヒ初ハ度量衡貨幣及時刻ノ計算ヲ練習セシメ漸ク進ミテハ簡易ナル比例問題ハ通常ノ分

數小數トヲ併セ授ケ又學校ノ修業年限ニ應シ更ニ稍複雑ナル比例問題及ヒ日常適切ノ百分算ヲ授ケ土地ノ情況ニ依ツテハ開平開立及簡易ナル求積若クハ日用簿記ノ概略ヲ授ケ又ハ珠算ヲ用ヒテ加減乘除ヲ授クヘシ

但尋常小學校ニ於テ珠算ノミヲ學ヒタル者ニハ最初筆算ヲ用ヒテ加減乘除ヲ授クヘシ
算術ヲ授クルニハ理解精密ニ運算習熟シテ應用ナラシメンコトヲ努メ又常ニ正確ナル言語ヲ用ヒテ運算ノ方法及ヒ理由ヲ説明セシメ殊ニ暗算ニ熟達セシメンコトヲ要ス
算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項ヲ適用シ又ハ土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常適切ノモノヲ撰フヘシ

第六條 日本地理及外國地理ハ日本ノ地理及外國地理ノ大要ヲ授ケテ人民ノ生活ニ關スル重要ナル事項ヲ理解セシメ兼ネテ愛國ノ精神ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ノ教科ニ日本地理ヲ加フルトキハ郷土ノ地形方位等兒童ノ日常目撃セル事物ニ就キテ端緒ヲ開キ漸ク進ミテ本邦ノ地形、氣候、著名ノ都會、人民ノ生業等概略ヲ授ケ更ニ地球ノ形狀、水陸ノ別其他重要ニシテ兒童ノ理解シ易キ事項ヲ知ラシムヘシ

高等小學校ニ於テハ日本地理ハ前項ニ準シテ稍詳ニ之ヲ授ケ更ニ地球ノ運動、晝夜、四季、ノ原因ヲ理解セシメ外國地理ハ大洋大洲五帶ノ別、各大洲ノ地形、氣候、產物、人種及支那、朝鮮其他本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ノ概略ヲ授ケ又學校ノ修業年限ニ應シ既ニ授ケタル日本地理ヲ復習シテ稍詳ニ人民ノ生活ニ關スル重要ナル事項ヲ授ケ兼ネテ簡易ナル經濟上ノ關係ヲ理解セシムヘシ
地理ヲ授クルニハ實地ノ觀察ニ基キ又地球儀地圖寫眞等ヲ示シ兒童ノ熟知セル事物ニ依リ比較類推セシ

メテ確實ナル知識ヲ得シメ又常ニ歷史上ノ事實ニ連絡セシメンコトヲ要ス

第七條 日本歷史ハ本邦國體ノ大要ヲ知ラシメテ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ノ教科ニ日本歷史ヲ加フルトキハ郷土ニ關スル史談ヨリ始メ漸ク建國ノ體制皇統ノ無窮歷代天皇ノ盛業忠良督哲ノ事跡國民ノ武勇文化ノ由來等ノ概略ヲ授ケテ國初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ノ大要ヲ知ラシムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シテ稍々詳ニ國初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ヲ授クヘシ

日本歷史ヲ授クルニハ成ルヘク圖書等ヲ示シ兒童ヲシテ當時ノ實狀ヲ想像シ易カラシメ人物ノ言行等ニ就キテハ之ヲ修身ニ於テ授ケタル格言等ニ照ラシテ正邪是非ヲ辨別セシメンコトヲ要ス

第八條 理科ハ通常ノ天然物及現象ノ觀察ヲ精密ニシ其相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理解セシメ兼ネテ天然物ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

最初ハ主トシテ學校所在ノ地方ニ於ケル植物動物礦物及自然ノ現象ニ就キテ兒童ノ目撃シ得ル事實ヲ授ケ就中重要ナル植物動物ノ形狀構造及ヒ生活發育ノ狀態ヲ觀察セシメテ其大要ヲ理解セシメ又學校ノ修業年限ニ應シ更ニ植物動物ノ形狀構造及ヒ生活發育ノ狀態ヲ觀察セシメテ其ノ大要ヲ理解セシメ又學校ノ修業年限ニ應シ更ニ植物動物ノ相互及人生ニ對スル關係通常ノ物理上化學上ノ現象通常兒童ノ目撃シ得ル機械ノ構造作用等ヲ理解セシメ兼ネテ人身ノ生理及衛生ノ大要ヲ授クヘシ

理科ニ於テハ務メテ農業工業其他人民ノ生活上ニ適切ナル事項ヲ授ケ殊ニ植物動物等ヲ授クル際之ヲ以テ製スル重要ナル人工物ノ製法効用等ノ概略ヲ知ラシムヘシ

理科ヲ授クルニハ實地ノ觀察ニ基キ若クハ標本模型圖書等ヲ示シ又ハ簡單ナル試驗ヲ施シ明瞭ニ理解セ

シメンコトヲ要ス

第九條 圖畫ハ眼及手ヲ練習シテ通常形體ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ養ヒ兼ネテ意匠ヲ練リ形體ノ美ヲ辨知セシムルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ノ教科ニ圖畫ヲ加フルトキハ直線曲線及其單形ヨリ始メ時々曲線直線ニ基キタル諸形ヲ工夫シテ之ヲ畫カシメ漸ク進ミテハ簡單ナル形體ヲ畫カシムヘシ

高等小學校ニ於テハ初メハ前項ニ準シ漸ク進ミテハ諸般ノ形體ニ移リ實物若クハ手本ニ基キテ畫カシメ又時々自己ノ工夫ヲ以テ圖案セシメ兼ネテ簡單ナル用器畫ヲ授クヘシ

圖畫ヲ授クルニハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル物體及兒童ノ日常目撃セル物體中ニ就キテ之ヲ畫カシメ兼ネテ清潔ヲ好ミ綿密ヲ尙フノ習慣ヲ養ハントヲ要ス

第十條 唱歌ハ耳及發聲器ヲ練習シテ容易キ歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼ネテ音樂ノ美ヲ辨知セシメ徳性ヲ涵養スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ノ教科ニ唱歌ヲ加フルトキハ通常譜表ヲ用ヒシテ容易キ單音唱歌ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク譜表ヲ用ヒテ單音唱歌ヲ授クヘシ

歌詞及樂譜ハ成ルヘク本邦古今ノ名家ノ作ニ係ルモノヨリ之ヲ撰ヒ雅正ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシムルモノタルヘシ

第十一條 體操ハ身體ノ成長ヲ均齊ニシテ健康ナラシメ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼ネテ規律ヲ守ルノ習慣ヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ最初適宜ノ遊戯ヲナサシメ漸ク普通體操ヲ加ヘ男兒ニハ便宜兵式體操ノ一部ヲ授ク

ヘシ

高等小學校ニ於テハ男兒ニハ主トシテ兵式體操ヲ授ケ女兒ニハ普通體操若クハ遊戯ヲ授クヘシ

土地ノ情況ニ依ツテハ體操ノ教授時間ノ一部若クハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲナサシメ又夏季ニ於テハ水泳ヲ授クルコトアルヘシ

體操ノ教授ニ依ツテ習成シタル姿勢ヲ常ニ之ヲ保タシメンコトヲ要ス

第十二條 縫製ハ眼手ヲ練習シテ通常ノ衣服ノ縫方及裁方ニ習熟セシムルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ノ教科ニ裁縫ヲ加フルトキハ運針方ヨリ始メテ簡易ナル衣服ノ縫方ヲ授ケ又便宜通常ノ衣服ノ繕ヒ方等ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ初メハ前項ニ準シ漸ク通常ノ衣服ノ縫方等ヲ授クヘシ

裁縫ノ品類ハ日常所用ノモノヲ撰ヒ之ヲ授クル際用具ノ種類衣類ノ保存法及洗濯方等ヲ教示シ常ニ節約利用ノ習慣ヲ養ハントヲ要ス

第十三條 手工ハ眼及手ヲ練習シテ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ養ヒ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ長スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ノ教科ニ手工ヲ加フルトキハ紙、絲、粘土、麥蘖等ヲ用ヒテ簡易ナル細工ヲ授クヘシ

高等小學校ノ教科ニ手工ヲ加フルトキハ紙、粘土、木、竹、銅線、鐵葉、鉛等用ヒテ簡易ナル細工ヲ授クヘシ

手工ノ品類ハ成ルヘク有用ナルモノヲ撰ヒ之ヲ授クル際其材料及用具ノ種類等ヲ教示シ常ニ節約利用ノ習慣ヲ養ハントヲ要ス

第十四條 高等小學校ノ教科ニ幾何ノ初步ヲ加フルトキハ簡易ナル線角面體ノ性質及種類ヲ知ラシメ尙進
ミテハ三角形ノ同形類形及勾股弦關係等ヲ理解セシムヘシ

幾何ノ初步ヲ授クルニハ先ツ器具家屋地形等ヲ觀察セシメ更ニ其模型若クハ圖ヲ示シ兒童ヲシテ之ヲ畫
キ其尺度又ハ角度ヲ測定比較シテ其性質關係ヲ知ラシメ專ラ實驗ニ依リテ證明シ又既ニ授ケタル事項ヲ
應用シ諸種ノ線形等ヲ構成シテ其度量ヲ計算セシメ之ヲ實地ニ應用スルノ能ヲ養ハントヲ要ス

第十五條 高等小學校ノ教科ニ外國語ヲ加フルハ將來ノ生活上其知識ヲ要スル兒童ノ多キ場合ニ限ルモノ
トシ讀方、譯解、習字、書取、會話、文法及作文ヲ授ケ外國語ヲ以テ簡易ナル會話及通信等ヲナスコト
ヲ得シムヘシ

外國語ヲ授クルニハ常ニ其發音及文法ニ注意シ正シキ國語ヲ用ヒテ譯解セシメントヲ要ス

第十六條 高等小學校ノ教科ニ農業ヲ加フルトキハ地理理科等ノ教授ニ連絡シテ土壤、水利、肥料、農具
耕耘、栽培、養蠶、養畜等ニ關シ土地ノ情況ニ緊切ニシテ兒童ノ理解シ易キ事項ヲ授ケ便宜之ヲ實習セ
シメテ農業ノ趣味ヲ長シ兼ネテ節約利用勤勉儲蓄ノ習慣ヲ養ハントヲ要ス

第十七條 高等小學校ノ教科ニ商業ヲ加フルトキハ算術地理等ノ教科ニ連絡シテ商店、會社、賣買、金
融、運送、保險等ニ關スル重要ナル事項ニシテ兒童ノ理解シ易キモノヲ撰ヒ習慣及法令等ニ基キテ之ヲ
授ケ又簡易ナル商用簿記ヲ授クヘシ

第十八條 府縣知事ハ第二條乃至第十七條ニ掲クル範圍内ニ於テ學級ノ編制及修業年限ニ應シ便宜各教科
目教授ノ程度ヲ規定スルヲ要ス

第十九條 尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トヲ一校ニ併セ置クトキハ兩教科ヲ連絡セシメンカ爲メ

便宜各教科目教授ノ程度ヲ斟酌スルコトヲ得

第二十條 小學校長若クハ主席教員ハ小學校教則ニ從ヒ其小學校ニ於テ教授スヘキ各科目ノ教授細目ヲ定
ムヘシ

第二十一條 小學校ニ於テ兒童ノ學業ヲ試驗スルハ專ラ學業ノ進歩及習熟ノ度ヲ檢定シテ教授上ノ參考ニ
供シ又ハ卒業ヲ認定スルヲ以テ目的トスヘシ

第二十二條 小學校長若クハ主席教員ハ修業年限ノ終リニ於テ兒童ノ學業ノ成績ヲ考ヘ小學校教則ニ定メ
タル課程ヲ完了セリト認定スルトキハ卒業證書ヲ授與スヘシ

第二十三條 補習科ハ尋常小學校若クハ高等小學校ニ於テ兒童ノ既ニ學習シタル事項ヲ練習補充シ殊ニ之
ヲ實地ニ應用スルノ法ヲ授ケテ處世ニ資セシムルヲ以テ要旨トス

補習科ノ程度ハ尋常小學校若クハ高等小學校ノ教科ノ程度ヲ標準トシ兼ネテ人民ノ生活上必須ナル事項
ヲ加ヘ授ケンコトヲ要ス

補習科ニ於テ授クル事項ハ總テ實際ノ業務ト密接ノ關係ヲ有スルモノタルヘシ故ニ農工商等其地方ノ生
業ニ最モ適切ナルモノヲ撰ヒ之ヲ授クヘシ

第二十四條 補習科ノ教授時間ハ成ルヘク實際ノ業務ニ従事スル者ノ便ヲ圖リ夜間休業日又ハ其他通常ノ
教授時間外ニ於テ之ヲ定ムヘシ

六、其他の諸規定

以上の明治十九年より二十四年に至る間に於て勅令又は文部省令を以て公布せられた、初等教育に關する

諸規定であるが、この外之等に附隨して公布せられた文部省令は大要次の如きものである。

- 一、私立小學校代用規則
- 一、小學校設備準則
- 一、小學校正教員准教員ノ區別
- 一、小學校祝日大祭日儀式規程
- 一、小學校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式ヲ行フノ際唱歌用ニ供スル歌詞及ヒ樂譜採擇ノ件
- 一、小學校補習科ノ教科目及修業年限
- 一、專習科徒弟學校實業補習學校ノ教科目及修業年限規程
- 一、隨意科目ニ關スル規則
- 一、學級編制等ニ關スル規則
- 一、小學校ノ每週教授時間ノ制限
- 一、學齡兒童ヲ保護スヘキモノト認ムヘキ要件
- 一、幼稚園圖書館盲啞學校其他小學校ニ類スル各種學校級私立小學校ニ關スル規則
- 一、小學校教員檢定等ニ關スル規則
- 一、小學校長及教員ノ任用解職其他進退ニ關スル規則
- 一、小學校長及教則職務及服務規則
- 一、市町村立小學校長及教員懲戒處分並私立小學校長及教員業務停止及免許狀褫奪ニ關スル規則
- 一、小學校令ヲ施行セサル地方又ハ同令中教員ニ關スル條規ヲ施行セサル地方ノ正准教員ノ區別

一、尋常師範學校附屬小學校規程

一、尋常師範學校及市町村立小學校職員名稱待遇等勅令ヲ以テ制定ニ付其待遇方心得

以上の如きものであつて、是等に依り始めて小學校に於ける教育の規範が鮮明となつたものであつて、初等教育の基礎が此處に始めて確立したと見ることが出来る。又教育に關する規程が斯くの如く數年間に整備せしことは當時法文萬能の時代であつたことにも因るものであつて、興味ある事實と云ふことが出来る。

七、教科書の採定

教育制度の確立と共に文部當局の最も意を用ひたのは、教科書の採定に關することであつた。即ち明治五年學制を制定するや、學制の趣旨に添つた教科書を編纂することに最も意を注ぎ、模範的教科書の發刊に力を注いだ。明治八年の文部省年報中に『目下良書に乏しきを病む、世の操觚者意を此の事に留め、學科上有益の書冊を編述し、綿々刊行を計るの舉に於て、最も囑望するところ云々』等と云ふ言葉の出で居ることに依り如何に教科書の撰定を重視し、又良書に乏しかつたと云ふことを窺へる。其の結果明治九年には文部省に於て六十種の教科書を刊行し大いに弊害を矯正せむとした。斯くて明治十二年の教育令發布當時迄文部省に於て教科書刊行の事に専ら意を注ぎ且つ民間に於ても優良教科書書の刊行されむ事を奨勵した。その結果教科書は民間から著しく發刊せらるゝに至つたが、又之に伴ふ弊害として、實質の優良ならざるものも世に出るに至つた。

茲に於て教科書採定の件に關し文部當局の留意するところとなり『學校教科書の儀に就ては追て示達する儀之あるべく候へども國安を妨害し風俗を紊亂するが如き事項を記載せる書籍は採用せざる様豫て注意致す

べし』との達示を出し、教科書調査を始め、採用を許す書名を公表するに至つた。これが小學校教則綱領に教科書の事を規定するに至つた動機であつて、明治十四年公布の『小學校教則綱領』に教科書の採定に関する事が規定せられ、續いて十六年小學校の教科書を採定し又は變更せむとする時には、文部省に伺出づべきものとの規定が設けられ更に十九年の小學校令には『小學校の教科書は文部大臣の檢定したるものに限るべし』との法文が現はれ、同年五月十日には文部省令を以て『教科用圖書檢定條例』が定められ、廣く一般から其の檢定を受けしめ、合格したものには免許狀を交付して之を採定せしむることとした。續いて公立及私立小學校に於ける教科書採定の方法が定められた。この訓令に依ると、各府縣に小學校教科書の審査委員を置き、文部省檢定済の圖書中より其の府縣の小學校教育に適切なりと認められた圖書を採定せしむることとした。此の結果教科書を各府縣に賣込まんとする運動が猛烈となり、種々の弊害が伴つて起つたので、文部省に於ては教科書審査會を各府縣に置きその矯正に努むるところとなつた。

明治二十三年小學校令が改正され、其第十六條に『小學校教科書は文部大臣の檢定したるものに就き、小學校圖書審査委員に於て審査し、府縣知事の許可を受けたものに限るべし』との規定が設けられ、而してその審査委員を各府縣に置き、府縣官吏、府縣參事會、尋常師範學校長、教員又は小學校教員を以て組織せしめ、委員長を任命して採定の嚴正を期した。

更に明治三十年十月文部省内に圖書審査官及び圖書審査官補を置き、『教科用圖書檢定規則』なるものを一部分改正し大いに撰定を嚴重にした。又三十一年十月には更に『檢定出願教科用圖書の文字印刷等に關する標準』を定めこれに依つて其の撰定を行はしむることとなつた。

以上に依つて大要小學校教科用圖書の採定に關する推移が明らかとなつたが、文部當局が之に對して幾多

の條令を出し又改正して居る等の事に依り、如何にその選擇に留意したかと云ふことが窺はれる。

八、讀 書 入 門

讀書入門は明治二十年二月文部省に依つて出版せられた小學校教科書の最初のものであつて、後年國立教科書編纂の遠因を爲すに至つたものであつて、小學校教科の變遷に極めて歴史的な意義を有するものであつた。既に前述の如く文部省に於ては、學制發布當時から教科書の採定に對しては特に努力を拂つて來たところであつたが、明治十八年森有禮が第一回の文部大臣に任ぜらるゝや、學校令の制定を始め幾多教育上の改革を斷行したが、教科書は教授上に極めて必要なものである事に留意し森文相は伊澤修二、湯本武比古等に命じ、小學兒童に適當した新しい教科書を編纂せしめることとなり、主として湯本武比古が實際を掌り、獨逸の讀本に倣つて、ハト、ハナ、トリ、キリ、カンナ等の配列に依つて、凡そ假名文字に依り書かれたものを編纂し、讀み且つ書く事を同時に教へる新式の教科書を始めて作つたものであつた。これ實に文部省に於ける教科書編纂の嚆矢であつて、續いて尺秀三郎に依り小學讀本が編纂せられたのであつて、讀書入門の發刊は明治二十年二月、小學讀本は同七月であつた。

九、日清戰役と初等教育

時代の趨勢が大いに教育を必要にする様になつたこと、文部當局の教育獎勵とは相俟つて國民の教育的關心を高めしめ、小學教育は著しい進歩と普及を遂げたが、茲に教育界に一轉機を與へたものは日清戰役であつた。

當時世界の強國として威を振つて居た清國と戦ひ、よく戦勝を収むるや、一朝にして吾が國民の自覺は呼び覺され、又世界の氣勢を看取して之と歩を共にせんとするの氣運が表はれた。その結果從來他動的であつた初等教育就學の如き、大いに自主的となり、兒童の就學率は遽かに高められるに至つた。これを數字に依つて示せば、明治二十六年に於ける全國の小學校數は二萬三千九百五十八校で兒童數三百三十三萬六千九百二十五人であつたものが、二十七年に至つて學校數に於て僅かに八十六校の増加、兒童數に於て六萬三千四百四十三名であつたのに對して、翌二十八年には學校數二萬六千六百二十九、兒童數三百六十六萬九千五百七十三名で、校數に於ては二千七十一校の増加を見せ、兒童數に於ては三十三萬二千六百五十人の増加を示して居る。

斯くの如く戦後に於て國民の教育的關心が高められ、就學兒童の激増を示したので、勢ひ小學校に不足を生ずる情態となり、各府縣中には就學兒童の増加に伴つて學校を新設する事が出来ないもの等も生ずるに至り、勢ひ學校の管理に周到を缺き、訓育の如きも不行届の情態を現出する有様となつたので、文部省に於ては各府縣に訓令し、出來得る限り一校の兒童數を十學級以内とし、若しこれを超過せる學校あらば、能ふ限り分割する事を訓令した。

十、初等教育の消長

最後に初等教育の消長に關し一言すれば、小學校に對する補助金は從來地方税の補助に依つて行はれて居たものであつたが、明治十七八年の經濟界の不況以來、小學校に對する補助金は充分支給する事が出來ざる情態となり、其の金額が漸次減少した結果、小學校の經營に對する收支が相償はざる有様となつた。故に便

法として授業料を増加して、之に依りその缺を補はむとする傾向が各府縣に於て行はれるに至つた。その結果只さへ經濟界不況の打撃を受けて居る國民は、兒童を就學せしむる事に困難を感じる結果となり、就學率は低下の傾向を示して居た斯かる時に當つて、明治十九年の小學校令に依り小學校の維持は、主として授業料に依る事となつたので、再び授業料の増加となり、此の結果著しき不就學兒童を出し、初等教育は大いに沈滞の傾向を示すに至つた。

茲に於て漸く國民の間に小學校教育費國庫補助の必要を唱へる者が出で、遂に二十五年には伊澤修二を會長として『國立教育期成同盟會』なるものが組織され、議會に請願書を提出し、小學校教育國庫補助を力説した。

斯かる間に明治二十七八年の戦役となり、その戦勝に依る國民の教育的自覺の高められたこと、經濟界の復活とに依つて初等教育は再び隆盛に赴くに至つた。次に明治十九年以後に於ける小學校の消長を數字的に示せば

明治十九年	學校數	兒童數
同二十年	二八、五五六	二、八〇二、六三九
同二十一年	二五、五三〇	二、七二三、三九一
同二十二年	二五、九五三	二、九二七、八六八
同二十三年	二六、〇九八	三、〇三一、三九四
同二十四年	二六、〇一二	三、〇九五、八三〇
同二十五年	二五、三六九	三、一五三、二五八

明治二十五年	一三、六二五	三、一六四、九七六
同 二十六年	一三、九五八	三、三三六、九二三
同 二十七年	二四、〇四四	三、五〇〇、三六六
同 二十八年	二六、六二九	三、六六九、五七三
同 二十九年	二六、八三三	三、八七七、一八一
同 三十年	二六、八六〇	三、九九四、八二六
同 三十一年	二六、八二四	四、〇六二、四一八
同 三十二年	二六、九九四	四、三〇二、六二三

第三項 師範教育

一、師範學校令

明治十八年森有禮が文部大臣に任ぜらるゝや、特に師範教育に意を傾け、大いにその改革の實を挙げたことは既に前節に於て述べた如くであつて、森文相に依り師範教育の基礎が始めて確立されたと云つても過言ではないのであつて、師範教育の確立は明治十九年發布せられた、師範學校令に依つて劃然としたのであつた。

師範學校令は全十二條より成るものであつて、其の第一條に師範學校の目的を明示し、教員たるものを養成するところにして、生徒をして順良、信愛威重の氣質を養成させむことに努むとしてあり、又師範學校を

分ちて尋常師範、高等師範となし、尋常師範は各府縣に於て之を設置し、高等師範は東京に一箇所設置するものとした。

二、尋常師範の諸規程

師範學校令の發布を見るや、これに附隨した諸規程が、文部省令を以て順次發せられ、斯くて漸く師範教育の基礎は確立するに至つたものであつて、次にそれ等の諸規程に就き大要を説明すれば、

1、學科規程 師範學校令が發布さるゝや文部省は先づ師範學校に關する學科目及びその程度を定めた。其の學科目は倫理、教育、國語、漢文、英語、數學、簿記、地理、歴史、博物、物理、化學、農業、手工、家事、習字、圖畫、音樂、體操の十九科目とし、これ等の内農業、手工、兵式體操等は男生徒に之を課し、家事は女生徒に課するものとした。而してその授業時間配當は次の如くである。

科目	一年	二年	三年	四年
倫理	一	一	一	一
教育	—	二	八	四
國語	三	—	—	—
漢文	—	二	—	—
英語	—	四	三	—
數學	四	三	三	二
簿記	—	—	—	二

依る事になつた結果であつて、師範學校生徒たるものは、卒業後或期間内を府縣知事の指定に依つて奉職する義務の束縛はあるが、その代償として在學中の學用品は素より、衣服、食糧等に至るまで盡く之を公費によつて支給され、猶ほ手當として若干の金を支給することになつて居たので、師範學校生徒たるものは在學中厘毛の學費を要せざるのみならず、生徒に依りては修學しつゝ相當の貯蓄さへ出來ると云ふ如き情態であつたので、師範學校入學の希望者は著しき數に達し、夫等多數の志望者中より少數の定員を選抜する事に依つて秀才を揃へ得る事となつた。

併し乍ら師範教育公費支出の事は各府縣共之に莫大なる經費を用し、勢ひ他の中等教育に關する施設が不充分となる傾向を生じ、師範生公費反對の聲が漸く起り、色々の方法に依つて師範生の給費を削減するに至り、遂には單に衣食費の一部分を支給するに止まり他の給費を廢止又は極端に之を削減した結果、漸く師範學校入學希望者の數を減ずるに至り、生徒の實質は再び低下した。

四、改革に伴ふ弊害

森文部大臣が師範教育の改革に當り、順良、信愛、威重の三氣質の養成を主眼として、其の具體的方法として兵式體操等の事を課し、大いに改革の實績を擧げることと努めたことは、前項に於て述べた如くであつて、其の結果師範教育は著しく改革せられ、諸種の點に於て向上を示したのであつたが、その反面には又弊害も伴はざるを得なかつた。次に當時に於ける師範教育の實情と、之に伴ふ弊害に就いて記せば、順良、親愛、威重の徳性を涵養せしめる方法として兵式體操を課し、師範學校に於ける教育方法を全く軍隊式に行はしむると同時に、生徒の寄宿舎に於ける生活をも之に準せしめた。その結果として生徒の學習、行住座臥の

行動等が著しく劃一的となり、生徒は充分に個性を伸展せしむることが出來なくなり、全く一定の型に統一せらるゝに至つた。故に優秀なる素質を有する生徒も自己の長所を伸ばす事が出來なくなり、人材は空しく埋ると云ふ如き結果を生じたこと、寄宿舎に於ける生活様式も著しく軍隊化した爲め、階級の差が甚だしくなり、上級生は下級生に對して絶對服従を強制し、下級生は又上級生の意を迎ふことにひたすら努め、學業を輕んずる如き傾向を生じ、延いては生徒相互間も勿論、教師と生徒間に於ても融和を缺き、教育者として最も必要とせられる『親愛』の情に薄らぐ如き結果を招來したのであつた。

斯くの如く、兵營化した師範教育は生徒の個性の展開を妨げ、人格的に之を殺してしまつた事、階級觀念熾烈と、規則尊重の結果から來た勉學の不足を生ぜしめた事、威重と云ふ觀念が誤られて相互間の親和を缺いた事等を森式師範教育の弊害として擧げることが出來、その結果師範教育改革の氣運が各所に揚がるに至つたのであつた。

五、高等師範學校

高等師範學校も明治十九年の規程に依り劃然となつたものであつて、其の規程に従へば、尋常師範學校並に中等學校の教員を養成する目的の下に經營せられたのであつて、東京に一ヶ所置く事とし、男子師範科と女子師範科とに分ち、男子師範科を理化學科、博物學科、文學科に分け、學科目を次の如く規定した。

理化學科、教育學、倫理學、英語、數學、物理學、化學、手工、圖畫、音樂、體操
博物學科、教育學、倫理學、英語、有機化學、礦物學、地質學、植物學、動物學、生理學、農業、圖畫、音樂、體操

文學科 教育學、倫理學、國語漢文、英語、地理、歴史、理財學、哲學、音樂、體操
又女子師範科に於ける學科目は、倫理、教育、國語、漢文、英語、數學、簿記、地理、歴史、博物、物理、
化學、家事、習字、圖畫、音樂、體操とし、其の修業年限は四ヶ年、男子は之を三ヶ年とした。次いで明治
二十七年『高等師範學校規程』なるものが制定せられ、高等師範をして文科、理科の二科とし、研究科、專
修科、選科を附設した。

六、女子高等師範

明治十九年の規程に依れば、高等師範學校男子部、女子部とされて居たが、實際は併立でなく、男子部に
附設されて居たに過ぎなかつたが、明治二十三年三月獨立して、女子高等師範學校となり、別に附屬小學校
を設置し、高等師範學校の附屬小學校生徒中女生徒を之に轉學せしめ、更に東京高等女學校及び高等師範學
校附屬幼稚園をも本校に附設することとした。

第四項 中等教育

一、中 學 校

一、中學校令 中學校令は明治十九年四月、小學校令、師範學校令等と共に發布を見しもので、その條文
は次の如くである。

二、尋常中學校設置規則 中學校の設置規則は大要明治十七年一月二十六日を以て發布せられた『中學校通

則』に依り殆んど網羅されて居たが、其の後中等教育の普及發達に伴ひ、各府縣に於て著しく新設中學の創
立を見たが、是等の中學中には『中學校通則』中に示された設置規程に依らざるものも多く、又之に準據し
たものと雖も、不完全なるものがあつた。これは時勢の進歩が急激であつた爲め、十七年に制定した規程は
當時既に時代遅れの感が著しかつた爲め、遂に斯くの如き設備規則なるものが發布さるゝに至つたものであ
つて、其の性質は十七年の中學校通則に該當するものであつたが、内容に至つては全く面目を一新して居
た。即ち校地、校舎、寄宿舎、教室其他中學校の設備に關する種々の注意事項を示したものであつて、文部
省は發布後各府縣知事を督して、其の實施を促し、設備の完整に努めた。

三、入學規程 從來行はれた尋常中學校の入學規程に關しては種々不備なる點あり、文部省は遂に明治二
十七年『尋常中學校入學規程』を定め、其の缺點を補ふこととした。尋常中學入學規程に依れば、滿十二年
以上にして、高等小學校第二學年の課程を卒りし者、又は之と同等の學力を有する者を以て入學資格と定
め、入學年齢の低下を計つた。

四、實科中學校 明治二十五年頃から起つた實業教育獎勵の氣運は、遂に尋常中學校にも實業科を設置せ
しめる結果を招來した。即ち文部省に於ては明治二十七年六月『尋常中學校實科規程』なるものを定め、學
科目を倫理、國語、漢文、歴史、地理、數學、博物、物理、化學、實業要項、體操等とし、之に隨意科目と
して簿記、習字、圖畫、測量、外國語の科又は數科を加へ、地方の情況に依つては、必要とする實業科目
を文部大臣の許可を経て加味することとした。之を稱して實業中學校と呼び、實業教育獎勵に努めた。

五、中學教育の一頓挫 明治五年の學制發布に依り、教育は著しく勃興し特に中等教育は其の著しきもの
あり、公私立の中學校は陸續として創められ、大いに隆盛を極めて居たが、明治十九年中學校令が發布され

るや、同令の規程に據れば、中學校を尋常中學と高等中學の二等に分け、高等中學は全國五校、尋常中學は各府縣各々一校と云ふ事になつたので、當時各府縣に於て著しく設立せられて居た公私立中學校は、これが爲めに大いにその發展を妨げられ、從來創立を見たもの、内廢止の厄に遇ふものも相當な數に上つた。又單に之のみならず、新令に依る尋常中學の設置に關し、地方に依つてはその位置の争奪を激甚ならしめ、その結果縣令の決議に依り尋常中學校としては一校も之を設置しない、と云ふ如き地方さへ生じ、中等教育の發達に一頓挫を來したのであつた。

六、中學校の消長 明治十九年四月以前即ち中學校令の發布を見る以前に於ける全國の中學校數は百七校、生徒數に於て一萬五千五十七名を算して居たが、中學校令の發布後は、一府縣一校を以て原則とされた爲め、著しく其數を減じ、校數僅かに五十八、生徒數一萬三百名に過ぎなかつた。翌二十年には十校の減少を示し、生徒數も亦減少を來したが、その後は格別の消長なく、逐次發展を示し、十九年より明治三十二年迄の數字を示せば左の如くである。

年	學校數	生徒數
明治十九年	五八	一〇、三〇〇
同二十年	四八	一〇、一一七
同二十一年	四九	一〇、四四一
同二十二年	五二	一一、五三〇
同二十三年	五四	一一、五五四
同二十四年	五四	一三、二二五

年	學校數	生徒數
明治二十五年	六一	一六、〇三三
同二十六年	七三	一九、三八七
同二十七年	八一	二二、三三一
同二十八年	九五	三〇、六七二
同二十九年	一二〇	四〇、五七六
同三十年	一五五	五二、四四二
同三十一年	一六八	六一、三八一
同三十二年	一八八	六八、八八五

二、高等女學校

一、女子教育の隆昌 從來等閑に付され勝で、男子に於ける中學校の著しき發展に對して、殆んど顧られなかつた女子の中等教育は、時勢の進運に伴ひ著しく發展するに至つた。即ち明治十九年に於て僅かに全國七校の高等女學校に止まつて居たものが、五ヶ年を経過した明治二十四年に於ては一躍四倍に達し二十九校を有するに至り、更に三十二年に於ては三十七校を示すに至つた。併し乍ら之を男子の中學に比較する時は誠に寂寥に過ぐる憾みがあつたが、翻つて女子教育の殆んど顧られなかつた當時に比すれば、誠に隔世の感がある。

二、高等女學校規程 時勢の進運に伴つて女子中等教育が前述の如き長足の進歩を示し、高等女學校の數も逐次増加するに當つて、教育規程を必要とするに至り、文部省に於ては遂に明治二十八年一月二十九日の

省令を以て次の如き高等女學校規程を制定した。

學科目 修身、國語、外國語、歴史、地理、數學、理科、家事、裁縫、習字、圖畫、音樂、體操とし、隨意科目として教育、漢文、手藝等の一課目又は數課目を加ふ。

修業年限 普通六ヶ年とし土地の情況に依りては一ヶ年を伸縮することを得。

入學資格 修業年限四ヶ年の小學校卒業生若くは之と同等の學力を有するものたること。

授業 教授日数は毎年大約四十週とし、教授時間は毎週大約三十時間とす。

大要上述の如き規程を定め、之に依つて高等女學校に於ける教育の統整を行ふに至つた。

三、高等女學校の消長 次に明治十五年以後、三十二年に至る間に於ける、高等女學校の消長を示せば

年	學校數	生徒數
明治十五年	五	二八六
同 十六年	七	四五〇
同 十七年	九	五九〇
同 十八年	九	六一六
同 十九年	七	八九八
同 二十年	一八	二、四六三
同 二十一年	一九	二、五九九
同 二十二年	二五	三、二七四
同 二十三年	三一	三、一一五

明治二十四年	二九	二、七六八
同 二十五年	二七	二、八〇三
同 二十六年	二八	三、〇二〇
同 二十七年	一四	二、三四一
同 二十八年	一五	二、八九七
同 二十九年	一九	四、一五二
同 三十年	二六	六、七九九
同 三十一年	三四	八、五九〇
同 三十二年	三七	八、八五七

第五項 高等教育

一、帝國大學

一、大學令の發布 明治十九年三月一日、師範學校令、中學校令等に稍々先んじて『帝國大學令』が發布せられた。

大學に關する規程の發布は明治五年の學制以來のことであつて、從來の東京大學は、茲に始めて帝國大學と改稱せられ、從來の組織を改めて大學院及び分科大學となし、大學院は大學卒業者に更に學術の蘊奥を究めしむるところとし、分科大學は法科大學、醫科大學、工科大學、文科大學、理科大學に分け、専ら専門に

依りて最高の教育を授くるところとした。次に帝國大學令を示せば

二、學位令の制定 學士の稱號に關しては明治十二年七月東京大學の卒業者に、之を授け爾來大學各科の卒業者に對して許した稱號であつて、この外に中學の課程を卒へて大學に進み、修業一年の後及等した者に對して得業士の稱號を許して居たが、明治十六年改正せられ、得業士は大學を卒業したる者に之を與へ、學士の稱號は大學卒業者にして高等試問を受け之に及第した者に授けることとなつて居たが、明治二十年五月はじめて勅令を以て『學位令』が定められ學位を分けて博士、大博士の二とし、博士は法學博士、醫學博士、工學博士、文學博士、理學博士とし、此の學位を得んとするものは、大學院に於て學術の蘊奥を究め、定規の試験を経たものと、又之と同等又は以上の學力を有する者に、帝國大學評議會の決議を経て授けるものとした。大博士の學位は文部大臣に於て博士の會議に付し、學問上特に功績ありと認められたものに開議を経て之を許すこととした。

明治三十一年十二月『學位令』は再び改正せられ、學位の範圍を擴大して法學博士、醫學博士、工學博士、藥學博士、文學博士、農學博士、林學博士、獸醫學博士の九種とし、授與の資格としては大學院に入りて定規の試験を経たるもの、又は論文を提出して之に審査を通過したるもの、帝國大學分科大學教授會に依つて之等と同等或は以上の學力ありと認めたるもの、博士會に於て學位を授くべき學力ありと認めたる者、帝國大學分科大學教授にして、帝國大學總長の推薦に係る者等に對して、文部大臣より授けるものとした。

二、高等學校

一、高等學校令の制定 高等學校令は明治二十七年六月二十三日の勅令を以て發布せられたものであつ

て、其の條文は次の如くである。

第一條 第一高等中學校、第二高等中學校、第三高等中學校、第四高等中學校及第五高等中學校ヲ高等學校ト改稱ス

第二條 高等學校ハ專門學科ヲ教授スル所トス

但帝國大學ニ入學スル者ノ爲メ豫科ヲ設クルコトヲ得

第三條 高等學校ハ其附屬トシテ低度ナル特別學科ヲ設クルコトヲ得

第四條 高等學校ニ於テ設クル所ノ學科及講座ノ數ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

第五條 本文ハ明治二十七年九月十一日ヨリ施行ス但各高等學校ニ於テ學科ヲ設置スルノ時期ハ本令ヲ施行シ又ハ一部ヲ施行スル所ノ高等學校ニ於テ高等中學校ノ學科ヲ履修スル年期限内ニ在ル生徒ノ爲メ舊學科ヲ存スルコトヲ得

二、高等學校令の精神 この高等學校令に依つて見るときは、高等學校は現在の如く大學へ進む課程の爲めに設けられたものでなく、各々専門に向つて知識を授ける機關であつて、一種の専門學校であつたことが分る。これは即ち當時大學よりも稍々程度の低い専門學校を必要として居た事に依るもので、文部省に於ては是等の高等學校を、初め程度の低い大學とする計畫であつたが、帝國大學の反對するところとなり、大學としての名稱が不可能となりし爲め、獨逸の制定に倣ひ、高等學校と云ふ名稱の下に各々専門の學術を授けることにしたのである。

三、高等學校大學豫科規程 上述の如く高等學校は其目的が専門教育機關であつた爲め、この外に大學入

學の豫備教育機關を置く必要が生じ、之を各高等學校に附設して、高等學校大學豫科とし、明治二十七年七月『高等學校大學豫科規程』を制定した。高等學校大學豫科規程に依れば、大學豫科を三部門に分ち、第一部を法科及文科志望者とし、第二部を工科、理科、農科の志望者とし、第三部を醫科志望者とした。而して各部の學科は左の如くである。

第一部 倫理、國語及漢文、外國語、歴史、地理、數學、物理、化學、動物及植物、論理、經濟通論、法學通論、體操

第二部 倫理、國語及漢文、外國語、數學、物理、化學、動物及植物、地質及礦物、圖畫、測量、體操

第三部 倫理、國語及漢文、外國語、數學、物理、化學、動物及植物、羅旬語、體操

等とし、第二外國語は之を隨意科として課するものとした。
 四、高等中學校 高等中學校は明治十九年の『中學校令』に依つて制定せられたものであつて其の經費は之を國庫の支辨とし、全國五大學區の一區に各々一校を設置するものとした。高等中學校には法科、醫科、工科、文科、理科、農業、商業等の分科を設置することを得るものとし、其の修業年限を二年とした。又入學規定としては年齢十七歳以上にして尋常中の學課程を卒へたるもの又は之と同等の學力を有するものとし、學科は國語及漢文、第一外國語、第二外國語、羅旬語、地理、歴史、數學、動物及植物、地質及礦物、物理、化學、天文、理財學、哲學、圖畫、力學、測量、學操とし、第一外國語は通常英語とし、第二外國語は獨逸語又は佛蘭西語等とし、授業時間は一ケ年凡そ四十週とした。

斯くて高等中學校は大學豫備門を廢し、東京外六ヶ所に七校の設置を見たのであつたが、其學科課程の連絡を缺いて居たのと、高等中學入學志望者が激増した事とに依り、尋常中學卒業者は容易に入學することを

得ず、多くは豫科を経て入學するを普通として居た。
 五、大學及び高等學校の消長 最後に大學及び高等學校に就て、其の消長を學生數並に生徒數に依つて示せば

大學各科學生數

明治十九年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年	二十四年	二十五年	二十六年	二十七年	二十八年	二十九年	三十年	三十一年
一三〇	二二八	二二二	二八七	二八六	三二七	三七四	四〇〇	四二二	四五六	五三六	七一九	八三五
一九六	一九二	一七〇	一三九	一二三	一一六	一一四	一三二	一三〇	一三一	一五九	二二三	三二二
七七	八六	七二	七五	八五	一一〇	一一四	一七八	二二五	二九二	三四二	三八四	三八四
一一	一九	二二	二〇	三五	四七	七三	一一四	一五八	二〇三	二六八	二七二	二七二
二二	一九	二五	二四	二五	三二	四六	六一	八九	九四	九九	一〇〇	九七
—	—	—	—	八一	一一八	八二	一二二	九四	八〇	五四	四九	四三

明治三十二年 八七〇 三六六 三六一 二七八 六八 五三
 高等學校生徒數

	第一	第二	第三	第四	第五	山口
明治二十七年	一、三八七	六二五	五五〇	五八五	八三六	三三六
同 二十八年	一、三七七	五七九	五五八	五五八	八八〇	一五七
同 二十九年	一、三〇八	六五〇	四九四	六〇八	七七一	二〇〇
同 三十年	一、二四四	六九八	五九五	六一三	一〇七九	二〇七
同 三十一年	一、三〇三	七四七	六九八	六一九	一〇六二	一三五
同 三十二年	一、四一一	八二六	八三一	七四一	一〇六二	二四六

三、専門學校

一、専門學校の簇出 時代の進歩と、教育思想の普及發達とは、單に中等教育、女子教育等に限らず各種の専門に亘る教育の發達に大いに影響を與へ、専門學校は著しく發達を見るに至つた。特に日清戰役以後に於ける専門學校の發達は著しいものがあり、法律に關するもの、醫學に關するもの等就中隆昌を極むるに至つた。

二、特別認可學校規則 明治十九年に於ける學校令には、専門學校に關する規程は何等設けられて居なかつたが、各種専門學校の發達は著しいものがあり、文部省に於てもこれを放置する能はざる情態となり、遂に二十一年五月『特別認可學校規則』を制定した。特別認可學校規則は各種の専門學校中、特に法律及び政

治等に關する専門學校に關する取締規程であつて、此の種の學校に對しては、明治十九年帝國大學總長に依つて監督する規程が設けられた居たのであるが、私立法律學校の進出著しいものがあり、單に帝國大學總長に依る監督のみでは不十分な點を生ずるに至り、該規定を見たのであつて、此の規程に依れば、修業年限を三ヶ年以上とし、學科としては、法理學、法學通論、憲法、行政法、民法、訴訟法、刑法、治罪法、商法、國際法、財政學、理財學、統計學、史學、論理學等の諸學科の内七學科以上を教授し、又法律を主とする學校に於ては擬律、擬判の課をも設くるものとした。この規程に依り認可せられた法律學校は次の如きものである。私立獨逸協會學校專修科、私立英吉利法律學校、私立東京佛學校法律科、私立東京專門學校法律科、私立專習學校、私立東京法學校等である。

特別認可學校規則は明治廿六年に至り廢止せられ、明治二十六年十二月『判檢事登用試験規則』が定められるに及びて、従前の規程に據つて居た私立法律學校は、司法大臣の指定學校となつた。

三、法律學校 法律學校中『特別認可學校規則』に依つて認可せられた學校は前述の如きものであるが、此の外に新設せられた學校は次の如きものである。私立日本法律學校、私立臺灣協會學校、私立京都法政學校等であり、私立日本法律學校は明治二十三年の創立であつて、現在の日本大學であり、又私立京都法政學校は現在の立命館大學、私立臺灣協會學校は現在の拓殖大學である。

以上は新設せられた法律學校であるが、この外に新しく法律科を附設した學校は、第三高等中學校、慶應義塾、同志社、東北學院等であつた。

四、醫學校 醫學校は明治維新以來著しき勢を以て發達し、各地に醫學並に藥學に關する學校の創設を見たのであつたが、明治十七年前後に於ける經濟界の不況に遇ひ、簇出した醫學校中經營困難のもの多く、そ

の設備の如き不完全を極むると云ふ有様であつたので、文部當局に於ては私立醫學校にして不完全なるものはこれを禁止せしむることとした。又從來地方税に依りて費用を支辨せられて居た公立醫學校も、明治二十九年九月勅令を以て府縣立醫學校の費用は地方税に依り支辨することを禁止せられた。茲に於て公立醫學校は廢止の止むなきに至り、公立醫學校に代つて官立の醫學校が設けられるに至つた。

公立醫學校廢止の理由とするところは、經濟界の不況に依り、地方税に依る醫學校の經營は不充分となり、其の設備の如きも勢ひ不完全を免かれざる有様となつたので、之を官立に代へ府縣に於ては導ち普通教育の向上に努めしむる様にした事に因るものである。

官立醫學校は高等中學校に附設せられたものであつて、明治二十年九月文部省令に依りて『高等中學校學科及其程度』なる規程が設けられた。其の規程によれば修業年限を四ヶ年とし、學科は英語、動物學、植物學、物理學、化學、解剖學、組織學、生理學、藥物學、病理學、內科學、外科學、眼科學、産科及婦人科學、裁判醫學、衛生學、體操等とし、第一高等學校の醫學部を千葉に、第二高等中學校の醫學部を仙臺に、第三高等中學校の醫學部を岡山に、第四を金澤に、第五を長崎に置いた。斯くて從來の私立、府縣立醫學校に代り官立醫學校が全國五ヶ所に設けられたのである。

五、藥學校 藥學校は從來醫學校に附設せられて居た關係上、醫學校が前述の理由に依つて私立、公立が漸次廢せられ、官立に代るや、藥學校も勢ひこれと同じ過程を通つて官立となつた。即ち各高等中學校醫學部に藥學部を附設し、其の學科目を英語、動物學、植物學、物理學、化學、分析、生藥學、製藥學、調劑學、藥局方、體操等の各科目を置き、修業年限を三ヶ年とした。併してその附設を見たのは明治二十二年四月であつて第四高等中學校醫學部を始めとし續いて第一高等學校醫學部、第二、第三、第五と附設を見るに

至つた。明治二十七年『高等學校令』が發布せらるゝに當り、從來の高等中學校醫學部は、高等學校醫學部と改稱せられ、其の獨立を見るに至つた。

六、外國語學校の復活 明治十九年廢止の厄に遇つた外國語學校は、廢止せられたまゝ約十年を経過したのであつたが、遂に外國語を専門に教授する専門學校の必要は再び認められ、明治三十年四月、高等商業學校に附屬して外國語學校が設置され、英、佛、獨、露、西、清、韓等の語學科を置き、正科、特別科の二つに分け、正科は修業年限三ヶ年、特別科は三ヶ年以内とした。

次いで明治三十二年四月高等商業學校より獨立して東京外國語學校と改稱し、伊語の一學科を増設し、正科を本科、特別科を別科と改稱した。

七、東京美術學校 東京美術學校は明治二十年十月に創められたのであつて、從來圖書取調掛として設置せられたものが、組織を一新し、東京美術學校と改稱されたのであつて、頭初は小石川植物園内に置かれて居たが、二十一年十二月上野公園内に移し、普通科、導修科の二つに分け、普通科二箇年、專修科三箇年とした。明治二十五年規則を改正し普通科、專修科を廢し、豫備科、本科とし、豫備科一年、本科四年の修業年限とし、この外に圖畫教員たんとするものに、技術と兼ねて圖畫に關する學科を課せしめ、これを圖畫講習科と稱した。二十九年更に規則を改め、豫備科を甲乙二種とし、甲種は繪畫科、圖案科、蒔繪科、乙種は彫刻科、彫金科、鍛金科、鑄金科を修めんとする者の科目とした。

八、東京音樂學校 東京美術學校の創設と同じく、從來の音樂取調掛を改めて東京音樂學校を創め、學科を豫科、本科とし、本科は之を師範部、專修部とし修業年限は豫科一年、師範部二年、專修部三箇年とした。

明治二十六年九月東京這範學校に併設せられたが、幾許もなくして再び獨立し東京音樂學校として現今に至る。

九、宗教學校 明治維新直後著しく勢力を失つて居た佛教は、漸くこの時代から活躍開始し基督教が布教の手段として育英の事に意を注ぎ、盛んに各地に基督教に關係した學校を興したのに對抗して、各宗派共々佛教の専門學校を創立するに至つた。即ち、明治十九年眞言宗に於ては京都東寺内の眞言宗總齋を事相講傳所と改稱し、この外東京小石川護國寺内に新義眞言宗大學林を興し、高野山にも古義眞言宗大學林を創置した。

又臨濟宗に於ても同年十二月京都府葛野郡花園村に花園學院を營み、臨濟宗の宗旨及び廣く佛教各宗派の宗旨に就て講學せしめた。

淨土宗に於ても亦淨土宗學本校を東京芝増上寺内に設け、淨土宗の僧侶として布教に努めんとするものを養成せしめた。此の外古義眞言宗に於ては各派決議の上京都下京區に眞言宗京都高等中學を設け、普通學科の教授を兼ねて、眞言宗の教義を學ばしむるところとした。

佛教に於ける教育が斯くの如く盛んに行はれたと同様、基督教の教興事業に盡したことは目覺しいものがあつた。基督教に於ては明治初年より各地に普通教育を授くる爲めの學校を設け幾多の困難を排して専ら布教を目的とした育英に携はつて居たのであつたが、明治十八年以後に於ては益々其の充實を計り、高等教育の機關として各地に専門學校を新設したのであつた。それ等の内主なるものを擧ぐれば、神學豫備校、關西學院等であつて、神學豫備校は明治十九年仙臺に創立され、後東北學院と改稱した。關西學院は二十二年四月神戸市外に創設したもので神學科、普通學科を置き、専ら基督義の教授と、布教に必要な人士の養成に

努むるところであつた。

十、其他の専門學校 専門學校は之等の外に文學に關するもの、體育に關するもの等が創められたが、文學に關する専門學校中特に名の有るものは、哲學館であつて、明治二十年九月井上圓了が本郷湯島に創立したものであつて、學科として哲學、史學、文學等の科目を授け、神佛、儒等日本在來の思想の研究に兼ねて西洋哲學をも究めしむることとした。

明治二十三年國民の國家觀念を涵養せしめ、皇祖皇宗の謨訓に基きて我が國固有の倫理觀を養成せしむるところとして、國學院が創立せられ、國史、國文、國法等に對する知識を授けることに努めた。前者は現今の東洋大學、後者は即ち國學院大學にして、何れも文學に關する専門學校としての嚆矢である。

體育に關する専門學校としては、明治二十六年日本體育會に於て、麴町區飯田町に體操練習所を附設し、國庫の補助を受けて大いに規模の擴充に努め、體操學校として現在に傳へらるゝところである。

第六項 實業教育

一、實業教育の獎勵

實業教育として農業學校、工業學校等に於ける教育が漸く認められ、漸次開發の機運を招來しつゝあつた事は既に述べた通りであるが、實業教育の隆昌に重大なる關係を有するものは明治二十七八年の戦役であつた。

當時文部當局として最も重視したのは、大戦後に於ける我國の教育を如何に經營すべきかと云ふことであ

つて、時の文部大臣井上毅は歐洲各國の教育情況に鑑み、實業教育に最も力を傾注せる獨逸國が、國力發展の著しきものあるに留意し、戰後我が國力の發展は實業教育に俟たねばならぬとし、大いに實業教育獎勵の事に當つたのであつた。

二、實業教育國庫補助金

實業教育國庫補法明治二十七年六月發布せられた法令で、井上文部大臣は實業教育の隆昌は先づ國庫の補助を仰ぐ必要を認め、自ら『實業教育國庫補助法案』を起草し、議會に提出して其の通過に専ら努めた結果該補助法の教布を見たものであつて、實業教育が爾後よくその發展を遂げ、我國をして名實共に世界の列強に五せしめた原因は實に該案の實施に依る國庫の補助に俟つところが多い。今其の法文を示せば

實業教育國庫補助法

第一條 實業教育ヲ獎勵スル爲ニ國庫ハ毎年金十五萬圓ヲ支出シテ其ノ費用ヲ補助スヘシ

第二條 公立ノ工業農業商業學校徒弟學校及實業補習學校ニシテ實業教育ニ効益アリト認ムルトキハ文部

大臣ハ其ノ學校ニ補助金ヲ交付スヘシ

地方官廳ノ認可ヲ經タル農工商組合ニ於テ設立シタル實業學校ハ文部大臣ノ特別ノ認定ニ依リ前項ニ準スルコトヲ得

第三條 各學校ニ交附スル補助金ハ其設立者ノ負擔額ト同額以內ニ限ル

第四條 補助ヲ受クヘキ學校ハ文部大臣ノ認可シタル學則ニ依リ及同大臣ノ定ムル必要ノ條件ヲ充タスモノニ限ル

第五條 此ノ法律ニ依リ補助ヲ受クル學校ノ設立者ハ補助年期間其學校經費ヲ繼續支出スルノ義務アルモノトス

第六條 各學校ニ補助金ヲ交付スルハ五ヶ年ヲ以テ一期トス滿期ノ後必要ニ依リ仍之ヲ繼續スルコトヲ得但文部大臣ニ於テ學校ノ管理不適當ナリト認メタルトキ又ハ第四條其他文部大臣ノ定ムル所ノ規則ニ違背シタルトキ又ハ第五條ノ義務ヲ盡スコト能ハサルトキハ補助年期間ト雖モ補助ヲ廢止又ハ停止スルコトヲ得

第七條 第二條ニ掲クル學校ノ教育ヲ養成スルノ必要アルトキハ文部大臣ハ第一條ニ掲クル金額ヨリ十分ノ一以內ヲ支出シ其ノ費用ニ充ツルコトヲ得

第八條 此ノ法律施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

第九條 此ノ法律ハ明治二十七年九月一日ヨリ施行ス

以上の規定に依り、其の土地の情況に應じて適當と思ふ實業學校を興す事に依つて、設立者の負擔額と同額以内の補助金を受け、學校の種類に依りて補助金額は同一ではなかつたが、平均五分一位の補助金を年々交付して居たので、其の補助金額は五倍の働きをする事となり、茲に於て實業教育は著しく隆盛に赴いたのであつた。

三、工業學校

政府が上述の如く實業教育に對して獎勵をした事に依り、而して工業教育に對しては、特に力を傾けその

補助金の如きも他のものに比して高率の支給を受けし爲め、工業教育は著しき進歩を遂ぐるに至つた。工業教育に就き其の概括を述べれば

明治十九年東京商業學校に於て、附屬商工徒弟講習所を創置し、商工業に従事する者の子弟に實地と、學修を行はしめることとしたが、その後職工徒弟學校と改稱された、續いて明治二十七年工業教育に従事する教師の養成を必要として工業教員養成所の創立を見、二十九年七月大阪に於ては大阪工業學校の設立あり、又高等學校令の發布されるに及びて第三高等學校並に第五高等學校に工業部の設置さるゝあり、斯くて工業教育は著しき隆昌を示すに至つた。

四、簡易農學校規定

明治二十七年七月文部省に於ては農業教育獎勵の目的を以て、簡易農學校規程なるものを定め、簡易なる方法に依り農業教育を施さんとするものをして此の規程に據らしめた。而して右規程中に學科目を次の如く定めた。算術、物理、化學、博物、耕種、園藝、肥料、土壤、排水、灌溉、害蟲、養畜、農産製造、氣象、農業工事、農業經濟等とし、地方の情況に依りては斟酌し又は併合して教授することを得るものとし、更に水産、森林、養蠶、獸醫等の科目を加へ得るものとした。而してこの開設は農閑期又は其の地方の便宜に従ひ行ふことを得るものとし、十四歳以上を以て入學年齢とした。

五、農業學校

次に農業學校中新設されたものゝ中から主要なるものを擧ぐれば、水産傳習所、蠶業講習所、育英費等で

あつて、水産傳習所は大日本水産會の創立であつて、明治二十二年の創立である。又蠶業講習所は明治二十九年「蠶業講習所官制」の公布に依り従前の蠶業試驗場を改めて規程を一新したものであつて、以上は何れも官立であつたが、この外に私立として重きを爲したものに育英費がある。育英費は舊幕臣並に舊藩岡藩士に依つて創立されたもので、明治二十四年麹町區飯田河岸に農業科を開設したもので、之は後東京農學校、大日本農會附屬東京農學校、大日本農會附屬東京高等農學校となり、更に現今に及びて東京農業大學として農業に於ける最高の教育機關として傳へらるゝところである。

六、其他の實業學校

農工等の實業教育が著しく隆盛を來した如く、商業教育も亦著しく普及發達を遂げた、商業教育は日清戰役後我が國の經濟界が著しく對外的に發展を遂げ、貿易の發展に伴つて其の必要は益々認められ、東京に於ける高等商業學校をはじめ、各地の商業學校は漸く内容を充實し、又新しく設置されるものも相當の數に達した。商船學校も其の實質的價值が漸く認められ、遞信省に於ては大阪府立商船學校を其の直接管轄に移し、東京商船學校大阪分校とし、内容を刷新すると共に二十四年更に函館にも分校を置き簡易なる學術及び技藝を教授した。

第七項 盲啞教育

一、小學校令と盲啞教育

盲啞教育は京都及び東京、それに大阪に於ても其の端緒が開かれたことは既に前節に於て述べた通りであ

るが、盲啞教育に關する規定の始めて設けられたのは明治二十四年十一月であつた。二十三年の改正小學校令中に「盲啞學校の設置は小學校に準すべきもの」との規定が設けられてより、翌二十四年詳細なる規程が始めて定められたものであつて、其の規程に據れば、盲啞學校の教員たるべきものは小學校教員たるべき資格を有するもの、又は其の府縣知事の免許狀を有するものとし、學校長の任用又は解職は府縣知事に依つて行はれ教則又は教科用書は文部大臣に依つて定められるものとし、學校の設置又は廢止は府縣知事に依つて定められるものとした。

二、訓盲院の文部省移管

東京訓盲院は前節に於て述べた如く、樂善會の社會事業として創設されたものであつたが、明治十七年訓盲啞院と名稱を改め、院長に禪僧として令名あつた高津柏樹氏を推したのであつたが、高津氏は當時の情況としては經費に不足し、折角の企畫も遂行し難き情態に在つたので幾許の金を文部省より補助金として支給されて居たのであつたが、森有禮が文部大臣となるに及び補助金の支給を廢止せられた。茲に於て訓盲啞院は經營困難となり、院長高津氏より森文相に訓盲啞院を文部省の所管となすべき議が提出され、茲にはじめて慈善事業の一部分として行はれて居た盲啞教育は、文部省の直轄となるに至つたものであつて、同時に訓盲啞院の名稱を廢し、東京盲啞學校と稱するに至つた。

三、東京盲啞學校

文部省の直轄となり大いに内容を一新した東京盲啞學校は、更に學科目の追加を行ひ、音樂科、鍼治科等

をも加ふるに於て、入學希望者も激増し、京都に於ける盲啞學校をはるかに凌駕するに至つたのであるが、次に文部省移管以後三十二年に至る間の主要なる事項を掲げ、以て盲啞教育發達の沿革を知る一助とすれば、明治二十一年十二月一日文部大臣の臨場あり第一回の卒業證書授與式を舉行し、同月商議委員會を開き、校舎移轉の件を議定し、二十二年十二月二十八日小石川藥草試植園を本校敷地と定め、翌二十三年七月一日築地三丁目より之に移轉し、十一月一日同校教員石川倉次氏の創案に成るブレイユ點字を採用し、從來の盲教育に一新紀元を劃し、二十五年五月二十五日露國皇太子來遊に際し獎勵金を賜はり、十一月七日には、皇后陛下の行啓あり、同じく金圓を賜はり明治三十一年十一月更に石川倉次氏の創案に成る點字拗音符を採用した。

以上は東京盲啞學校の主なる沿革であつて、石川倉次氏に依る點字法は我が盲教育上大なる貢獻を致したものと云ふことが出来る。更に又特筆すべきことは明治二十九年十二月十五日小西校長を歐洲に派遣し、盲啞兒童並に白痴、貧困兒童教育等の實情に就て視察せしめたことであつて、實に此の種の教育視察の嚆矢となすものであり、之に依つて文部當局が盲啞教育に就いて如何なる關心を有して居たかと云ふことも察しられる。

四、盲啞教育の一般的趨勢

東京に於ける盲啞教育斯くの如く大いにその紀綱を張つたが、盲啞教育は未だ一般的には重視されず、各府縣に於ても創立を見るものなく、大阪に於ける盲啞學校の如き、不振を極め生徒數の如きも寥々たるもので、遂に經營困難を來し、二十五年廢止の厄に遇ふに至つた。以て當時に於ける盲啞教育の一般的趨勢を知

ることが出来る。

第八項 社會教育

一、社會教育の動向

教育思潮の普及發達と、西歐文化の吸収に依る文化の向上とに依つて社會教育に就ては大いに意を用ふるものが多く、各種の教化團體が組織され、又宗教家の活躍も甚だしきものあり、社會教育は著しく其の實績を擧ぐるに至つたが、之等を一々列挙することは餘り茫大なる内容となることゝ、幾分旁系に屬するを以て本項に於てはそれ等を省略し、圖書館、出版物等に對し系數的な記述をするに止むることとした。

二、圖書館

東京圖書館は明治二十二年『東京圖書館官制』が定められ、更に三十年四月『帝國圖書館官制』が定められ爾來帝國圖書館として現在に至るものであるが、この外に全国各地に府縣立圖書館の經營されるものあり、社會教育機關として大なる機能を發揮したのであつて、次に全國に於ける圖書館の發達過程を數字的に示せば

年	圖書館數	閱覽人員
明治十九年	二〇	不明
同二十年	一五	同

明治二十一年	一九	同
同二十二年	一六	同
同二十三年	一九	同
同二十四年	一九	一〇一、三〇三
同二十五年	二四	一一一、八一〇
同二十六年	二五	一一六、六八一
同二十七年	二五	一一九、二三八
同二十八年	二五	一一三、七四九
同二十九年	二七	一一九、〇〇二
同三十年	三一	一三六、二二九
同三十一年	三三	一四八、〇三六
同三十二年	三八	一六三、三〇八

三、出版物

新聞、雜誌等出版物は逐年其の數を増加したが、就中、新聞、雜誌等の如き大衆性を帯びたものゝ増加が激甚であつたことは特に注目に價するところである。次にその概數を示せば

年	圖書數	新聞雜誌數
明治十九年	八、一〇五	四〇三



明治二十年	一〇、四五二	四七一
同二十一年	一一、七一五	五一〇
同二十二年	一五、一二二	六四七
同二十三年	一八、七二〇	七一六
同二十四年	二二、五六八	七六六
同二十五年	二一、八四四	七九二
同二十六年	二六、九六五	八〇二
同二十七年	二八、二二二	八一四
同二十八年	二六、七九二	七五三
同二十九年	二六、三六七	七七五
同三十年	二六、〇五五	七四六
同三十一年	二二、一〇六	八二九
同三十二年	二二、六三五	九七八

第九項 教育行政

一、歴代文部大臣

明治十八年官制の改革に依り文部卿は廢せられ、森有禮が初代文部大臣として就任したが、明治二十二年



二月十一日刺客の手に斃れて以來、歴代文部大臣に任ぜられたものは次の如し。

氏名	就任年月日
森有禮	明治十八年十二月二十二日
大山巖 (兼任)	同二十二年二月十一日
榎本武揚	同二十二年三月二十二日
芳川顯止	同二十三年五月十七日
大木喬任	同二十四年六月一日
河野敏鎌	同二十五年八月八日
井上毅	同二十六年三月七日
芳川顯正 (兼任)	同二十七年八月二十七日
西園寺公望	同二十七年十月三日
蜂須賀茂韶	同二十九年九月二十八日
濱尾新	同三十年十一月六日
西園寺公望	同三十一年一月十二日
外山正一	同三十一年四月三十日
尾崎行雄	同三十一年六月三十日
犬養毅	同三十一年十月二十七日
樺山資紀	同三十一年十一月八日

二、高等教育會議

高等教育會議は明治二十九年十二月二十七日の勅令を以て公布せられたものであつて、文部大臣の諮詢機關として設けられたもので、高等教育會議員としては帝國大學總長、各分科大學長、文部省各局長、高等師範學校長、女子高等師範學校長、高等商業學校長、東京工業學校長、東京美術學校長、高等學校長一人、其他學識ある者又は教育事業に閱歴ある者等七人以内とし文部大臣の奏請に依つて内閣が之を任命するものとした。而してその任期は三箇年を以て一期とした。明治三十年十二月更に議員の範圍を擴大して

- 一、東京帝國大學總長、各分科大學長、京都帝國大學總長、分科大學長二人
- 二、文部省各局長及視學官二人
- 三、高等師範學校長及び女子高等師範學校長
- 四、高等商業學校長、東京工業學校長、東京美術學校長及び東京師範學校附屬音樂學校主事
- 五、高等學校長及び専門學部主事各一人
- 六、帝國圖書館長
- 七、尋常師範學校長二人
- 八、尋常中學校長二人
- 九、高等女學校長一人
- 十、高等師範學校附屬尋常中學校主事及び女子高等師範學校附屬高等女學校主事
- 十一、學識ある者又は教育事業に閱歴ある者十人以内

この外に臨時必要に應じて臨時議員を置く事を得せしめ、又この會議に際しては文部省高等官中より幹事二名を置いて事務を掌らしめた。三十一年六月更に此の規則が改正せられ、更に議員の範圍を擴大して従來の議員の外に

- 一、學習院長、華族女學校長、帝國博物館長
 - 二、陸軍及び海軍教育主任將校各一人
 - 三、商船學校長
 - 四、私立學校長二人
 - 五、東京學士會員會長
 - 六、文部省學校衛生顧問會議々長
- 等を加へ、高等教育會議への諮詢事項を次の如く定めた。
- 一、帝國大學及び文部省直轄諸學校、圖書館の設置廢止に關する事項
 - 二、文部省直轄諸學校、公立私立學校の教育の目的並に其の學科課程設備及び管理に關する事項
 - 三、學齡兒童の就學義務及び小學校授業料に關する事項
 - 四、學事監督に關する事項
 - 五、教科用圖書に關する事項
 - 六、文部省直轄諸學校並びに公立私立學校職員の資格に關する事項
 - 七、文部大臣に於て必要と認めたる事項

明治三十四年更に規則を改正し、委員の範圍を擴張して

- 一、内務省地方局長
 - 二、農商務省農務局長及商工局長
 - 三、札幌農學校長、東京外國語學校長
 - 四、道府縣視學官二人
 - 五、公立實業學校長三人
 - 六、私立學校長二人
- を増加し、明治三十年七月其の第一回會議を文部省修文館に開き、大正二年教育調査會官制の制定を見るまで繼續した。

三、學區の改正

從來全國を六學區に區別し、一學區として教育行政の圓滑なる運行を行つて居たが、明治十八年七月之を五學區に改正、十九年二月より省内に視學官を置き、各學區に一名の分擔を定めて専ら督學に努めさせたが、明治二十六年視學官は廢止され、參事官を以てその事務を掌らしめたので、この間專任の視學官を失つたが、明治三十年十月再び視學官を置き、學事の視察督勵を行はしめることにした。

四、地方の教育行政

地方に於ける教育行政は府縣知事に小學校の設置區域、位置、就學に關する規則、小學校授業料の金額、經費收入支出の方法、資産管理規程、小學校教員の俸給、旅費に就て其の權限に依りて定めしむるものと

し、事務の分掌は、便宜課、學務課に依つて行はしめ、便宜課を其の第一部とし、學務課を第二部とした。第一部の部長は書記官を以て之に充て、第二部は屬官が課長に任じ課長は尋常師範學校長が兼任することを得るものとした。又明治二十三年の改正教育令の規程に依れば

- 一、尋常小學校の校數並に位置は市にありてはその市の意見を聞き、府縣知事之を定め、町村にありては其の町村の意見を聞き、郡長之を定め、府縣知事の許可を得るを要するものと、學校組合は關係町村郡參事會の意見を聞き、郡長之を設けしめ、府縣知事の許可を受けるものとし、市町村立小學校教員の任免は府縣知事が之を行ふものとした。
- 二、郡には郡視學一名を置き、府縣知事が之を任免し、郡長の指揮命令を受けて郡内の教育事務を監督し、市町村に屬する國の教育事務を管掌し、市町村立小學校を管理し、村長の事務を監督するものとした。
- 三、市町村にも亦學務委員を置き、教育事務に就いて市町村長を補助せしめるものとした。

第十項 教育勅語の渙發

一、歐米心酔と修身教科書

明治維新以後に於ては極端なる歐米心酔の結果、動もすれば我が固有道德を忘れて歐米のそれに傾むかんとするの傾向あり、其の傾向は教育にも著しい影響を與へ、小學校に於ける修身教科書の如きも多くは歐米に於ける教科書の直譯であつた。その一例を挙げると、當時は修身教科書として至るところの學校で使用さ

れて居た勸善訓蒙の如き、佛國に於て行はれた修身書で、その内容の如きも、『天に終始なし、又變更なし』とか又は『天は全能にして其の欲するところ能はざるなし』とか『宇宙の萬物を創造したるは皆天による。』故に人、造物の主あることを信ぜざるべからず』斯くの如く其の内容は、主として佛國の政體を基礎として作られた共和國の政治主義や、基督教の教義に基いて書かれたものであつて、我が國體と相容れず、我が固有道德と相反する如きものであつた。その他修身書として一般に使用されて居た、修身論、性法略等何れも外國の翻譯書であつて内容は何れも我が固有道德とは遠ざかつたものであつた。

二、德育基礎確立の要

上述の如き修身教科書はその根本が我が國體と相容れざるのみならず、又實際教授に際しても種々の不便が伴つて居た。それはこれ等の書が、思想、風俗、生活様式等悉く趣を異にした。歐米に於て行はれる書である關係上、我が國の兒童には理解の出來ざる點多く、爲めに小學校より文部省に對して修身書の代りとして、違警罰罪則と云ふものを作り、之に依つて直接卑近なる修身教授を行はむとする如き意見さへ表はるゝに至つた。

斯くて小學校教育の大項を指示すべき必要に迫られ、その一方法として明治十四年『小學校教員心得』が設けられ、専ら德育を中心に各科の教授要項が明らかにされ、續いて『小學校教則綱領』が發布されるに及びて修身教授の目的を主として各科の教授要目が明らかにされ、茲に於て小學校に於ける德育の方針が大體定まつたのであつた。

三、教育勅語の渙發

上述の如く德育の方針は大略定まつたが、未だ一般に於てはその趣旨が徹底せず、德育は根本的にその基礎の確立を見るに至らなかつた。茲に於て我が國民道德の據るべき所を明示した教育勅語の渙發を見るに至つたものであつて、明治天皇は茨城縣下に於ける大演習より御還幸あらせられた直後、即ち明治二十三年十月三十日を以て時の内閣總理大臣山縣有朋、文部大臣芳川顯正を召され、教育勅語を御下賜になつたのであつた。

四、德育の基礎確立

教育勅語は實に千載不朽のもので、之に依つてはじめて我が德育の基礎が確立し、その布衍を便ならしむる爲め文部省に於ては、井上哲次郎に命じて勅語衍義を起草せしめ、これを更に數人の學者に依つて修正し、一般に布衍せしめ、専ら勅語の御趣旨徹底に努め、德育の根本確立を計つたのである。

第六節 第五期の教育

第一項 教育界の諸問題

一、學制改革問題

一、學制改革問題の發端 學制改革問題は此の期間に於ける教育界の出來事中、最も紛糾を極め遂に決定

を見ずして、大正年間に引繼がれたのであるが、その發端は既に井上文部大臣の學制改革に基いてゐる。即ち井上文相は高等學校に大學校豫科を附設し、高等學校は醫學、工學其他專門教育機關として其の使命を達せしめんとしたのであつたが、その實質は却つて附設たる大學豫科に近く、専門教育としての工學部、法學部、醫學部等は不振の情態であつた。而して僅かに高等學校は醫學部を置いて、法學部、工學部等を置かず、高等學校はその本體たる専門學部は輕んぜられ、旁系たる大學豫科に主力を傾けると云ふ如き變態的實情に置かれて居た。故に之を名實共に一致せしむるには學制を改革する必要があり、此處に既に學制改革の遠因が醸成されて居た。

更に學制改革の原因となつたものは、明治二十七八年の戰勝に依り國民の自覺が高められ、教育思想が著しく普及したことに依つて、高等教育を受けんとする者は大いにその數を増し、從來の大學及び大學豫科のみを以てしては、到底その要求に應じ得ざるの有様となり、此の際一二の學校増設等の如き姑息なる手段に依らず、根本的に學制を改革せんとする説を唱ふるものが出た。これ即ち學制改革の第二の原因で、之等の輿論に依り學制改革運動は速かに表面化するに至つた。

一、學制調査部の設置 斯かる氣運に乗じて湯本武比古等に依り帝國教育會内に學制調査部なるものが出來、獨逸式の學制を採用せんとする運動を開始した。明治三十三年四國高等學校設置、山陰、九州高等農林學校、九州、東北帝國大學等設置に關する建議が帝國議會に提出され、これと並んで學制改革調査會設置に關する建議案も衆議院に提出され、遂にその通過を見るに至つた。併し乍ら貴族院に於て否決され、遂にその發令を見なかつたが、爾來學制改革に對する根本的調査を目的とした團體が文部省の内外に起り、主として獨逸の制度を採入れた改革を實施せむとするの運動を繼續した。斯くて明治二十五年高等教育會議に付さ

れ討議されるに及びて、學制改革案は教育界の焦點となるに至つた。

三、改革案の骨子 當時最も熾烈を極めた學制改革案の骨子を示せば學制研究會が明治三十五年一月二十五日其の臨時大學に提案したものに依れば 第一、中學校を中學及び高等中學とし、修業年限を五ヶ年と三ヶ年にす。第二、中學は尋常小學校卒業者を收容し、高等中學は中學を卒業したものを入學せしむ。第三、大學校を大學及び帝國大學とす。第四、大學は法、醫、文、理、工、農、商とし、三年乃至四年の修業年限とす。第五、帝國大學は法、文、醫、理、若しくは理工科等とす。第六、中學又は高等中學は地方費を以て之を維持し、大學及帝國大學は國庫之を設立維持す。之等が其の骨子であつた。

又明治三十五年第七回的高等教育會議開催に當り、重用諮問案となつた改革案は次の如きものであつた。小學校に關するもの、修業年限六ヶ年以上の高等小學校に於て農業、商業、手工の科若しくは數科目を加ふることを得るの制を改め、三學年以上の男子の爲め、手工、農業、商業の科若しくは數科目を加へ、女兒及び一、二學年の男子に隨意科目として手工を加へしむることを得るものとした。

中學校に關するものは、補習の修業年限は一ヶ年とし、六ヶ月以内延長することを得しめ、補習科の科目に、修身、國語、漢文、外國語、歴史、地理、數學、物理、化學、博物、圖畫、實業要項、體操等とし、修業年限を延長した場合は之等の學科目の外に學科目を定めて隨意科と爲し得ることとし、補習科の設置廢止は文部大臣の認可を受くるべきものとした。

高等學校に關するものは、高等學校を帝國大學豫備門と改め、修業年限を二ヶ年とし、入學資格として中學校補習科の一ヶ年を修了したるもの、又は之と同等の學力を有するものとし、第五高等學校の工學部を分離せしめる等此の外數項に亘るものであつた。

四、學制改革案の結末 大要上述の如き二つの改革案に依つて、専ら學制改革の猛運動は行はれたのであつたが、高等教育會議に於て決定を見ざる間に日露戦争の勃發あり、遂に其の後解決を見ずして大正年間に入つたのであつたが、この改革案が決定を見なかつた事に依り、高等學校は從來の儘にして擴充を計る事が出來ず終つたのであつた。

二、國語改良問題

一、國語改善問題の由來 明治初年以來國語改善運動に關する意見は多岐多様であつたが、その要旨とするところは、我が國民が現在の如き複雑多岐なる文字や文章に依つて居るのではその方に費す努力が絶大なものであつて、西歐諸國と文化を共にすることは不可能である。一日も早く漢字の桎梏から脱して言文二途の煩を脱出しなければならぬ、と云ふのであつた。而してこの問題を一層熾烈にしたものは、二十七八年の日清戦役であつて、この戦役と共に我が國民の間には極端なる支那排斥が行はれ、文字の如きも漢字を使用することを快くよしとせぬ者が表はれ、大いに國語、國字改善の要を説いた。殊に明治三十二年改正條約の實施があり外國人の内地雜居が行はれるに當つて、國語改正の叫びは一層強烈となつた。

二、改善の方法 國語改善の根本理由は既に述べた如くであるが、其の具體的方法に就いては次の如きものであつた。

羅馬字論 羅馬字論は、米國の言語學者ホイットネーに依つて提唱せられたものであつて、これは森有禮が日本語を廢し、英語に據らむとするの意見を有して居た時、偶々ホイットネーによつてその不可が論ぜられ、折衷法として發音は在來の日本語に依り、文字に羅馬字を選ばむとしたものであつて、その後久しきに

亘つて唱へられた説である。

假名の使用、國字改良に假名を使用せむとする事は丹羽雄太郎に依つて提唱せられたのであつて、主として國粹保存の立場から論ぜられ、明治十七年頃に至つて『假名の會』なるものを組織し、機關雜誌を發行して大いにその宣傳に努め、大槻文彦等最も之を主張するところであつた。

この外國語改善運動に參與した人は末松謙澄、物集高見、矢野文雄等で、矢野文雄は『日本文體文字新論』を物集高見は『言文一致』を末松謙澄は『日本文章論』を公にして大いに論議したのであつた。

三、國語調査委員會 國語改善運動が斯くの如く論議せらるゝや、文部省に於ては國語調査の必要を認め、明治三十二年高等教育會議に國語調査會設置の動議を出したが、遂に否決さるゝところとなつた。然るに帝國教育會に於ては『國字、國語國文の改良に關する建議案』を同年の帝國議會に提出し、議會の可決するところとなり、文部省は國語調査會を設置した。

明治三十五年七月國語調査委員會に於て發表された方針を見ると。

- 一、文字は音韻文字を採用することとし、假名、羅馬字等の得失を調査すること。
- 二、文章は言文一致體を採用することとし、これに關する調査をなすこと。
- 三、國語の音韻組織を調査すること。
- 四、方言を調査して標準語を選定すること。

以上の四件を以て調査會の主要なる事業とし、普通教育に於ける刻下の急に應じて特に次の如き事項を調査することとした。

- 一、漢字の節減につきて

- 二、現行普通文體の整理につきて
 - 三、書簡文其他日常慣用する特殊の文體につきて
 - 四、國語假名遣につきて
 - 五、字音假名遣につきて
 - 六、外國語の寫し方につきて
- 等を掲げ、根本的調査を行ふ一方應急整理の爲め以上の如き六項目に亘つて調査を行つたが、遂にこの問題も根本的に解決を見るに至らなかつた。

三、國定教科書問題

一、教科書問題の起原 小學校の教科書に對する弊害が種々起り勝ちであつたことは、既に前節に於ても述べた如くであつて、その矯正の爲めには幾多の規程が設けられ、其の結果森文部大臣は省内に編輯局を置き、伊澤修二を局長として弊害の除去に努めたのであつたが、明治二十三年編輯局を廢止し、檢定に依つて教科書を採擇することにしたが、その結果再び教科書問題に關する書肆の競争は激烈となり、遂に帝國議會に於ても該問題が討議されるに至り、明治三十一年には高等教育會議に文部省より小學教科用圖書審査會廢止の諮問が提出され、之に對して是とするものと、否とするものと大に爭論したが遂にその可決を見、教科書の賣込は再び昔日の猛烈さを加へ、遂に世に云ふ教科書事件なる不祥事を惹起するに至つた。

二、教科書事件 教科書事件とは教科書賣込に對する不正事件であつて、明治三十五年より六年に亘り世間の耳目を聳動した、教育界空前の不祥事件であつて、之に關與するものは約二百人の多きに達した。之等

の中には官吏收賄罪として六十九人、恐喝取財犯一人、瀆職法違反一人、小學校令施行規則違反四十四人の多數に上り、其の範圍は縣知事、視學官、師範學校長、中學校長、郡視學、小學校長等あり、我が教育界空前の一大恨事であつた。

三、教科書國定の發端 教科書國定に關する原因としては上述の如き理由も、其の大なる原因であつたが、更に直接原因として擧げるべきものは修身教科書改善であつた。明治二十三年教育勅語の換發があつてより、國民道德の根本が明らかにされ、修身教育の基礎が確立を見てより、文部省に於ては専ら修身教科書の統一に盡力するところあり、教科書の採用には文部大臣の檢査を経たる後之を各學校に選擇せしめることになつてゐたが、各書肆は徒らに營利の爲めに修身教科書を編纂する傾きあり、文部省の方針は徹底せず、内容の伴はざる教科書の多きに對し、而もそれ等の中には教育勅語の御趣旨を充分考慮して編纂した、優秀なるものは極めて少なく、斯くては折角確立を見た德育の布行も不充分を來す情態であつたので、遂に修身教科書のみは國庫の費用を以て之を編纂せむとする議が起り、議會に建議するところであつたが、明治二十九年貴族院は次の如き建議をした。

小學校修身科ノ教育タルヤ國家ニ至大ノ關係ヲ有スルモノナルニ由リ其ノ教育ヲ施スニ必要ナル教科用圖書ハ國費ヲ以テ完全ナルモノヲ編纂シ其ノ教育ニ缺點ナキヲ期セサルヘカラス故ニ政府ハ特ニ一ノ編纂機關ヲ設ケ委員組織ヲ以テ小學修身教科用圖書ヲ編纂スルノ計畫ヲ爲サムヲ望ム因テ茲ニ決議ス

又衆議院よりも明治三十二年に次の如き建議があつた

小學校修身書ハ初等ノ子弟ヲシテ道義徳性ヲ滋養セシメ彝倫綱常ヲ教導スルノ軌軸ニシテ德育ノ要ハ善良ナル修身教科書ヲ編纂シ全國ノ就學兒童ノ德行ヲ同授ノ下ニ教養シ忠孝愛國ノ精神ヲ啓發シ以テ國家ノ文

明ヲ進メ富強ヲ致スニ在リ現今各小學校往々修身教科書ヲ異ニシテ授業ノ方針又區々ニ渉ルノ弊アリ是レ實ニ德育歸一ノ本旨ニ非ス故ニ政府ハ速ニ修身教科書ヲ編纂シ之ヲ全國ノ小學ニ普及採用セシメ更ニ適當ナル徳性陶冶ノ方法ヲ立テラレンコトヲ望ム

この結果明治三十三年四月文部省内に『修身教科書調査委員會』を設置し加藤弘之を委員長に木場貞長、高嶺秀夫、井上哲次郎、澤柳政太郎、伊澤修二、中島力造、井上圓了等を委員に推し中島徳造等を起草委員として、修身書の編纂に着手したのであつた。これが即ち國定教科書制度の實現を見た直接の原因である。

四、教科書國定の斷行 修身教科書國費編纂の事が實行されるや、時の文部大臣菊池大麓氏は一般教科書の國定を斷行せんとし、先づ教科書國定の意見を立て、案を具して閣議と樞密院の諮詢を經、遂に明治三十六年四月を以て勅令七十四號に依る小學校令中第二十四條第一項中『小學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ編纂シタルモノ及ビ文部大臣ノ檢定シタルモノニ就キ小學校圖書審査委員會ノ審査ヲ經テ府縣知事之ヲ採定ス』と規定されて居たものを『小學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘシ』と規定し、次の二項を附加した。『前項ノ圖書同一ノ教科目ニ關シ數種アルトキハ其ノ中ニ就キ府縣知事之ヲ採定ス』又『文部大臣ハ第一項ノ規定ニ拘ラス修身、日本歴史、地理ノ教科用圖書及ヒ國語讀本ヲ除キ、其他ノ教科用圖書ニ限り文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及ヒ文部大臣ノ檢定シタルモノニ就キ府縣知事之ヲ採定セシムルコトヲ得』と、斯くて小學校教科書國定の根本が樹立せられたのであつた。

斯くて小學校圖書審査委員會は廢止され、最も重大にして使用部數の多い教科書であつて兎角競争の目的物となり勝であつた修身、日本歴史、地理、國語讀本等は純然たる國定となり、其の他に對しては文部大臣の裁定に依つて國定とするか、否かと云ふことになつたが、菊池文相は教科書に依る弊害を徹底的に除去す

る爲め、國語、書き方手本、算術、圍畫等の教科書をも國定としたのであつた。

最後に教科書國定に依る教科書定價の低下と従前の定價とを比較して見ることにすると。

種 類	従來の價格	國定に依る價格
修身教師用	平均一枚四厘一毛	平均一枚一厘八毛
同 兒童用	三厘八毛	二厘五毛
讀本教科書	同 三厘三毛	同 二厘
書き方教科書	同 二厘七毛	同 一厘八毛
高等科教科書		
修身教師用	一枚平均四厘二毛	一枚平均一厘八毛
同 兒童用	同 四厘四毛	同 二厘七毛
讀 本	同 四厘一毛	同 一厘八毛
書 本	同 三厘三毛	同 一厘八毛
書 方	同 四厘八毛	同 一厘九毛
地 理	同 五厘四毛	同 一厘九毛

この數字に依つて見ると高等小學校に於ける教科書の如き、何れも倍額以上となつて居たのであつて、特に地理教科書の如き、殆んど三倍の價格であつた。この表に示す數字は凡て教科書一枚に對する差であるに依り、假りに一冊の教科書を三十枚としても地理の如きは、約十錢以上の相違を生ずることになり、之等を全

部加算して比較するときは、全國に於て一箇年の従前のものは總額、四百五十一萬七千四百五十四圓に對して、國定に依れば、百九十九萬七千二百五十六圓であつて、其の差實に二百五十二萬百九十八圓の多きに達して居たものである。此の數字に依り教育界の一大不祥事たりし教科書事件の原因も亦推察に難くない。

第二項 日露戰役と教育

一、當時の一般思想界

明治三十七八年戰役勃發前に於ける我が一般思想界は、著しく個人的となり、實科的に傾いて特に社會問題の如き深く留意するところであつた。これは明治二十七八年の戰役に於ける我が國民の自覺が著しく高められ、始め國民的自覺を呼び覺まされた思想が何時しか個人的自覺となり、その結果として信仰問題、人生問題等に對する關心が高められ、社會問題にも留意するに至つた結果として、産業の發達も著しいものがあつた。又一面に於ては維新以來滔々として行はれた歐米心醉の氣風は、戰勝に依る日本固有の武士道的精神の獎勵に一轉した傾向も多分にあつた。

斯かる間に明治三十六七年となり、日露の風雲急を告ぐるに當つて、舉國一致の愛國的精神の發露となり、一部社會主義者等の間に唱へられて居た非戰論の如きは全く影を潜むるに至つた。斯くて日露戰爭となり、我が大勝を得るや、國民の一部には戰勝に醉ふ者あり、且つ經濟的の好轉に伴つて漸次奢侈浮薄の風潮を生じ、教育界もその惡影響を受くる處多かつた。

戰後に於ける思想界に最も著しい顯はれた自然主義の唱導で、文藝を中心として一時我が思想界を獨占す

るの盛況を呈した。又自然主義の横行に對してこれと全く反對の思想的立場を取り、盛んに之を攻撃する一派も表はれ、更に宗教界にも綱島梁川の發表した見神の實驗等もあり、我が思想界は著しく活況を示した。

二、明治天皇の御沙汰

明治天皇は日露の戰雲日に急なる三十七八年七月十一日、畏くも東京帝國大學に行幸あらせられ、次の如き優渥なる御沙汰を賜はつた。

軍國多事ノ際ト雖モ教育ノ事ハ忽ニスヘカラス其局ニ當ル者克ク勵精セヨ

この御沙汰に依り 天皇が如何に教育の事に大御心を注がせられて居たかと云ふことが窺はれ眞に畏き極みである。

三、文部大臣の訓令

明治三十七年遂に日露宣戰の詔勅が出ると同時に、時の文部大臣久保田讓は、曩に帝國大學に於て賜はつた御沙汰の御精神を奉體し、特に戰事中に於ける教育上注意すべき點を道廳府縣に訓令した。

敕聖文武ナル

天皇陛下ハ軍國多事ノ時ニ當リ此炎熱ヲモ厭ハセラレス畏クモ本月十一日ヲ以テ東京帝國大學ニ御臨幸アラセラレ且ツ親ク本大臣ヲ召シテ左ノ御沙汰ヲ賜ヘリ (御沙汰ハ前頁參照)

本大臣ハ此優渥ナル 敕旨ヲ拜シ感激措ク所ヲ知ラス謹テ之ヲ教育ニ關係アル者一般ニ告知ス 庶幾クハ國ヲ舉ケテ 聖意ノ在ル所ヲ奉體シ益々奮勵シテ教育ノ効果ヲ完ウセンコトヲ

又平和克復に當つて明治三十九年六月九日牧野文部大臣に依つて發せられた訓令は次の如きものである。

學生々徒ノ本分ハ常ニ健全ナル思想ヲ有シ確實ナル目的ヲ持シ刻苦精勵他日ノ大成ヲ期スルニ在ルハ固ヨリ言フ俟タズ殊ニ戰後ノ國家ハ將來ノ國民ニ期待スル所益々多ク今日ノ學生々徒タルモノハ其責任一層ノ重キヲ加ヘタルヲ以テ各々學業ヲ勵ミ一意心其ノ目的ヲ完ウスルノ覺悟ナカルヘカラス

然ルニ近來青年子女ノ間ニ往々意氣鎮沈シ風紀頹廢セル傾向アルヲ見ルハ本大臣ノ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ現ニ修業中ノ者ニシテ或ハ小成ニ安シ奢侈ニ流レ或ハ空想ニ煩悶シテ處世ノ本務ヲ閑却スルモノアリ甚シキハ放縱浮靡ニシテ操行ヲ紊リ恬トシテ恥チサル者ナキニアラスクノ如キハ家庭ノ監督其ノ方ヲ誤リ學校ノ規律漸ク弛緩セルノ致ス所ニシテ今ニ嚴ニ戒慎ヲ加フルニアラスンハ禍害ノ及フ所實ニ測リ知ルヘカラス

社會一部ノ風潮漸ク輕薄ニ流レムトスルノ兆アルニ際シ青年子女ニ對スル誘或ハ日ニ益々多キヲ加ヘムトス就中近時發刊ノ文書畫ヲ見ルニ或ハ急激ノ言論ヲ掲ケ或ハ厭世ノ思想ヲ説キ或ハ陋劣ノ情態ヲ描キ教育上有害ニシテ斷シテ取ルヘカラサルモノ尠シトセス故ニ學生々徒ノ閱讀スル圖畫ハ其ノ内容ヲ精査シ有益ト認ムルモノハ之ヲ獎勵スルト共ニ苟モ不良ノ結果ヲ生スヘキ處アルモノハ學校ノ内外ヲ問ハス嚴ニ之ヲ禁遏スルノ方法ヲ取ラサルヘカラス又頃者極端ナル社會主義ヲ鼓吹スルモノ往々各所ニ出沒シ種々ノ手段ニ依リ教員生徒等ヲ誑惑セムトスルモノアリト聞ク若シ夫レ斯クノ如クシテ建國ノ大本ヲ藐視シ社會ノ秩序ヲ紊亂スルカ如キ危險ノ思想教育界ニ傳播シ我カ教育ノ根柢ヲ動カスニ至ルコトアラハ國家將來ノ爲メ最モ寒心スヘキナリ殊ニ教育ニ當ル者宜シク留意戒心シテ矯激ノ僻見ヲ斥ケ流毒ヲ未前ニ防クノ用意ナカルヘカラス

本大臣ハ國運ニ照シ時弊ニ鑑ミ特ニ茲ニ訓示ス教育ノ當局者及ヒ學校長教員等ハ克ク本大臣ノ旨ヲ體シ父兄保護者ト協心戮力シテ風紀ヲ振肅シ元氣ヲ作興スルニ努メ學生々徒ハ自ら修メ己ニ克チ學業ヲ成就スルニ專ラニシテ上下胥ヒ率キ教育ノ効果ヲ完ウセムコトヲ期スヘシ

この訓令に依つて當時の一般思想情況と、これに對する文部當局の對策とを知ることが出來、戰後の教育を如何に經營せんかと云ふ努力の程が察しられる。

第三項 法令の改正

一、小學校令の改正

明治三十三年樺山文部大臣の時代に至つて再び小學校令の改正を見た。改正の要點となつたものは、時勢の進歩に伴つて義務教育の年限を延長し、國民教育の實質を向上せしめることであつて、即ちこの改正は後年に於ける義務教育六年延長の因を作つたものであつた。從來の小學校令に依れば義務教育は大體に於て四箇年とされて居たが、法令に依れば三箇年にては差支なきことになつて居たので、地方に依つては三箇年を以て小學校の課程を終るところが多かつた。又就學に對する義務の如きも、從來の法令に依れば極めて寛大であつた關係上、就學歩合は著しく低く僅かに百分の六十五程度に過ぎなかつた。又從來のものに依れば授業料を徴收することを本體として居たが、就學に大なる關係を有する點より推して授業料は特別の事情あるものに限り之を徴收することとして、取らざることを以てその本體とした。

又此の外に内容に於ても幾多の實質的改革が行はれ、從來義務教育に於ける試験制度は多くの場合弊害を

伴ひ勝であつたので、之を廢し、平素に於ける兒童の成績を考慮して終了若くは卒業せしめることとし、讀書、作文、習字等の學科を一括して國語とし其の間に充分なる連絡を計りて之を教授せしめることとし、又漢字の使用を限定する等、専ら實質の向上を基礎として改正せられたのであつて、その改正に際しては樺山文部大臣に負ふところ多きは勿論、文部次官奥田義人、普通學務局長澤柳政太郎、視學官野尻精一氏等に負ふところ極めて多かつた。

二、中學校令の改正

中學校令も亦この時代に再び改正されるに至つた。改正の要旨とするところは、明治十九年の中學校令に依り設けられた尋常中學は、漸く各府縣に實施を見るに至つたが、前節に於ても述べた如く尋常中學設置に依る中等教育の弊害も亦著しきものがあつたので、遂に之を廢止し中學をして全部普通の中學校と改革した。而してその内容に嚴重なる制限を設け、中學校の一學級定員を五十名以下とし、一學校の生徒數は四百人以内とし、特別の事情に依つては六百人迄の増加を許した等は中等教育に於ける内容充實の表はれであつて、此の外に體育獎勵の點から運動場設置等の規程も設けられ、これ等の規程に従はざるものは、中學校と稱することを得ずと云ふ如き嚴格さであつたので、當時設備不完全を極めたる私立中學校に於ては、此の爲め大なる打撃を受け改正に對して反對を唱ふるもの等もあつたが、遂に實施を見るに至つた。蓋し文部當局の意嚮は、この改正に依り不完全なる中等學校を廢し、中等教育に充實を計ると共に、一面専門教育擴充の基礎にせんとしたものであつた。

而してこの改正の行はれたのは明治三十二年であつて、蜂須賀文部大臣の時であつたが、改正に際し直接

功勞のあつたのは専門學務局長菊池大麓氏で、氏は幾多の難關を排して改正に手をつけ、遂に其の成果を收め得たものである。

三、高等女學校令の制定

明治十九年森文部大臣に依つて行はれた學校令の制定に際して、獨り女學校に關するものは其の發令を見ず、單に高等女學校規程として、中學校に附隨して居たに過ぎなかつた。これは當時に於ける女子教育が未だ隆盛の域に達して居なかつた爲め、特に高等女學校令を必要としなかつたことに因るものであるが、その後女子教育の普及向上は著しきものがあり、全國に於ける官公私立高等女學校の數は一躍三十七校と云ふ發展を示すに於て、高等女學校令の必要となり、三十二年その發令を見たのであつた。

高等女學校令の要點とするところは、入學試格を中學と同様、高等小學校二年卒業程度としたことで、修業年限に就ても本體を四簡年とし、都合に依りては一簡年の伸縮を許すものとし二簡年以内の補習科を置くこと、技藝專修科及び専攻科等をも設置することを許可した。この外に北海道及び各府縣に於ては、地方長官は文部大臣の指揮を受け、その土地の情況に應じて一校乃至數校の高等女學校を設置すべきものとした。

四、専門學校令の制定

専門學校令は如上の改正又は制定より稍々遅れ、明治三十六年三月制定を見たものであつて從來専門教育として行はれて居たものは、高等學校に於ける法、理、文、醫、工等の科目に對する専門學校で、その組織は高等學校令に依つて行はれて居たが、既に前節に於て述べた如くこの組織は遂に失敗に歸したが、該案の

起草者にして専門教育の必要を力説した菊池大麓氏は明治三十四年文相に任ぜらるゝに及びて、専門教育の確立を計り、遂に此の發命を見るに至らしめたのであつた。専門學校令の起草は主として専門學務局長福原氏が當り、菊池文相の意を體して該案を作成したものであつて、明治三十五年の高等教育會議に他の學制案と共に提出され、該案のみの通過を見、次いで三十六年三月其の公布を見たものであつて、制定の要旨とするところは、専門學校をして、高等學校即ち大學豫備門としての教育から分離せしめ、獨立した専門教育とするところに置かれて居たものであつて、其の修業年限を三箇年とし、入學資格は中學校の卒業者又は之と同等の學力を有するものとし、官立専門學校の擴充を計ると共に、私立専門學校をして名實共に具はつた専門教育機關たらんとした。而して私立學校中この専門學校令に従つて内容の改革充實を計つたものは現今の早稻田大學であつた。

第四項 初等教育

一、改正小學校令

明治三十三年八月十八日勅令第三百四十四號を以て公布せられた改正小學校令は、七十三條の法文より成り、之を大別して第一章總則、第二章設置、第三章教科及編制、第四章設備、第五章就學、第六章職員、第七章費用負擔及授業料、第八章管理及監督、第九章附則等であつて其の概要を擧ぐれば

1、總則 總則は五條より成り、その第一條に『小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並ニ其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス』と規定し、第二條には『小學校ハ之

ヲ分テ尋常小學校及高等小學校トス』とし而して尋常小學校と高等小學校とを併置するものを尋常高等小學校と稱し、市町村、町村學校組合等に於て設置するものを市町村立小學校とし、私費に依るものを私立小學校とした。

2、設置 設置に就ては『市町村ハ其區域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常小學校ヲ設置スヘシ』とし、郡長は一町村の資力が設置の能力無しと認めたる時には、他の町村と學校組合を設けしむることを得るものとし、又は就學兒童數が僅少にして一町村一校の必要なきと認むる時は、他町村立學校組合を設けしめ、又は他町村の學校組合に教育事務を委託し得るものとした。又市に於て小學校を設置する時は府縣知事が市の意見を聞いて其の校數を定むるものとし、町村立小學校の場合は郡長が、町村學校組合の意見を聞き府縣知事の認可を受けるものとし、町村學校組合の設置又は廢止は郡長は、町村學校組合の意見を聞き府縣知事の認可を受けるものとし、教育事務を他町村の學校組合に委託する場合も亦之と同様の方法を探らしむるものとした。又特別の事情に依りては、府縣知事又は郡長は、市立又は町村立小學校設置又はその一部の設備を猶豫し、私立小學校を以て之に代へ得るものとした。高等小學校の設置も尋常小學校と同様、市町村は其の負擔に依つて高等小學校を設置する事を得るものとし、府縣知事の指揮を受くべきものとした。又幼稚園、盲啞學校、其他小學校に類する各種學校は、之を小學校に附設する事を得るものとした。

3、教科及編制 尋常小學校の修業年限は之を四箇年とし、高等小學校は二箇年、三箇年、又は四箇年とし、尋常小學校の教科目は修身、國語、算術、體操とし、土地の情況に依つて圖畫、唱歌、手工の一科目又は數科目、女兒には裁縫を加ふることを得るものとし、之を隨意科目とした。高等小學校は修身、國語、算術、日本歴史、地理、圖畫、唱歌、體操、女子には裁縫を課せしめ、修業年限二箇年の高等小學校に於て

は、理科、唱歌の科目若しくは二科目を缺き、手工を加へ、三年以上の高等小學校は唱歌を缺き農業、商業、手工を、四箇年修業の高等小學校にはこの外に英語を加へ、之等を隨意科目とした。

小學校に於て使用する教科書は文部省に於て編纂したもの又は文部大臣の檢定したものに就いて、審査委員會が審査を経たものを選ばし、その採定は府縣知事に於て行ふものとした。

4、設備 小學校に於ては校舍、校地、校具、體操場等を備ふるものとし、其の規程は文部大臣に於て定むる準則に基き、府縣知事が之を定むるものとした。

5、就學 滿六歳に達した翌年より、滿十四歳に至る八箇年間を學齡とし、學齡兒童に對してその父兄又は保護者は、就學せしむるの義務あるものとし、學齡兒童にして風癩、白痴、不具、廢疾等の爲め就學することを能はずと認められた場合には監督官廳の許可を受け、學齡兒童保護者の義務を免除するものとし、病弱、發育不完全等の爲め就學の時期に就學すること能はざるものに對しては、就學を猶豫することを得、學齡兒童の保護者が貧困で兒童を就學せしむること不可能と認めたるものも、その義務を免除するものとした。又尋常小學校の教科を修了せざるところの學齡兒童を、雇傭するものは、その雇傭に依りて就學を妨ぐることを得ざるものとした。又尋常小學校の教科は家庭に於ても之を修めしむることを得るものとし、この場合は市町村長の認可を受くべきものとした。

6、職員 職員は本科正教員、専科正教員、准教員とし、本科正教員は小學校の教科を教授するものとし、専科正教員は教科目中の科若しくは數科を、准教員は本科正教員を補助するものとした。而して教員たらずとするものは、普通免許狀には府縣免許狀を有するものとし、特別の事情ある時は免許狀を有せずとも、小學校准教員に代用することを得るものとした。

7、費用負擔及授業料 市町村立小學校の設置に關する費用は市町村、町村學校組合又は其の區の負擔とし、其の概目を次の如く定めた。

- 一、設備及びその維持の費用
- 二、職員の俸給、旅費、其他諸給與
- 三、校費

又兒童教育事務委託に關する費用は町村、町村學校組合又は其の區の負擔すべきものとした。又郡長に於て次の如き項に該當する町村、又は町村學校組合に對しては相當の補助を支給するものとした。

- 一、町村に於て學校を設置する能力なきも、他の町村學校組合に教育事務を委託する事能はざるとき
- 二、町村學校組合の資力尋常小學校設置に關する費用の負擔に堪へざるとき、又は町村學校組合の一部たる町村の資力その學校組合費の分擔に堪へざるとき
- 三、町村又は町村學校組合の資力兒童教育事務委託に關する費用の負擔に堪へざるとき

以上の一に該當するものある時は、郡長は郡參事會の意見を聞き、府縣知事の指揮を受けて補助金を支給することを得るものとした。又小學校の授業料に就ては補習科、又は特別の事情に依る以外は之を徴收することが出来ないものとした。

8、管理及監督 市町村長又は町村學校組合長は、市町村又は町村學校組合に屬する國の教育事務を管理し、市町村立小學校を管理するものとし、府縣知事は市町村又は、町村學校組合の區長及其の代理者をして市町村長又は、町村學校組合長の指揮、命令等を受けて區に屬する國の教育事務を補助執行せしむることを得るものとした。又市町村は市町村會の決議を俟たずして、學務委員を置くことを得るものとした。而して學務

委員に關する規程は文部大臣に依つて定められるものとした。私立小學校に就いては市内に在るものは府縣知事が之を監督し、町村内に在るものは郡長が之を監督するものとした。

以上は改正小學校令の概要であつて、改正の要旨及び、その特色等に對しては、前項『法令の改正』に於て述べたので、此處では觸れないことにする。

二、小學校令施行規則

小學校令施行規則は、小學校令の公布を見た、明治三十三年八月二十一日を以て定められたものであつて、本令は小學校令の實施上に關し、特に必要とする諸項を示したものであつて、十章、二百二十三條より成つて居る。次にその各章を示せば、第一章教科及編制、第二章設備準則、第三章就學、第四章教員檢定及免許狀、第五章職員、第六章授業料、第七章學務委員、第八章代用私立小學校、第九章幼稚園及小學校に類する各種學校、第十章附則である。

三、教科目と教授方法

小學校令施行規則に依り示められたる小學校の教科目及び其の教授に於ける大要の方法を示せば

教科目	授時間	一學年	二學年	三學年	四學年
尋常小學校					
修身	二	同上	同上	同上	同上
道德ノ要旨	二	同上	同上	同上	同上
算術	五	同上	同上	同上	同上
國語	一〇	同上	同上	同上	同上
體操	四	同上	同上	同上	同上
圖畫	四	同上	同上	同上	同上
唱歌	四	同上	同上	同上	同上
裁縫	四	同上	同上	同上	同上
手工	四	同上	同上	同上	同上
計	二二	同上	同上	同上	同上

教科目	授時間	一學年	二學年	三學年	四學年
國語	一〇	發音、假名及近易ナル普通文ノ讀方、書方、綴り方、話シ方	日常須知ノ文字、其他ハ上項ニ準ズ	同上	同上
算術	五	二十以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル數ヘ方、書方加減乗除	百以下ノ數其他同上	通常ノ加減乗除	通常ノ加減乗除、小數ノ呼ビ方、書方及加減(珠算)
體操	四	遊戯	普通體操	同上	同上
圖畫	四	單形	簡易ナル形體	同上	同上
唱歌	四	平易ナル單音唱歌	同上	同上	同上
裁縫	四	同上	運針方、通常衣類ノ縫方	同上	通常衣類ノ縫方
手工	四	簡易ナル細工	同上	同上	同上
計	二二	同上	同上	同上	同上

又高等小學校に於ける教科目は二箇年を以て修業年限とするものは、修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、裁縫、手工等とし、三年程度のものには之に農業、商業等を隨意科として追加する

ものとし、四年修了のものに對しては更に英語を加へるものとした。而してその教授方法は尋常小學校に於ける教授方法を普遍向上せしめた程度のものであつた。

四、小學校教員に關する法規

1、免許規程 小學校教員の資格に關する規程に就いては、小學校令第六章に於て言及したところであるが、其の免許狀に就いては、普通免許狀及府縣免許狀の二種とし普通免許狀は文部大臣に於てこれを授與し、全國を通じて有効なるものとし、府縣免許狀は各府縣知事に依つて授與されるものであつて、其の府縣内に於てのみ有効とされた。而して府縣免許狀は師範學校又は文部大臣に依つて指定された學校を卒業したもの、又は小學校教員檢定に合格したものに之を授け、市町村立小學校長は其の學校の本科正教員を以て之を兼ねしめることとし、其の任命は府縣知事に依つて行ふものとした。

2、教員年功加俸國庫補助法 小學校教員に對する年功加俸の國庫補助に關する件に就ては教育界多年の念願であつたが、遂にその通過を見『市町村立小學校教員年功加俸國庫補助法』として實施さるゝに至つたが、其の金額は僅かに全國を通じて三十萬圓に過ぎなかつた。

3、小學校教育費國庫補助法 多年の運動に依りて漸く通過を見た、小學校教員年功加俸國庫補助法は、僅かに三十萬圓に過ぎなかつたので、教育界に於ては再びその増額に關する運動が行はれ、その結果明治三十二年第十三議會に『小學校教育費國庫補助法案』を提出し幸ひに貴衆兩院に於て可決され、翌三十三年三月十五日を以て公布せられた。右法規に依て小學校教員の俸給を各級別に示せば次の如くである。

級數	級	本科正教員	專科正教員	准教員
一	同級	七十五圓	四十五圓	二十圓
二	同級	六十五圓	三十五圓	十八圓
三	同級	六十圓	三十圓	十六圓
四	同級	五十五圓	二十七圓	十四圓
五	同級	五十圓	二十四圓	十三圓
六	同級	四十五圓	二十二圓	十二圓
七	同級	四十圓	二十圓	十一圓
八	同級	三十五圓	十八圓	十圓
九	同級	三十圓	十六圓	九圓
十	同級	二十七圓	十四圓	八圓
十一	同級	二十四圓	十三圓	七圓
十二	同級	二十二圓	十二圓	六圓
十三	同級	二十圓	十一圓	
十四	同級	十八圓	十圓	
十五	同級	十六圓	九圓	
十六	同級	十四圓	八圓	
十七	同級	十三圓	七圓	
十八	同級	十二圓	六圓	
十九	同級	十圓		
二十	同級	八圓		



級數	本科正教員	專科正教員	准教員
九級	十二圓		
十級	十一圓		
同	十圓		
	下		
	上		
	下		

五、就學歩合の増加

當時教育思想の普及に依り、小學校の増設は日に月に行はれ、著しき發達を見たのであつたが、之は外形のみの系數的發達であつて、就學の率に就いては未だ寒心に堪へざるものがあつた。然るに明治三十三年の小學校令改正に依り、専ら小學校に於ける學齡兒童就學の獎勵を掌らしめる爲め、特に視學制度を嚴重にし、各府縣にも専門の視學官を置き、就學率の向上に就いて大いに意を注ぐところとなつた。又一面に於ては、日清戰役後國民の自覺は漸次邊境の地にも高められ、教育思想も其の後逐年普及を見、小學校令の改正を見た以後に於て、始めて義務教育の何物たるかを諒解するものあり、漸く就學歩合は向上するに至つた。明治三十三年小學校令改正に際しては向後八年間に就學歩合百分の八十を目標として、法規を設けたのであつたが、國民の自覺と、地方視學官の督勵と相俟つて、就學歩合實に百分の九十に達する發展を示した。

六、小學校の普及

日清戰爭に依りて大いに發展の氣運を醸成した、初等教育は、日露戰役の大勝に依る國運の隆盛と歩を共にして、益々發展普及を遂ぐるに至つた。次にその學校數並に兒童數を示せば

年	學校數	生徒數
明治三十三年	一六、八五六	四、六八三、五九八
同 三十四年	二七、〇一〇	四、九八〇、六〇四
同 三十五年	二七、四五〇	五、一三五、四八七
同 三十六年	二七、四六三	五、〇八四、〇九九
同 三十七年	二七、三八三	五、一五四、一一四
同 三十八年	二七、四〇八	五、三四八、二一三
同 三十九年	二七、二六七	五、五一四、七三五

第五項 師範教育

一、師範教育令

明治三十年六月六日、師範教育令を發布し、明治十九年制定を見たところの師範學校令を廢止した。師範教育令は十一條の法文より成るもので、高等師範學校、女子高等師範學校、師範學校等師範教育に關する法規を網羅したものである。

- 第一條 高等師範學校ハ師範學校、尋常中學校及高等女學校ノ教員タルヘキモノヲ養成スル所トス
- 女子高等師範學校ハ師範學校女子部及高等女學校ノ教員タルヘキモノヲ養成スル所トス
- 師範學校ハ小學校ノ教員タルヘキモノヲ養成スル所トス

第二條 高等師範學校及女子高等師範學校ハ東京ニ各一校ヲ設置シ師範學校ハ北海道及各府縣ニ各一校若クハ數校ヲ設置ス

第三條 高等師範學校及女子高等師範學校ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ師範學校ハ地方長官ノ管理ニ屬ス

第四條 師範學校ノ經費(北海道及沖繩縣ヲ除ク)ハ府縣稅又ハ地方稅ノ負擔トス

第五條 師範學校ノ設備ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第六條 高等師範學校女子高等師範學校及師範學校生徒ノ募集及卒業後ノ服務ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第七條 高等師範學校女子高等師範學校及師範學校生徒ノ學資ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ學校ヨリ之ヲ支給スヘシ

前項ノ外文部大臣ノ定ムル所ニ依リ私費生ヲ置クコトヲ得

第八條 高等師範學校女子高等師範學校及師範學校ノ學科及其ノ程度並ニ教科書ハ文部大臣之ヲ定ム

第九條 師範學校ニ豫備科小學校教員講習科及幼稚園保母講習科ヲ置クコトヲ得

附 則

第十條 本令ハ明治三十一年四月一日ヨリ施行ス

明治十九年勅令第十三號師範學校令ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

第十一條 他ノ法令中尋常師範學校トアルハ本令施行ノ日ヨリ當然師範學校ト改正セラレタルモノト看做ス

二、師範教育令の特色

改正された師範教育令の特色とするところは、従来の師範學校が、高等師範、尋常師範であつたのに対し、單に師範學校としたこと、師範學校に於ける學資は學校より支給するを以て本體とし、外に私費生を認めたことであつて、其他の内容に就いては十九年の師範學校令と格別の變化はなく、師範教育に際して順良、信愛、威重等を重んずることに於て、十九年の法令と格別の差異は認められない。

一、師 範 學 校

一、生徒の定員

師範學校に於ける生徒の定員に關する規程は、師範教育令の發布と同時に勅令第三百四十七號を以て公布せられた。その大要は、道府縣管内學齡兒童數三分の二に對し、一學級七十名の割合を以て算出する全學級の二十分の一以上に相當する卒業生を出すに足るべき生徒を募集するものとし、男女の割合に就いては地方長官が之を定め文部大臣に具申するものとし、又地方の事情に依つて女生徒を募集せざる時は、其理由を文部大臣に具申して認可を受くるものとした。

二、男女生の分離

師範學校に於ける男女生徒分離の事に關し、文部省は明治三十年十二月十七日次の如き訓令を發して居

る。

方今小學教育ノ普及ト師範教育ノ擴張トヲ計圖スルノ際小學校ニ於テ男兒ト女兒トハ務メテ學級ヲ分チ教室ヲ異ニシ尙便宜學校ヲ別ニシ各其ノ性質慣習ト生活ノ必要トニ應ジ最モ適切ナル方法ヲ以テ之ヲ教育セシコトヲ要ス此ノ如キハ管ニ男兒教育ノ實相ヲ益々發揮スルニ必要ナルノミナラス又女兒教育ヲ益々女兒ニ適切ナラシムルニ依リ自ラ女兒就學ノ數ヲ増スコトヲ得ン師範教育ニ在リテモ亦管理訓育ノ方法等益々女子ニ適切ナラシムルヲ要ス故ニ公私立小學校及尋常師範學校ノ施設ニ關シテ左ノ要項ニ依リ計畫スル所アルヘシ

とて、各府縣は師範學校を設置する場合、女生徒の員數が一學校を構成するに足ると認められた際には、努めて男女に依りて學校を別にすべし、との訓令を發し、便宜に依りては高等女學校を女子師範に附設するも妨げなしとして分離した女子の師範教育を容易ならしめ、努めて之を獎勵せんとしたのであつた。又男子師範と女子師範とを分離せしめんとした趣旨なるものは、前に引用した訓令に依つて自づから窺はれるものであつて、此處に男女兩師範の獨立が其の端を發したものと云ふべきである。

三、自治自修の學風

前期即ち明治十九年以後三十年頃に至る師範教育が、劃一に流れ過ぎ幾多の弊害を醸したること、學費の支給低減、入學年齢の低下等の原因に依り、師範教育の實質が漸く低下したことは前節に於て述べた如くであるが、之が具體的對策として漸く師範教育改革の叫びが擧るに至つた。即ち從來の劃一主義を廢し、自治自修の傾向を助長せしむることに努め、暗記的口授の教授法を改めて研究的、實驗的教授法を採らんとす

るに至つた。而してその主唱者は野口援太郎氏等で、爾來この學風が廣く師範教育に適用さるゝに至つた。

四、師範教育の發達

明治十九年森文部大臣に依りて大いに改革せられてより、師範教育は著しく發達を遂げ、更に明治三十年師範教育令の發布に依りて一層整備を見るに至つた。左にその學校數と生徒數を掲げ師範教育の發達を明らかにせん。

明治十九年	同二十年	同二十一年	同二十二年	同二十三年	同二十四年	同二十五年	同二十六年	同二十七年	同二十八年	同二十九年
四六	四五	四六	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七
四、八二七	四、七五四	五、〇七八	五、〇七六	五、二九五	五、一九六	五、三五七	五、七一九	五、八〇四	六、一一八	六、三四七

明治三十年	四七	六、九二一
同 三十一年	四七	八、一八一
同 三十二年	四九	一〇、一七四
同 三十三年	五二	一一、〇六一
同 三十四年	五四	一三、九〇〇
同 三十五年	五七	一五、三三三
同 三十六年	六一	一六、一三二
同 三十七年	六四	一六、三七五
同 三十八年	六六	一六、三八二
同 三十九年	六七	一六、四六一

一、高等師範學校

一、組織の變更

高等師範學校に於ける組織は從來文科、理科に成つて居なものであるが、明治三十三年その改正を行ひ、從來の文科及び理科を廢して、豫科本科研究科とし本科はこれを四學部とした。

二、高等師範學校諸規程

明治三十年師範教育令が發布された以後に於て、變更を見た高等師範學校規程中主要なるものは次の如き

ものである

- 高等師範學校規程の改正 (明治三十三年一月)
 - 高等師範學校女子高等師範學校及師範學校入學志望者入學禁止項目 (明治三十五年二月)
 - 東京高等師範學校規程改正 (明治三十五年八月)
 - 女子高等師範學校規程 (明治三十年十月)
 - 女子高等師範學校生徒募集規則 (明治三十年十月)
- 等であるが、之等に對する詳細なる説明は省略することにした。

三、高等師範學校の増設

明治三十年發令せられた師範教育令に従へば、高等師範學校は東京に一校置くものとされたが、明治三十一年以來加速度的に發達した師範學校及び中等學校は、到底在來の東京高等師範學校のみに於ては、教員の供給を充分ならしむることが出來ず、遂に明治三十五年廣島に高等師範學校を新設した。茲に於て從來單に高等師範學校と呼びし東京に於ける高等師範學校は、新しく東京高等師範學校と改稱し、廣島に於けるものを廣島高等師範學校と稱した。

四、臨時教員養成所

中等教員の需要増加に依り、廣島に新しく高等師範學校を設置したことは前述の如くであるが、高等師範學校の修業年限は三箇年にして、中等教員の應急供給を不可能とする事に依りその補助機關として臨時教員

養成所を設置することになり、明治三十五年三月二十七日の勅令を以て『臨時教員養成所官制』が公布され、文部省は同月二十九日『臨時教員養成所規程』なるものを定め、東京帝國大學内に設け、更に第二臨時教員養成所を第一高等學校内に、第三臨時教員養成所を第二高等學校内に、第四臨時教員養成所を第三高等學校内に、第五臨時教員養成所を東京外國語學校内に設けた。而して其の科目は

第一臨時教員養成所 國語、漢文、博物

第二臨時教員養成所 物理、化學

第三 同 數學

第四 同 英語

第五 同 英語

三十九年三月第一臨時教員養成所に於ける國語、漢文科、第四、第五臨時教員養成所とは之を廢止し、三十九年四月第六臨時教員養成所を女子高等師範學校内に設け、英語科の教員を養成した。

第六項 中等教育

一、中 學 校

一、中學校令の改正 明治三十二年二月六日勅令第二十八號に依つて、改正中學校令が公布され、從來の中學校令は廢止された。改正中學校令は附則を入れて二十二條より成るものであつて、其の内容は從來行はれた中學校令と大差はないので、特に之を引用することを避けた。

二、改正中學校令の特色 中學校令の改正を見るに至つた要旨に就いては、前項『法令の改正』に於て述べたので、此處では改正中學校令に就いてその特色とするところを記すことにした。

改正中學校令の最も特色とするところは、各府縣に一校宛の中學校を設けしめ、又必要と認むる場合に於ては文部大臣よりその設立を命ずると云ふ事であつて、其の第二條に『北海道及府縣ニ於テハ土地ノ情況ニ應シ一箇以上ノ中學校設置スヘシ、文部大臣ハ必要ト認ムル場合ニ於テ府縣ニ中學校ノ増設ヲ命スルコトヲ得』と云ふ法文を設けた。斯くの如く文部省が時勢の推移に應じて中學校設置に關し積極的に出でし事は中等教育上特に注目に價するところであつて、改正中學校令を最も特色付ける一項と云ふことが出来る。この外に三月に中學校を卒業して上級學校に進まむとする者の爲めに一箇年以内の補習科を設けたこと。從來の尋常中學校の名稱を廢して單に中學校と改稱した等の事を大なる特色として擧げることが出来る。

三、學科目 文部省に於ては明治三十四年三月、改正中學校令の施行規則なるものを制定し學科目を修身、國語及び漢文、外國語、歴史、地理、數學、博物、物理及化學、法政及經濟、圖畫、唱歌、體操等とし、外國語は英語、獨逸語又は佛蘭西語を課するものとし、法政及經濟唱歌等の科目に就いては當分之を缺くことを得るものとした。

又生徒數に關する規程は一校四百人以下を以て收容人員の原則とし、特別の事情に依る時は六百人以上の増加は許すものとし、一學級を五十人以下と限定した。この外に學科目の程度、學年、教授日數及び式日、設備、設置及び廢止、入學、在學、退學、懲戒等に關する規程を設けたのであるが、之等は從前の規程と大差はないので省略することにした。

四、教授要目 明治三十五年二月文部省に於て發せられたる『中學校教授要目』に據れば中學校の教授に

當り特に留意することは、各學科目固有の目的を失はず、相互の連絡を保ちて全體の統一を計ること、これを主眼として、教授の形式化を防ぎ、出來得る限り教科書に依り、教科書は之を活用せしむることに留意し、その選擇は慎重にして濫りに之を變更せしめざる様に努めしめ、教授に際して學年の始めには精密を極め、終りには粗雑に傾くと云ふ如き弊害を避けしめ、各學期の教授日數を能ふ限り一定せしめ、教授用備品としては成るべく日用品を利用し、又は教員自ら之を製作して充當し、學校所在地に在る圖書館、博物館、工場、試験場等は出來る限り之を利用して學理を實際に應用せしむる等の事に就いて注意を與へたものであつて、これに依り全國の中學校に於ける教育が、著しく劃一的に進む様になつた。

五、教員の免許規程 中學教員の資格に關する規程は、改正中學校令第十三條に次の如き法文が見えて居る『中學校ノ教員ハ文部大臣ノ授與シタル教員免許狀ヲ有スルモノタルヘシ但文部大臣ノ定ムル所ニ依リ本文ノ免許狀ヲ有セサルモノヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得』とあり、又明治三十三年發令を見たところの『教員免許令』中には、教員養成の目的を以て設置した官立學校の卒業生、又は教員檢定に合格したものにして教員たるの免許狀を下附するものとした。これは中等教員檢定制度なるものが設けられた事に依りて、如上の發令を見るに至つたのである。

六、中等教員檢定制 中學校、高等女學校、師範學校等が時代の要求に應じて遽かに増設されるや教員に著しく不足を生ずることになり、その結果前項に於て述べた如く高等師範學校の増設を行ひ、更に臨時教員養成所を設置して、應急の供給策を講じたのであるが、此の外更に『中等教員檢定』の制度を設け、試験に依つて中等教員たるの學力を有する者に對して免許狀を下付することにした。即ち明治三十三年三月勅令を以て『教員檢定委員會官制』を定め、文部省は之に據つて六月一日省令を以て『教員檢定ニスル規程』

を定めた。その規程に據れば檢定を無試験檢定と、試験檢定とに分け、無試験檢定は隨時之を行ふものと、試験檢定は毎年少くとも一回行ふものとした。試験檢定は之を分けて豫備試験及び本試験とし、豫備試験は學科目に依つては行はないものとした。

七、中學校の發達 明治三十年前後の經濟界の復活と、教育思想の普及とは特に中等教育を隆昌ならしめ、中學校は各府縣とも既設の中學校に於ては收容し得ざるの情態を現出し、新設又は増設するものが著しく増加した。斯かる情態の時に當つて中學校令の改正あり、各府縣は一校以上の中學校を必ず設置するものとし、又必要と認むる時には文部大臣に於て設置を命ずると云ふ如き、文部當局の獎勵に依つて中學校は増々増加を示した。次にその校數と生徒數とを示せば

年	學校數	生徒數
明治三十三年	二二七	七七、九九四
同 三十四年	二四一	八八、〇五一
同 三十五年	二五七	九四、六九六
同 三十六年	二六八	九七、六六一
同 三十七年	二六六	一〇〇、八五三
同 三十八年	二六九	一〇四、五五六
同 三十九年	二七九	一〇八、〇五七

二、高等女學校

一、高等女學校令の發布 時代の進歩に伴ひ女子教育の事は漸く一般の自覺するところとなり、女學校の
入學希望者は著しくその數を増加し、各府縣共女學校を新設するもの著しく多數に達したので、女學校に於
ける規程を従來の如く單に規程としての範圍に置くことは不可能の情態となつたので、政府は遂に明治三十
二年二月七日『高等女學校令』を公布した。これ即ち高等女學校令の嚆矢であつて、その法文は次の如くで
ある。

- 第一條 高等女學校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ爲スヲ以テ目的トス
- 第二條 北海道及府縣ニ於テハ高等女學校ヲ設置スヘシ
前項ノ校數ハ土地ノ情況ニ應シ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム
- 第三條 前條ノ高等女學校ノ經費ハ北海道及沖繩縣ヲ除ク外府縣ノ負擔トス
- 第四條 郡市町村(北海道及沖繩縣ノ區ヲ含ム)又ハ町村學校組合ハ土地ノ情況ニ依リ須要ニシテ其區域
内小學教育ノ施設上妨ケナキ場合ニ限リ高等女學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第五條 郡市町村立ノ女學校ニシテ府縣立高等女學校ニ代用スルニ足ルヘキモノアルトキハ地方長官ニ於
テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ府縣費ヲ以テ相當ノ補助ヲ與ヘ第二條ノ設置ニ代フルコトヲ得
- 第六條 私人ハ本令ノ規程ニ依リ高等女學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第七條 高等女學校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第八條 高等女學校ノ設置廢止ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第九條 高等女學校ノ修業年限ハ四箇年トス 但土地ノ情況ニ依リ一箇年ヲ伸縮スルコトヲ得

高等女學校ニ於テハ二箇年以内ノ補習科ヲ置クコトヲ得

第十條 高等女學校ニ入學スルコトヲ得ルモノハ年齢十五年以上ニシテ高等小學校第二學年ノ課程ヲ了リ
タル者又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノタルヘシ

第十一條 高等女學校ニ於テハ女子ニ必要ナル技藝ヲ專修セムトスル者ノ爲ニ技藝專修科ヲ置クコトヲ得
高等女學校ニ於テハ其卒業生ニシテ某學科ヲ專攻セムトスル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得

第十二條 高等女學校ノ學科及其ノ程度ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十三條 高等女學校ノ教科書ハ文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ就キ地方長官ノ認可ヲ經テ學校長之ヲ定
ム 但文部大臣ノ檢定ヲ經サル教科書ヲ使用スル必要アルトキハ地方長官ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ一時
其ノ使用ヲ認可スルコトヲ得

高等女學校教科書ノ檢定ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十四條 高等女學校ノ教員ハ文部大臣ノ授與シタル教員免許狀ヲ有スルモノタルヘシ 但文部大臣ノ定
ムル所ニ依リ本文ノ免許狀ヲ有セサルモノヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

高等女學校教員ノ免許ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十五條 公立高等女學校職員ノ俸給旅費其ノ他諸給與ニ關スル規則ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之
ヲ定ム

第十六條 高等女學校ノ編制及設備ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七條 公立高等女學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スヘシ 但特別ノ場合ニ於テハ之ヲ減免スルコトヲ得

授業料入學料等ニ關スル規則ハ公立學校ニ在リテハ地方長官ニ於テ私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第十八條 本令ノ規程ニ依ラサル學校ハ高等女學校ト稱スルコトヲ得ス

第十九條 本令施行ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

第二十條 本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

地方長官ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令施行ノ日ヨリ四箇年以内第二條ノ設置ヲ延期スルコトヲ得

此ノ高等女學校令ノ特色とするところは、郡市町村、町村學校組合及び私人にも高等女學校を設置することを許可したこと、入學資格を高めて、高等女學校に於ける修業年限を二箇年短縮したこと等であつて、この規程は現行高等女學校令の基礎をなすものである。

一、學科目 明治三十四年三月文部省令を以て公布を見た『高等女學校令施行規則』中第一條に次の如く高等女學校の學科に就いて規定してある。

高等女學校ノ學科目ハ修身、國語、外國語、歴史、地理、數學、理科、圖畫、家事、裁縫、音樂、體操トス 但修業年限ヲ短縮シタル學校ニ於テハ外國語ヲ缺ク

外國語ハ英語又ハ佛語トス

外國語ハ之ヲ缺キ又ハ隨意科目ト爲スコトヲ得

音樂ハ學習困難ナリト認メタル生徒ニハ之ヲ課セサルコトヲ得

第一項ノ學科目ノ外隨意科目トシテ教育手藝ノ一科目又ハ二科目ヲ加フルコトヲ得但修業年限ヲ短縮シタ

ル學校ニ於テハ此ノ限ニアラス

と規定してあり、又技藝專修科の修業年限は一箇年乃至四箇年とし、其の學科目は技藝に關する科目の外に、修身、國語、數學、理科、圖畫、家事、裁縫、音樂、體操とし、これ等の學科目の中から數學、理科、圖畫等の學科は之を缺いたり又は、隨意科目とすることを得るものとし、音樂に對しては本科と同様學習困難と認められたものに對しては、之を課せないものとした。而して技藝に關する學科目の種類及び其の程度は文部大臣の認可を受くるべきものとした。

三、教授上の心得 女學校に於ける科目の教授上に關する注意に就いては、相當綿密なる規定を定めて居たが、それ等の内重要な學科の教授に就いての心得を示せば、特に修身科の教授には深く留意し、教育勅語の趣旨に基いて、道徳上の思想及び情操を養成し、中等以上の社會に於ける女子に必要なところの品格を具へしめんことに努め、實踐躬行を奨励した。而して生徒日常の行狀に因つて道徳の要領を會得せしめ、作法等をも授けて社會、國家等に對する自己の責務を知らしむることに努めしめた。

國語の教授に就いては言語文章を諒解せしめ、また正確にして自由なる思想の表章することを得る様に訓練し、文學上の趣味を兼ねて智徳の啓發に努めしむることを以つてその要旨とした。

家事、裁縫に關しては、家事整理上の必要なる知識を授け、勤勉、節儉、秩序、周密、清潔等を尙ぶの念を養成せしめ、衣食住、看病、育兒、家計簿記其の他家の整理、經濟等に關する事項を授けしめ、裁縫は節約利用等の習慣を養成せしめることに留意して教授せしめた。

又其の教授方法としては修身、音樂、體操及び手藝等は學級の異なる生徒を合して同時に教授することを得るものとし、隨意科目は學級の異なる生徒を合して五十人を限度とし、同時に教授することを得るものとし

た。

四、學科目と授業時間 又高等女學校に於ける各學年の學科目と授業時間數とを示せば次の如くである。

學科目	學年			
	一學年	二學年	三學年	四學年
修身	二	二	二	二
國語	六	六	五	五
外國語	三	三	三	三
地理、歴史	三	三	二	三
數學	二	二	二	二
理科	二	二	二	二
圖畫	一	一	一	一
家事	一	一	一	一
裁縫	四	四	四	四
音樂	二	二	二	二
體育	三	三	三	三
合計	二八	二八	二八	二八

この表に依るものは修業年限を四箇年とする高等女學校に於ける教科目と教授時間を示すものであつて、この外修業年限を五箇年に延長せる場合と、三箇年に短縮した場合とに依りて、幾分の變更を來すものであるがそれ等に對しては省略することにした。

五、高等女學校の普及 日清戰役後に於ける我が國の女子教育が著しく向上、普及を見るに至つたことは既に述べた如くであつて、其の結果高等女學校は著しく其の數を増加した。今次にその數字を示せば

年	學校數	生徒數
明治三十三年	五二	一一、九八四
同 三十四年	七〇	一七、五四〇
同 三十五年	八〇	二一、五二三
同 三十六年	九一	二五、七一九
同 三十七年	九五	二八、五二三
同 三十八年	一〇〇	三一、九一七
同 三十九年	一一一	三五、八七六

以上の數字に見えし如く、明治三十三年に於ける全國の高等女學校數は僅かに五十二校に過ぎざりしものが、近々六七年の間に倍數以上の増加を示したものであつて、明治十二年僅かに全國三校の高等女學校を算して居たことに對し、實に隔世の感がある。

第七項 高等教育

一、帝國大學

一、東京帝國大學 明治三十年京都に帝國大學が新設されたことに依り、東京に於ける帝國大學は之を東

京帝國大學と改稱した。改稱の翌年農科大學中農學、林學、獸醫學の各科に於ける乙科の生徒を募集することを中止し、次いで之を廢止し、更に農學、林學、獸醫學各科の實科を設置し、同年七月工科大學造家學を建築學と改稱した。次に明治三十三年より三十九年に至る東京帝國大學各科大學の學生數を示せば

年 度	法 科	醫 科	工 科	文 科	理 科	農 科
明治三十三年	八七一	三九四	三九三	二九二	六三	五六
同 三十四年	九六九	三九八	四二一	二八五	六五	五五
同 三十五年	一、〇六六	四二二	四五五	三〇四	八四	七二
同 三十六年	一、一一六	四四三	四九四	三五五	九二	一〇四
同 三十七年	一、二五八	四七五	五三〇	四三九	九八	一四四
同 三十八年	一、四五七	四九五	五四一	四六九	一一一	一九七
同 三十九年	一、六一三	五〇一	六〇〇	四九一	一三四	二三九

二、京都帝國大學 明治三十年京都に新しく帝國大學が設けられるや、先づ理工科大學を開設し、土木工學、機械工學の二學科を置き、更に三十一年九月數學、物理學、純正化學、製造化學、電氣工學、採鑛、冶金學等の學科を増設し、翌三十二年九月法科大學及び醫科大學を開設した。

法科大學は法律學科と政治學科に分け、醫科大學には醫學科を置いた。醫科大學は明治三十六年に至り、福岡に之を置き、京都帝國大學、福岡醫科大學と稱した。續いて三十九年九月文科大學をも設け、哲學科、史學科、文學科等を開講した。次に各科大學の學生數を示せば

年 度	工 科	法 科	京都醫科	福岡醫科	文 科
明治三十一年	九四	—	—	—	—
同 三十二年	一四六	四六	一〇	—	—
同 三十三年	一七九	九六	三五	—	—
同 三十四年	二〇二	一五七	七一	—	—
同 三十五年	二二四	二一四	一二七	—	—
同 三十六年	二三七	二八二	一九五	六五	—
同 三十七年	二九一	四一一	二五一	一六一	—
同 三十八年	三一九	四六五	二九八	二四九	—
同 三十九年	三三三	四三五	三二五	三四八	一六

三、東北帝國大學の創設 九州、東北、北海道に各帝國大學設置の件が明治三十九年の帝國議會に提出され、この内東北帝國大學の設置が議會を通過、翌四十年勅令を以て仙臺に東北帝國大學を新設することが公布され、北海道に於ける札幌農學校をも之に屬せしめ、東北帝國大學農科大學と改稱し、九月より農學科、農藝化學科を開講し、勅令に依り「東北帝國大學農科大學官制」が定められ、當分農科大學長をして東北帝國大學總長の職務を掌らしむることとした。

二、高等學校

一、高等學校の獨立 高等學校は從來専門教育を兼ね、各高等學校共醫學部を併置して居たところであつ

たが、明治三十四年四月一日、第一、第二、第三、第四、第五の各高等學校醫學部は分離して何れも醫學專門學校となつたので、高等學校は從來の變則的大學豫備教育を離れて茲に純然たる大學豫備教育機關となつた。

二、増設及び廢止 明治三十四年六月、鹿児島に於ける第七高等學校造士館に大學豫科を置き、九月より授業を開始した。第七高等學校は初め高等中學造士館として文部省の管轄に屬して居たのであつたが、明治二十九年其の管理を解かれ廢校となつて居たのであつたが茲に再び復活を見るに至つた。又明治三十八年二月山口高等學校の組織を變更し、山口高等商業學校と改め、又三十九年には第五高等學校工學部を熊本高等工業學校と改稱した。

三、入學規則の改正 高等學校は其の學制を根本より改革して、純然たる大學豫科としての高等學校を増設する案が立てられ、高等教育會議に提出されたところであつたが、遂にその實現を見るに至らなかつたので、爾來増設のことが行はれず、爲めに高等學校入學志望者中收容し能はざるものが著しき數に達するに至り、入學試験に關して種々の弊害をさへ生ずるに至つたので、其の匡正を目的として明治三十五年四月『高等學校大學豫科入學試験規程』が定められ、更に又明治四十一年『高等學校大學豫科入學者に關する規程』が定められ、入學資格を中學卒業者及び專門學校入學者檢定規定合格者及び指定者と限定せられた。次に明治三十三年以後三十九年に至る間の各高等學校生徒數を示せば

年 度	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	山口
三十三年	一、四八三	八九七	八八六	八四五	一、一二一	一三二	—	三三三

三十四年	一、〇三四	六〇八	五八六	五七六	七四三	二八八	一五〇	三七九
三十五年	一、〇三九	六〇八	五八九	五八九	八一五	二八六	三二三	四四二
三十六年	一、〇二二	五九四	五八一	五九八	八六〇	四四三	四七五	五〇一
三十七年	九九五	五九二	五七二	五六七	八五八	四九三	五三九	三三〇
三十八年	一、〇一〇	五九七	五八一	五七九	六七四	五一三	五六七	一六九
三十九年	九六一	五九〇	五九二	五九七	七〇四	五二四	五六六	—

三、專 門 學 校

一、專門學校令の發布 專門學校が著しく増加し、更に明治三十四年高等學校に屬した醫科を、醫學專門學校として獨立せしめるに當つて、專門學校に關する法令を必要とするに至り、明治三十六年三月二十六日勅令第六十一號を以て『專門學校令』の發布を見た。

- 第一條 高等ノ學術技藝ヲ教授スル學校ハ專門學校トス
- 專門學校ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ規定ニ依ルヘシ
- 第二條 北海道府縣又ハ市ハ土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ限り專門學校ヲ設置スルコトヲ得 但沖繩縣ハ此ノ限ニアラス
- 第三條 私人ハ專門學校ヲ設置スルコトヲ得
- 第四條 公立又ハ私立ノ專門學校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第五條 專門學校ノ入學資格ハ中學校若クハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校ヲ卒業シタルモノ又ハ之ト

同等ノ學力ヲ有スルモノト檢定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ 但美術、音樂ニ關スル學
術技藝ヲ教授スル專門學校ニ就テハ文部大臣ハ別ニ其ノ入學資格ヲ定ムルコトヲ得

前項檢定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第六條 專門學校ノ修業年限ハ三箇年以上トス

第七條 專門學校ニ於テハ豫科、研究科及別科ヲ置クコトヲ得

第八條 官立專門學校ノ修業年限、學科、學科目及其程度並豫科、研究科及別科ニ關スル規程ハ文部大臣
之ヲ定ム

公立又ハ私立ノ專門學校ノ修業年限、學科、學科目及其程度並豫科、研究科及別科ニ關スル規定ハ公立
學校ニ在リテハ管理者私立學校ニ在リテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第九條 公立又ハ私立ノ專門學校ノ教員ノ資格ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 公立專門學校ノ職員ノ旅費及給與ニ關スル規程ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム

第十一條 公立ノ專門學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スヘシ但特別ノ場合ニハ之ヲ減免シ又ハ徵收セサルコト
ヲ得

第十二條 第一條ニ該當セサル學校ハ專門學校ト稱スルコトヲ得ス

附 則

第十三條 本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條 明治二十年勅令第四十八號ハ之ヲ廢止ス

第十五條 既設ノ公立又ハ私立ノ學校ニシテ本令ニ依ルヘキモノハ本令施行ノ日ヨリ一箇年以内ニ第四條

ニ準シ認可ヲ申請スヘシ

前項ノ手續ヲ爲サ、ルモノハ前項ノ期間ノ滿了ト共ニ廢校シタルモノト看做ス

第一項ノ手續ヲ爲スモ不認可ノ命令ヲ受ケタルモノハ其ノ命令ヲ受ケタル日ニ於テ廢校シタルモノト看
做ス

第十六條 千葉醫學專門學校、仙臺醫學專門學校、岡山醫學專門學校、金澤醫學專門學校、長崎醫學專門
學校、東京外國語學校、東京美術學校及東京音樂學校ハ本令施行ノ日ヨリ專門學校トス

二、其他の專門學校規則 專門學校令の公布により文部省は、明治三十六年三月三十一日『公私立專門學
校規程』並に『專門學校入學者檢定規程』を定めた。公私立專門學校規程は十五條より成り、其の第一條に
は『專門學校令第四條ニ依リ專門學校ノ設置ノ認可ヲ受ケントスルモノハ公立學校ニ在リテハ管理者、私立
學校ニ在リテハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ』とて目的、名稱、位置、學則、生徒定
員、敷地建物の圖面及び其の所有の區別、開校年月、經費及び維持の方法、設立者の履歷等を記して申請せ
しむることとした。更に又校舍として次の如きものを設けしむることとした。教室、事務室、其他必要な
實驗室、實習室、研究室、圖書室、器械室、標本室、藥品室、製煉室、之等を設けしめ、校舍は管理上並
に衛生上適當にして堅牢なるものを設けしむることとした。又專門學校の教員たる資格を有するものとして
次の如きものを擧げてゐる。

一、學位を有する者

二、帝國大學分科大學卒業者又は官立學校の卒業者にして學士と稱することを得る者

三、文部大臣の指定したる者

四、文部大臣の認可したる者

とし、この第一項又は第四項に該当する者を得難き場合は、一時他の者を以て代用することを得るものとす、又本項第二に依つて認可を受けんとする場合には、管理者並に設立者より文部大臣に其の者の履歴を提出するものとした。

又専門學校入學者檢定規程をも之と同時に制定し、中學又は修業年限四年以上の高等女學校を卒業せざるものにして、専門學校に入學せんとするものに對する規則を定めた。而してその受験資格として

一、年齢男子は満十七歳以上、女子は満十六歳以上なること。

二、身體健全なること。

三、品行方正なること。

四、現に中學若くは高等女學校等に在學せざること。

等とし、檢定を分けて無試験檢定、試験檢定とし、試験檢定は官立公立の中學又は、修業年限四箇年以上の高等女學校に於て之を行ひ、無試験檢定は入學の際専門學校に於て行ふものとした。

三、醫學専門學校 醫學に關する専門學校中、從來高等學校に併設されて居た醫科が、獨立して各々醫學専門學校となつた外に、新しく設立を見たものは、京都府立醫學専門學校、大阪府立高等醫學學校、愛知縣立醫學専門學校、東京慈惠會醫院醫學専門學校、熊本醫學専門學校等であつて、是等は往年不完全なる設備を有する醫學校の簇出を禁止すべく發せられた勅令に依つて廢校となつて居たものが、公私立専門學校設置規程に依つて復活したものである。

四、私立法律學校の變革 専門學校令の發布に依り、各種の私立法律學校はその組織を改め又は名稱を更

へ、専門學校令に依り認可を受けた。今それ等の學校を舉ぐれば、私立早稻田大學、私立慶應義塾大學、私立東京法學院大學、私立明治大學、私立法政大學、私立日本大學、私立專修學校、私立臺灣協會學校、私立京都法政専門學校、私立關西法律學校、私立東北學院専門部等である。

五、文學の専門學校 専門學校令の發布に依り特筆すべきことは、文學に關する女子の専門學校が出来たことである。女子教育の向上は高等女學校のみの教育にては不足を感じるに至り各地の高等女學校に於ては規程に依る高等女學校の修業年限の上に、更に二年乃至三箇年の修業年限を有する専攻科を併置してゐたが、三十六年専門學校令の公布さるゝや、それ等の専攻科は組織を改めて専門學校令に依る認可を得んとするに至つた。而してその認可を受けたものは私立青山女學院英文専門科、日本女子大學校女子英學塾等であつて、女子教育史上特筆すべき點である。この外男子に於ける専門學校中文學に關するものとしては、慶應義塾、早稻田大學、哲學館大學、國學院、青山學院高等科、明治學院高等部、東京學院高等科、同志社専門學校等であつて何れも私立である。

六、其他の専門學校 専門學校令第十六條に依つて定められた如く、東京音樂學校、東京美術學校、東京外國語學校等の官立諸學校も専門學校として取扱はれ、外國語學校は三十七年、美術學校は三十八年規則の一部又は全部を改正し、音樂學校は明治三十二年高等師範學校より分離獨立して東京音樂學校と改稱したが、三十三年九月規則を改正し、從來の學科を廢して、豫科、本科、研究科、師範科及び専科を置き、聲樂部、器樂部、樂歌部に分類した。

又宗教に關する専門學校も從來の不統一不完全から漸次脱して、専門學校令に依る認可を受けんとし、内容を大いに刷新するところあり、宗教教育上の一大進歩を促した。當時専門學校令に依る認可を受けた宗教

學校は、明治學院、青山學院、淨土宗大學、曹洞宗大學、天台宗大學、眞宗大學、日蓮宗大學林、同志社、佛敎大學、古義眞言宗聯合高等中學、東京三一神學校、大阪三一神學校、眞宗觀學院、東北學院、私立聖敎社神學校等であつて、前期より著しく勃興した宗教敎育は茲に其の内容の充實と、基礎の確立を示し、宗教★育史上の一偉觀を呈するに至つた。

體育に關するものとして唯一の専門學校であつた日本體育會體操學校は、更に女子部をも設け、女子の體操敎員を養成することに努めた。又大日本武徳會に於ても三十八年十月武術敎員練習所を設立し、後年の武術専門學校の起因を作つた。

第八項 實業敎育

一、實業學校令の發布

政府の獎勵と、時代の要求とに應じて著しく普及して來た實業敎育は、明治三十二年二月六日勅令を以て「實業學校令」が公布さるゝに當り、其の基礎の確立を見るに至つた。

第一條 實業學校ハ工業、農業、商業等ノ實業ニ従事スル者ニ須要ナル敎育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 實業學校ノ種類ハ工業學校、農業學校、商業學校、商船學校及實業補習學校トス

蠶業學校、山林學校、獸醫學校及水産學校等ハ農業學校ト看做ス

徒弟學校ハ工業學校ノ種類トス

第三條 北海道及府縣ニ於テハ實業學校ヲ設置スルコトヲ得但道廳府縣立實業補習學校ハ他ノ道廳府縣立

實業學校ニ附設スル場合ニ限ル

文部大臣ハ土地ノ情況ニ應ジ必要ナル實業學校ノ設置ヲ府縣ニ命スルコトヲ得

第四條 前條ノ實業學校ノ經費ハ北海道及沖繩縣ヲ除ク外府縣ノ負擔トス

第五條 郡市町村（北海道及沖繩縣ノ區ヲ含ム）又ハ町村學校組合ハ土地ノ情況ニ依リ須要ニシテ其區域

内小學校敎育ノ施設上妨ケナキ場合ニ限り實業學校ヲ設置スルコトヲ得

第六條 私人ハ本令ノ規程ニ依リ實業學校ヲ設置スルコトヲ得

第七條 工業學校、農業學校、商業學校、商船學校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ實業補習學校ノ設置廢止ハ地方長官ノ認可ヲ受ケヘシ

實業學校ノ設置廢止ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第八條 實業學校ノ學科及其ノ程度ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第九條 實業學校ノ敎科書ハ公立學校ニ在リテハ學校長ニ於テ私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第十條 實業學校敎員ノ資格ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一條 公立實業學校ノ職員ノ俸給旅費其他諸給與ニ關スル規則ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム

第十二條 公立實業補習學校職員ノ名稱待遇ハ公立小學校ノ例ニ依ル

第十三條 實業學校ノ編制及設備ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十四條 實業學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルコトヲ得

第十五條 本令施行ノ爲メ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

第十六條 本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第十七條 本令ハ官立學校ニ適用セス

第十八條 他ノ法令中ニ技藝學校トアルハ本令施行ノ日ヨリ當然實業學校ト看做ス

第十九條 明治二十三年勅令第二百十五號小學校令中徒弟學校及實業補習學校ニ關スル規定ハ本令施行ノ日ヨリ其ノ効力ヲ失フ

二、實業教育の根本方針

時代の要求に依りて實業教育の必要が漸く認められ、政府より補助費を受くることに依つて實業教育は、著しく隆盛に向つたのであつて、明治三十七八年戰役を受けて、財界の好況に伴ひ實業教育は愈々その基礎を確定したのであつたが、當時實業教育が如何なる目的の下に行はれて居たかと云ふ事に就いて記せば、井上文部大臣の努力に依つて實業教育は、年々二十五萬圓の補助を受けることになつたが、文部省としてはこの補助金を如何に活用して、實業教育の充實を計るか云ふ事は、極めて重大なる問題であつて、當時實業教育等と云ふ熟語もなかつた時代である事として、文部當局としてはこの問題に就いては慎重なる態度を以て臨むことになり、文部次官牧野伸顯氏が委員長となつて、臨時調査委員會を組織し、東京藏前の工業學校、一ツ橋商業、駒場農業學校、札幌農學校等に關して教育の實情を調査し、先づ實業教育の根本方針を樹立することに努めた。其の結果實業教育とは、實地に就いて之を主眼とし教育を施すか將又、學理を主眼として

教育を行ふかと云ふ二つの問題に就いて各種の意見が表はれたが、結局、歐米先進國の實業教育に倣つて學理を主體とすることにした。これは實地のみに行はれて深く授ける場合は、實際家として活用するには早く其の効果を發揮することが出来るが、學的素養に缺いて居る時は、實地を學理的に應用することが出来なくなり、充分なる向上を期することが不可能となる。と云ふ見解に基いたものであつて、茲に於て實業教育の經營に當つては學理を主とし、實地を第二義的のものたらしむる。と云ふ根本方針の確立を見るに至つたのである。

實業教育は斯くの如き見解の下に行はれ、政府の補助金の支給を受くるに及びて、長足の進歩をなし、よく吾が國運隆昌の基となつたのである。

三、實業學校規程の制定

明治三十二年二月『實業學校令』の公布に基き、文部省に於ては同月二十五日『實業學校規程』を公布し、工業學校、商業學校、農業學校、商船學校等に關する規程を設け、更に明治三十四年十二月には『水産學校規程』を、三十五年一月には『實業補習學校規程』を公布し、實業學校の統一を計つた。

一、實業學校

一、工業學校

明治三十二年二月公布を見た工業學校規程に依れば、工業學校の修業年限は三箇年とし、一箇年以内の延

長を許すものとした。而してその學科目は修身、讀書、作文、數學、物理、化學、圖畫、體操並に實業に關する各科の科目及び實習とし、地理、歴史、博物、外國語、經濟、法規、簿記及びその他科目を便宜に依り加設するものとした。實業に關する各學科は

土木科 測量、應用力學、河海土、道路、鐵道、橋梁、施工法、製圖

金工科 應用力學、工場用具及製作法、製造用諸機械大意、發動機大意、製圖

造船科 應用力學、工場用具及製作法、發動機大意、造船製圖

電氣科 應用力學、工場用具及製作法、發動機大意、電氣及磁氣、電氣工學、製圖

木工科 應用力學、家屋構造、工場用具及製作法、建築沿革、施工法、配景法、製圖及繪畫

鑛業科 地質、採鑛、冶金、試金、應用力學、發動機大意、測量製圖及杭内演習

染織科 機織法、色染法、應用化學、應用機械學、分析、製圖及繪畫

窯業科 窯業品製造、應用化學、應用機械學、分析、製圖、繪畫

漆工科 漆器製造法、工藝史、繪畫、應用化學大意

圖案繪畫科 配景法、解剖大意、工藝史、建築沿革大意、繪畫、應用化學大意、各種工藝品圖案

入學資格者は年齢十四歳以上にして學力は修業年限四箇年の高等小學校卒業者又は、之と同等の學力を有するものとし工業學校には本科の外に豫科の附設を許し、豫科は修業年限二箇年學科目は、修身、讀書、習字、作文、算術、地理、歴史、理科、圖畫、體操等とし、外國語をも加ふることを得るものとした。

二、徒 弟 學 校

徒弟學校は工業學校に比して學科を輕視し、その反對に實地に於ける研究を主眼とするものであつて、主として實際工業に携はる技術者を養成するを以て目的とした。その修業年限は六箇月以上四箇年以下とし、工業學校に附設することを得るものとした。年齢十二歳以上にして學力尋常小學校卒業程度のものを入學資格とした。教科目は修身、職業に直接必要ある科目、實習、圖畫、數學、理科、國語、體操とし、隨意科目として、便宜の教科目を加へることを得しめ、土地の情況に依つてその授業は季節を限つたり、日曜日又は夜間にも行ふものとした。

三、農 業 學 校

農業學校規程に依れば、農業學校は甲乙の二種とし、土地の情況に依りては甲種農業學校の程度より更に高等なる農業學校を設置することを得るものとした。甲種農業學校の修業年限は三箇年とし一箇年以内の延長を許すものとし、其の授業時間は實習を除き毎週三十時間以内と定め、學科目は、修身、讀書、作文、數學、物理、化學、博物、經濟、體操並に實業に關する科目及び實習とし、地理、歴史、外國語、法規、簿記、圖畫及其他の學科目を便宜加設することを得、實業に關する科目として、土壤、肥料、園藝、農産製造、畜産、春蠶、病虫害、氣候、林學大意、獸醫學大意、水産學大意等を選択するものとし、又は便宜分合して之を定むることを得るものとした。入學資格は十四歳以上學力四箇年の高等小學校又は之と同等のものとした。

乙種農業は、修業年限三箇年以内、授業時間は實習を除き毎週二十七時間以内とし、學科目は修身、讀書、習字、作文、算術、理科、體操並に實業に關する科目及び實習とし、之等の外に地理、歴史、經濟、圖畫及びその他の學科目を便宜に依り加ふることを得。土地の情況に依りて短期の授業を必要とする場合は修身、實業に關する科目の外一科目、又は數科目を缺くことを得しめた。實業に關する科目は土壤、肥料、作物、農産製造、家畜、養蠶、病虫害、氣候等を適宜に分合教授することを得るものとした。而して入學資格は年齢十二歳以上として、修業年限四ヶ年の尋常小學校卒業者とした。

甲種農業學校には豫科を附設することを得るものとし、豫科の修業年限は二ヶ年以内、毎週三十時間以内の授業を行ふものとして、科目を修身、讀書、算術、習字、作文、地理、歴史、理科、圖畫、體操とし、外國語をも加へることを得るものとした。又入學年齢は十二歳以上として高等小學二ヶ年修了以上の學力を有するものとした。又簡易の方法に依つて農業に必要な事項を教授する爲め、別科を設くることを得るものとし、乙種農業學校の教場及び別科の教場は隨時必要に應じて其の土地に分設することを得るものとした。

この外農業學校に屬するものに、蠶業學校、山林學校、獸醫學校、水産學校等があり、學校の特色に依る二三の項目の外は總て農業學校規程に準じて之を行ふものとした。學校の特色に依り異なる項目とは甲種及び乙種に於ける學科目を指すものであつて、次に示す如くである。

甲種各學校教科目、修身、讀書、作文、數學、物理、化學、博物、經濟、體操、實業に關する科目及び實習、乙種各學校教科目、修身、讀書、習字、作文、算術、理科、實業に關する科目及び實習、又實業に關する學科は、

蠶業學校、蠶體解剖生理及病理、養蠶及製種製絲、桑樹栽培、氣候、農學大意

山林學校、造林及森林保護、森林利用、測樹術及林價算法、森林經理、氣候、農學大意
獸醫學校、解剖及組織、生理、藥物及調劑法、蹄鐵法、蹄病理、內科、外科、寄生動物、畜産、衛生、獸疫、産科、剖檢法、

水産學校、水産動物、漁撈、製造、養殖、地文及氣象、漁撈製造用諸機械大意漁船構造及運用、

四、商業學校

種別を農業學校と同じく甲乙二種に分け、土地の情況に依りては甲種商業學校の程度より更に高等なる商業學校を設置する事を得るものとし、甲種商業の修業年限は三ヶ年として、一ヶ年以内の延長を許し、一週の授業時間は三十三時間以内とした。學科目は甲種に於いては修身、讀書、習字、作文、數學、地理、歴史、外國語、經濟、法規、簿記、商品、商事要項、商業實踐、體操とし、便宜に依り他の科目をも追加する事を得るものとした。入學資格を年齢十四年以上、修業年限四ヶ年の高等小學校卒業又は之と同等の學力を有するものとした。乙種商業は三ヶ年の修業年限とし、授業時間は一週三十時間以内とし、學科目は修身、讀書、習字、作文、算術、地理、簿記、商事要項、體操とし之等の外便宜に依つて他の科目をも加へ得るものとし其の入學年齢は十歳以上、學力は修業年限四ヶ年の尋常小學校卒業程度とした。又甲種商業には豫科を附設することを得るものとし、豫科の修業年限は二ヶ年以内、授業時間は毎週三十時間以内として、學科目は修身、讀書、習字、作文、算術、地理、歴史、外國語、理科、圖畫、體操とし、入學資格は年齢十二歳以上、學力高等小學二年修了以上の者とした。更に卒業後にして特に商業に關する學科の數科目を専攻せんとする者の爲め、甲種商業學校に専攻科を置き又特に一科目を限つて修業せんとするものに對して専修科

を置いた。而して専修科専攻科の修業年限は各二ケ年以内とした。

五、商 船 學 校

商船學校も亦甲乙の二種とし、土地の情況に依りては、甲種商船學校の程度よりも高等なる商船學校を設置することを得るものとした。

甲種商船學校の修業年限は三ケ年以内とし、實習を課する時は相當の期間延長することを得るものとした。その授業時間は毎週二十七時間以内とし、實習は學科の種類に依つて適宜に之を行ふものとした。學科目は修身、讀書、作文、數學、物理、地理、外國語、圖畫、體操並に實業に關する學科の科目及び實習とし、この外化學、法規及び其の他の科目を便宜附加することを得るものとした。實業に關する學科は、

航海科、運用術、航海術、機關術大意、海上氣象學大意、造船學大意、
機關科、機關術、機械製圖、力學、應用化學、電氣學大意、

甲種商船學校の入學資格は、年齢十四歳以上、學力は修業年限四ケ年の高等小學校卒業業者又は之と同等以上の學力を有するものとした。

乙種商船學校の修業年限は二ケ年以内とし、授業時間は毎週實習を除き二十七時間以内とした。學科目は修身、讀書、習字、作文、數學、體操等に關する各學科の科目及び實習とし、これ等の外に他の科目を便宜附設することを得るものとした。實業に關する各學科目は、

航海科、運用術大意、航海術大意、海上氣象學大意、
機關科、機關術大意、機械製圖、物理、化學

乙種商船の入學資格は年齢十年以上にして修業年限四ケ年の尋常小學校卒業程度とした。

甲種商船學校には豫科を置く事を得るものとし、豫科は修業年限二ケ年、毎週の授業時間を三十時間以内とした。而してその學科目は修身、讀書、習字、作文、算術、地理、歴史、理科、外國語、圖畫、體操とし、入學資格は年齢十二歳以上、學力高等小學校二年修了以上とした。

七、實 業 補 習 學 校

實業補習學校に關する規程は、明治二十六年實業學校令の公布を見ざる時に、文部省に於て規程した、實業補習學校規程を、明治三十二年新に實業學校令の發布を見るに當つて改正したものであつて、改正とは云へ、その内容に於ては漸しき相違あるものがある。即ちこの新例に依れば、土地の情況に依りて、實業補習學校の修業期間及び、授業時間等を定むることを得るものとし、小學校、實業學校、其他の學校に附設することを得るものとした。而してその授業時間及び季節は土地情況に依り、職業の種類、繁閑等に依つて定むることを得るものとした。教科目は修身、國語、算術、實業に關する諸科目等とし、修身は國語に附帶して之を教授することを得るものとし、國語、算術は土地の情況に依つては之を缺き、他の教科目を加ふることを得るものとした。其の土地の情況に依つて附加することを得る科目はこれを隨意科目と稱し國語は讀書、作文、習字、算術は筆算、珠算に分け、生徒の希望に依りて一科目又は數科目を教授するものとした。實業に關する科目は、

工業科、物理、化學、圖畫、模型、幾何、製圖、圖案、力學、材料、工具、製作。
農業科、物理、化學、博物、土壤、肥料、作物、耕耘、農具、病虫害、園藝、養蠶、家畜、造林、丈量。



水産科、物理、化學、博物、地文、漁撈製造、養殖、漁船運用。
 商業科、商業算術、商業書信、商事要項、商品、商業地理、簿記、商業に關する法令、外國語。
 以上の諸學科目から適宜に分合して定むべきものとし、この外に職業の爲め便宜その科目を定むる事を得るものとした。入學資格としては年齢十二歳以上にして、尋常小學校卒業以上の學力を有するものとし、場合に依つては尋常小學校を卒業しない者でも、就學の義務を有せざるものに限りに入學を許すものとした。

八、實業教育の發達

實業教育の發達に就いては既に述べた如くであるが、明治三十二年「實業學校令」の公布を見てより、各種實業學校の内容は漸く統括され、實業教育の基礎が確定を見たのである。各種實業學校の數及び、生徒數を示せば次の如である。

年 度	工業學校		農業學校	
	學校數	生徒數	學校數	生徒數
明治三十二年	一九	三、〇七八	五〇	四、五二七
同 三十三年	一八	一、六〇五	五六	五、〇四〇
同 三十四年	二二	一、九九三	七九	七、七七八
同 三十五年	二五	二、五九〇	九六	九、四五四
同 三十六年	二八	二、九九八	一一〇	一一、四四一
同 三十七年	三〇	三、一八四	一一八	一二、〇四五



年 度	商業學校		水産學校		船舶學校		徒弟學校	
	學校數	生徒數	學校數	生徒數	學校數	生徒數	學校數	生徒數
明治三十八年	三〇	四、三二四	一一九	一三、七六六	—	—	—	—
同 三十九年	三〇	四、六四六	一四〇	一六、四〇三	—	—	—	—
明治三十二年	二八	六、五四四	—	—	—	—	—	—
同 三十三年	三八	八、二六同	—	—	—	—	—	—
同 三十四年	四一	九、八四二	—	—	—	—	—	—
同 三十五年	五〇	二、三七〇	六	三九三	—	—	—	—
同 三十六年	五二	二、八二一	六	四一四	—	—	—	—
同 三十七年	五八	二、四一七二	七	一、〇四四	—	—	—	—
同 三十八年	五九	一、五九一	一〇	六八八	—	—	—	—
同 三十九年	六四	一、一七八	一一	八一	—	—	—	—
明治三十二年	四	二二四	—	—	—	—	—	—
同 三十三年	四	三一九	—	—	—	—	—	—
同 三十四年	五	五三三	—	—	—	—	—	—
同 三十五年	七	七一五	—	—	—	—	—	—



年 度	學校數	生徒數
明治三十四年	一	九六三
同 三十五年	二	一三八
同 三十六年	三	一五一
同 三十七年	四	一九七
同 三十八年	六	一五二
同 三十九年	一〇	二二五
同 三十二年	一	一八
同 三十三年	二	三八
同 三十四年	一	二六
同 三十五年	一	二六
同 三十六年	一	一八
同 三十七年	一	一八
同 三十八年	一	一八
同 三十九年	一	二七



年 度	學校數	生徒數
明治三十六年	七	八四〇
同 三十七年	七	一、〇四四
同 三十八年	七	一、四五三
同 三十九年	八	一、五三〇
明治三十二年	二	一、三五五
同 三十三年	二	一、七九二
同 三十四年	三	二、二五〇
同 三十五年	四	三、一七四
同 三十六年	八	五、〇八〇
同 三十七年	八	五、〇五〇
同 三十八年	九	五、六〇四
同 三十九年	一五	八、三四五
明治三十二年	二	一、三五五
同 三十三年	二	一、七九二
同 三十四年	三	二、二五〇
同 三十五年	四	三、一七四
同 三十六年	八	五、〇八〇
同 三十七年	八	五、〇五〇
同 三十八年	九	五、六〇四
同 三十九年	一五	八、三四五

二、實業專門學校

一、工業の專門學校

實業教育中特に工業教育の隆昌は著しきものあり、單に中等程度の工業知識を授くる學校のみでは不十分となり、工業に關する高等知識の教授機關として、この時代から專門學校が各地に創設せらるゝに至つた。それ等の内主要なるものを擧ぐれば、東京高等工業學校、大阪高等工業學校等で、東京高等工業學校は以前の東京工業學校で、明治三十四年五月勅令を以て東京高等工業學校と改めたものであつて、修業年限は三年とし染織工科、窯業科、應用化學科、機械科、電氣工科等を置いた。

大阪に於ける高等工業學校も、東京高等工業學校と同様従前の大阪工業學校を、明治三十四年大阪高等工業學校と改めたもので、機械工藝部、化學工藝部の兩部を置き機械工藝部には機械科を化學工藝部には應用化學、染色、醸造、窯業、冶金等の科目を設置した。

此外明治三十五年京都高等工藝學校を、三十八年名古屋高等工業學校を、三十九年仙臺高等工業學校を新設、何れも修業年限を三箇年として専門の工業教育を授け、京都に於ける高等工藝學校は、美術工藝に關する學術を主眼として、色彩科、機械科、圖案科等を設けた。京都唯一の物産たる染色工業が現在の隆昌を致し、我が國の主要物産として年々貿易の數字を高めつゝあることも、その原因は既にこの時代に美術工藝（主として染色、圖案）に主力を注ぐ高等工藝學校を創設して學術的に研究した結果に負ふ處が多い。名古屋高等工業學校は土木科、機械科、建築科、機械科、色染科を置き、仙臺高等工業學校は土木工學科、機械

工學科、採礦冶金學科を置いた。又熊本に於ける第五高等學校附設工學部は、明治三十九年獨立して熊本高等工業學校と改稱し、土木工學科、機械工學科、採礦冶金學科を置き、修業年限を三箇年とした。

二、農業の專門學校

農業に關する専門學校としては、明治三十五年三月創立を見た盛岡高等農林學校と、三十六年専門學校令に依つた東京高等農學校とを擧げることが出来る。東京高等農學校は育英農科に起原を發するもので、明治三十四年七月東京高等農學校と改稱、更に三十六年専門學校令に依つたものである。

三、商業の專門學校

商業に關する専門學校としては先づ東京高等商業學校を擧げる事が出来る東京高等商業學校の起原に就いては既に述べたところで、その後幾多の變遷を経て、明治三十五年神戸に高等商業學校の創設さるゝに當り、東京高等商業學校と改稱したのである。この外明治三十八年には山口高等學校を改めて山口高等商業とし、更に同年長崎にも高等商業學校を新設した。

四、實業専門教育の發達

日清戰役以來、國力の發展は遂に條的改正となり、その結果貿易事業は著しく發達し、我が國の商取引は一躍して全世界にその軌綱を張るに至つた結果、商業教育は從來の如き程度の低いものでは不充分となつたので、遽かに商業に關する専門教育機關を増設せられ、工業に關する専門學校の新設と共に、高等實業教育

に一大飛躍を遂げしめたのであつた。今之等に關する明細なる數字を示せば次の如くである。

年 度	工業に關する専門學校 學校數	工業に關する専門學校 教員數	工業に關する専門學校 生徒數
明治三十二年	二	七三	三七二
同 三十三年	二	八五	五四八
同 三十四年	二	九九	六五八
同 三十五年	三	一一〇	八六〇
同 三十六年	三	一三六	一、〇二九
同 三十七年	三	一三〇	一、一七三
同 三十八年	四	一六四	一、三四五
同 三十九年	五	一七七	一、七五二

年 度	農業に關する専門學校 學校數	農業に關する専門學校 教員數	農業に關する専門學校 生徒數
明治三十二年	一	二九	二三〇
同 三十三年	一	三一	二五八
同 三十四年	一	三四	二八五
同 三十五年	一	三二	三三六
同 三十六年	三	六九	五九九

年 度	商業に關する専門學校 學校數	商業に關する専門學校 教員數	商業に關する専門學校 生徒數
明治三十七年	三	七四	七六〇
同 三十八年	三	七八	九八〇
同 三十九年	三	九六	九八七
明治三十二年	一	四六	五六九
同 三十三年	一	五三	六六六
同 三十四年	一	五二	八三九
同 三十五年	一	六一	九五七
同 三十六年	二	七五	一、二三一
同 三十七年	四	一三〇	一、八八三
同 三十八年	六	一六九	二、一一九
同 三十九年	六	一七八	二、五〇七

第九項 盲 啞 教 育

一、盲啞教育の増額

明治十八年東京盲啞學校が文部省の直轄に屬して以來、年々教育費の支給を受けて居たが、その額は極め

て僅少にして、到底教育の充實を計ることは不可能の如き有様であつた。然るに明治三十三年樺山文部大臣は、盲啞教育振興の意味から、従來國庫より支給して居た、一千五百圓内外の豫算を、遽かに一萬圓に増加した。これは東京盲啞學校が、文部省の直轄となつてより、逐次基本金の増加が出来たことに依り、國庫の支給を減額し、明治二十三年には従來の豫算三千圓を二千圓に、翌二十四年には更に一千圓の削除を行はれ、盲啞學校は僅かに一千圓に依つて維持されて居たのであつたが、三十三年斯くの如く一躍十倍の支給を受くることとなり、茲に東京盲啞學校は、盲啞教育の爲め大いに活躍を開始するところとなつた。

二、盲啞教員の養成

久しく不振であつた盲啞教育も明治三十三年頃より漸く發展の氣運に向ひ、全国各地に盲啞學校が新設されるに當り、教員の養成を必要とするに至つた。茲に於て東京盲啞學校に於ては教員練習科を始めて設け、修業年限を一箇年とし、入學資格を尋常小學校本科正教員免許狀を有するもの、又は之と同等以上の學力を有するもの、又は東京盲啞學校卒業生及び、京都盲啞學校卒業生にして、盲啞教育に従事する者。と云ふ如き規程に依り、明治三十六年生徒を募集教員練習科を開始して、盲啞教育養成に努めた。而して入所生徒は六名であつた。

三、失明軍人の講習

國庫よりの支給が多額となつたことに依り、東京盲啞學校は盲啞教育の爲め種々の施設を行ひ、盲啞教育の刷新に努むるところであつたが、それ等の内最も主なるものは、失明軍人の講習を開いたことである。即

ち明治二十七八年戰役及び三十七八年戰役に於て負傷失明したる軍人に講習を行ひ、自活の道を開かしたることであつて、盲啞講習の嚆矢である。

四、盲啞教育の發達

明治二十八年以來に於ける盲啞教育の發達を數字的に示せば次の如くである。

年 度	學校數	教員數	生徒數
明治二十八年	四	二四	一二九
同 二十九	四	二五	二五七
同 三十	四	二七	三二三
同 三十一	七	三七	四一一
同 三十二	七	四〇	四五六
同 三十三	一一	五五	六二一
同 三十四	一五	七九	七九七
同 三十五	一九	一〇一	一、〇六三
同 三十六	二〇	一一〇	一、〇四三
同 三十七	二〇	一一一	一、〇七〇
同 三十八	二六	一三八	一、四二一
同 三十九	三一	一六八	一、五三二

第十項 社會教育

一、圖書館令の公布

明治三十二年十一月十日勅令第四百二十九號を以てはじめて「圖書館令」なるものゝ、公布を見た。

第一條 北海道府縣郡市町村（北海道及沖繩縣ノ區ヲ含ム）ニ於テハ圖書ヲ蒐集シ公衆ノ閱覽ニ供セムカ爲メ圖書館ヲ設置スルコトヲ得

第二條 明治二十六年勅令第三十三號ノ規程ハ圖書館ニ關シ之ヲ準用ス

第三條 私人ハ本令ノ規程ニ依リ圖書館ヲ設置スルコトヲ得

第四條 圖書館ハ公立學校又ハ私立學校ニ附設スルコトヲ得

第五條 圖書館ノ設置廢止ハ其ノ公立ニ係ルモノハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ私立ニ係ルモノハ文部大臣ニ開申スヘシ

第六條 公立圖書館ニハ館長及書記ヲ置キ地方長官之ヲ任免ス

館長書記ハ聘任文官ト同一ノ待遇ヲ受ク其ノ等級配當ニ關シテハ館長ニハ明治二十五年勅令第三十九號

中聘任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル公立中學校教諭ニ關スル規定書記ニハ公立中學校書記ニ關スル規程ヲ準用ス

第七條 公立圖書館ニ於テハ圖書閱覽料ヲ徵收スルコトヲ得

附 則

第八條 諸學校通則第三條中及小學校令中書籍館及圖書館ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

二、圖書館の増設

新に公布せられた圖書館令に依り、公立學校、又は私人も圖書館を設置することを得るに至つて、全國に圖書館の新設されるものは、漸次その數を増加するに至つた。而して圖書館に對する一般の自覺も漸く高められ、之を利用する者も著しく増加したことは、圖書館の社會教育機關としての存在が漸く意義あるものとなつた譯で、社會教育史上興味ある點と云はねばならない。次に圖書館令の公布以後に於ける全國の圖書館數と、閱覽人員とを示せば、

年 度	館 數	藏 書 數	閱 覽 人 員
明治三十三年	四三	五二五、九七一	一九六、三一〇
同 三十四年	五〇	六一九、二二二	二四一、五九三
同 三十五年	六七	八二一、六七〇	三二七、七二六
同 三十六年	八六	九九三、一四一	五六四、五九一
同 三十七年	一〇〇	一、〇九三、六三八	七〇三、六〇二
同 三十八年	一〇一	一、二七七、〇一〇	七〇四、五一六
同 三十九年	一二七	一、四九九、五九八	九四九、七九八

三、出版物

出版物も前期より引續き加速度的にその数を増加して居り、特に新聞雑誌は前期よりその著しき増加率を示して居たが、これを繼承して累年のその数字を高めて居る。圖書館に於ける閲覧人員の増加と對照して興味ある事實であつて、之等の数字は明治三十年頃より四十年代にかけての、我が教育思想の普及を知る一端となるものであつて、學校に於ける教育の發達とよき對照と言ふことが出来る。次に明治三十三年より三十九年に至る約十年間に於ける之等の發達を系數的に示せば次の如くである。

年 度	圖 書	新聞雜誌
明治三十三年	一八、六一六	九四四
同 三十四年	一九、四六六	一、三三二
同 三十五年	二三、三五七	一、四九九
同 三十六年	二四、七五五	一、五九四
同 三十七年	二六、六一〇	一、七七五
同 三十八年	二八、二七九	一、九八八
同 三十九年	二八、八六一	二、三〇〇

第七節 第六期の教育

第一項 初等教育

一、初等教育の趨勢

日露戰爭以後に於ける教育の發達は著しきものがあり、特に初等教育に於ける、國民の義務觀念が高められ、就學歩合の如きも著しくその率を高めるに至つたのであるが、義務教育年限の期間に於ては、依然從來の繼承であつて、尋常小學校四箇年、高等小學校は二年制三年制四年制の別に分れ、教育期間は本體として、四箇年と云ふことになつては居たが、實際に於いては二箇年を以て高等小學校の課程を修めむとするもの、又は三箇年を高等小學校に學ぶ者、四箇年を學ぶ者等あり、初等教育の修學期間としては八箇年と云ふ制度であるが、實際に於ては四箇年六箇年乃至七箇年と云ふ如き雜然たる有様であつた。然るに我が國の當時の情況は、日露戰爭の勝利に依つて國力は遽かに増進し、一躍して世界列強の間に互するに至つた。斯の如き國情にあつて、義務教育が僅かに四箇年と云ふが如きは、到底許されざる情勢であつて、此處に義務教育年限延長問題の端を發したのであつた。

二、義務教育年限延長

明治三十九年三月牧野伸顯氏が文部大臣に任ぜらるゝや、小學校令の改正その他幾多の改革を行つたが、

最も重なるものは義務教育年限の六箇年延長であつた。従來の義務教育年限は四箇年で、之を六箇年に延長する事は一躍五割の延長になり、一般の情況から推して容易ならざる改革であつた。故にその便宜法として止むを得ざる事情ある時は實施期間を延引するも差支なし。と云ふ便法をまで設けて、この延長を計つたのであつて、文部省當局の苦心の程が察しられる。義務教育年限延長に際し、文部省が發した訓令を引用すれば

義務教育ノ年限即チ尋常小學校ノ修業年限ヲ六箇年ニ延長スルハ改正令ノ主眼トスルコトナリ蓋シ從來ノ修業年限ヲ以テ義務教育ノ本旨ヲ全ウスルコトハ頗ル困難ナルニ依リ明治三十三年現行小學校令制定ノ際既ニ其ノ年限ヲ延長スルノ必要ヲ認メタルモ當時四箇年ノ義務教育スラ尙未タ普及スルニ至ラザリシカ故ニ將來之カ實行ヲ期スルコト、シ其ノ準備トシテ尋常小學校ニ修業年限二箇年ノ高等小學校ヲ併置スルコトヲ獎勵スルニ止メタルノミナラス尋常小學校ニ高等小學校ヲ併置シタルモノ亦大ニ増加シ今ヤ改正ノ時機既ニ熟セルヲ認ムルト共ニ戰後益々國民ノ智徳ヲ上進スルノ必要アリ是レ義務教育ノ年限ヲ延長セラレタル所以ナリ固ヨリ今回ノ改正ハ之ヲ以テ足レリトスルニアラスト雖モ我國現下ノ情況ハ遽ニ之ヲ六箇年ニ延長スルコトヲ許サ、ルヲ以テ暫ク之ニ満足シ其ノ完成ハ更ニ之ヲ他日ニ期セントス

これに依つて文部當局が如何なる精神の下に義務教育の延長を行つたかと云ふことが分り、更に將來義務教育年限を再び延長せむとする意向を示したものであつて、文部省としては六箇年延長を以て完全なる義務教育が行はれるものと思惟して居なかつたことが分る。又この延長に當つてはその結果の如何が慮られて居たのであつたが、實施後の成績は相當良好なものであつた。これに依り當時の教育的國民の自覺が如何なるものであつたかといふことも察するに難くない。

三、延長に伴ふ法令の改正

義務教育の年限を延長したことに依つて、小學校令の一部分が改正せられた。その要點を挙げれば、高等小學校の修業年限を二箇年と改め、三箇年に延長することを得るものとし、尋常小學校の教科目を、修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操とし、女子に裁縫を課し、土地の情況に依りては手工をも加へることを得るものとした。又補習科に對しては益々之れが獎勵の方法を採り、授業時間に對して從來一定の制限が設けられて居たのであつたが之を解き、其の施設に就いても地方の情況に即して専ら實際的價値を高めることに留意した。又尋常小學校教員の實質向上を計る爲めに、試験檢定に依るものは從來の程度を高め、受験科目を新らしく附加した。授業料に就いては、之を徴收せざることを以て本體とし特別の理由に依り徴收する場合は學年に依りその差を設けると云ふが如き事を廢した。

四、代用小學校の廢止

従前の小學校令に依り代用小學校として、私立又は之に類似のものを認めて公立小學校に代へしむる事を得しめて居たが、この制度は小學校に於ける教育が普及せず、教育施設の如きも不完全を極めて居た、明治中期以前に於て、地方教育情況の實情に鑑み許して居たものであつて其後教育思想が漸次普及し、各地方の教育施設も稍々整備を見るに至つたので、義務教育年限の延長に依る小學校令の改正を機會として、之を廢止したのであつた。而して又廢止の理由として、代用小學校の教育施設は著しく不完全なものであつたことをも舉げることが出来る。

五、小學教育の發達

前期に引續いて小學教育は普及し、學校數兒童數共に累年的に増加を示した。次に明治四十年より、四十五年に至る統計を示せば、

年 度	學校數	教員數	兒 童 數
明治四十年	二七、一二五	一二三、〇二八	五、七一三、六九八
同 四十一年	二六、三八六	一三四、三三七	五、九九六、一三六
同 四十二年	二六、〇八四	一四四、五〇六	六、四七三、五九二
同 四十三年	二五、九一〇	一五二、〇一一	六、八六一、七一八
同 四十四年	二五、七五〇	一五七、五三六	七、〇二三、六六一

第二項 師範教育

一、師 範 學 校

一、師範教育の整頓 森文部大臣以來師範教育に關しては、文部當局の最も留意するところで、師範教育の整頓は逐年その程度を高めて居たが、明治四十年四月『師範學校規程』の制定を見るに及びて茲に全く整頓したのであつた。『師範學校規程』には生徒教養の要旨をはじめとして、豫備科及本科、講習科、附屬小學校及附屬幼稚園、設備、設置及廢止等に亘つて凡ゆる規程を網羅して居る。以下にはその規程に依り師範

教育の各般を記すことにする。

二、教育の要旨

明治十九年森文相に依つて示された師範學校に於ける生徒の訓育上の要點とされて居た、從順、友情、威儀等に依る人格陶冶の教育方法は、その後十數年間に於ける師範教育の根本方針として遵守されて森式師範教育として一派の學風を成して來たのであつたが、この時代に至り漸く變化を示すに至つた。即ち明治四十年の師範學校規程に示された生徒教養上の要旨に就いて見ると。

- 一、忠君愛國ノ志氣ニ富ムハ教員タルモノニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素忠孝ノ大義ヲ明ニシ國民タルノ志操ヲ振起セシメントラ要ス
- 二、精神ヲ鍛鍊シ德操ヲ磨勵スルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素意ヲ之ニ用ヒシメントコトヲ要ス
- 三、規律ヲ守リ秩序ヲ係テ師表タルヘキ威儀ヲ具フルハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素長上ノ命令訓誨ニ服從シ起居言動ヲ正シクセシメントコトヲ要ス
- 四、教授ハ教員タル者ニ適切ニシテ小學校令及小學校令施行規則ノ趣旨ニ副ハンコトヲ旨トスヘシ
- 五、教授ハ常ニ其ノ方法ニ注意シ生徒ヲシテ業ヲ受クル際教授ノ方法ヲ會得セシメントコトヲ努ムヘシ
- 六、學習ノ方法ハ偏ヘニ教授ノミニ憑ラシムヘキモノニアラス故ニ生徒ヲシテ常ニ自ラ學識ヲ進メ技術ヲ研クノ習慣ヲ養ハシメントコトヲ努ムヘシ

この數條に依つて始めて師範教育の根本的具體的訓育方法が定められたのである。